

第百四十五回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第十三号

平成十一年四月二十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君

理事 鴨下 一郎君

理事 上田 清司君

理事 石井 啓一君

理事 大石 秀政君

理事 岸本 光造君

理事 小島 敏男君

理事 佐田玄一郎君

理事 桜田 義孝君

理事 中野 正志君

理事 村上誠一郎君

理事 渡辺 博道君

理事 奥田 建君

理事 仙谷 由人君

理事 古川 元久君

理事 赤羽 一嘉君

理事 並木 正芳君

理事 佐々木洋平君

理事 西田 猛君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 柳沢 伯夫君

(金融再生委員 柳沢 伯夫君)

出席政府委員

内閣法制局第三部長 阪田 雅裕君

金融再生委員会事務局長 森 昭治君

金融監督庁長官 日野 正晴君

金融監督庁長官 日野 正晴君

金融監督庁監督 乾 文男君

総務庁行政監察局長 東田 親司君

北海道開発庁総務監理官 斎藤 徹郎君

国土庁長官官房長 久保田勇夫君

国土庁計画・調局長 小林 勇造君

国土庁地方振興局長 中川 浩明君

大蔵政務次官 谷垣 禎一君

大蔵大臣官房長 溝口善兵衛君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省理財局長 中川 雅治君

国税庁課税部長 森田 好則君

厚生省健康政策局長 小林 秀資君

會計検査院事務局長第五局長 小川 光吉君

北海道東北開発公庫総裁 濱本 英輔君

日本開発銀行総裁 小粥 正巳君

大蔵委員会専門員 藤井 保憲君

委員外の出席者

委員の異動

四月二十一日

辞任

渡辺 喜美君

綿貫 民輔君

海江田万里君

玉置 一弥君

山本 孝史君

大口 善徳君

補欠選任

小島 敏男君

佐田玄一郎君

奥田 建君

石毛 鏐子君

古川 元久君

赤羽 一嘉君

同日 鈴木 淑夫君 佐々木洋平君

同日

辞任

小島 敏男君

佐田玄一郎君

石毛 鏐子君

奥田 建君

古川 元久君

赤羽 一嘉君

佐々木洋平君

同日

辞任

岸本 光造君

同日

補欠選任

渡辺 喜美君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

力になってきたらしい、そういう話がございます。現在の国家行政組織の中で、大蔵省は官庁の中の官庁と言われるところでありますから、そのトップの人事となれば、当然、国民注視の的でもあります。そんな中で、まことしやかに伝えられるうわさのとおりだとすれば、えっと驚くのは私だけではないのではないのでしょうか。私は、一連の大蔵省不祥事は大変にけしからぬと憤っております。金融検査部の汚職事件の責任をとって、三塚大蔵大臣、小村事務次官が辞任をされております。しかし、トカゲの頭切りで済むものではありません。不祥事のもともとは、主計局人脈への過剰接待であったことは明らかであります。戦後日本の繁栄に大蔵省が果たしてきた役割は、私は大きく評価いたしておるものではありませんけれども、不祥事がもたらした大蔵行政への信頼の失墜、そして大蔵省の責任もある今日の日本経済の低迷は、まごう方なく負の遺産であります。いよいよ中央省庁再編の中で新生財務省として新たな船出をするとき、過去のしがらみ、情性から解き放たれ、人事政策は一新するのでなければならぬと考えます。大蔵省が名実ともに変わって行くのだということを国民へのメッセージとして正しく伝えるときには、まず、人事登用のあり方こそ問われるべきだと思います。むしろ、私は、李下に冠を正さずという例えもありますから、一連の不祥事に連なつた方々は、お役目の上を望むことなく、負の遺産を引きずることなく、ものものしく、潔くみずから進退を決するべきだと考えておるのであります。この際、人事権者である宮澤大蔵大臣は、かりそめにも、行政組織トップの事務次官人事について、あるいはその他の人事についても、国民から批判されることのないようお願いをするものであ

りますけれども、いかがお考えでありましょうか。
お伺いをいたしておきたいと存じます。

○宮澤内閣大臣 御指摘のございましたように、ここ数年、大蔵省に対する世評は非常に厳しゅうございます。金省反省をしつつ、一日も早く世の中への信頼を回復したいと戒め合っておるところでございます。

人事につきましてお話がございましたが、ただいま国会において重要案件を御審議中でございますので、ただいま人事の構想について私は考え始めておりません。いずれにいたしましても、人事をいたしますときには、文字どおり、適材適所の人事をいたしたいと考えてはおりますが、ただいまのところ、まだその時期でないというふうに思っております。

○中野(正)委員 私たちも、人事のことについては、正直、触れたくありませんけれども、我が自由民主党の中でも、若手の有志の方でこういった議論がありますというのを宮澤大臣には率直にお伝えをしておいた方がいいな、そういう気持ちで申し上げたのであります。

それでは、本題に入らせていただきますと存じます。与党らしくまいりたいと思います。

まず、日本政策投資銀行法案の全体像からお伺いをいたしたいと存じます。

日本経済が戦後の復興期を経て高度成長を遂げる中で、日本産業や地域の発展に大きな役割を果たした開銀や北東公庫が廃止され、他方で、日本政策投資銀行が新たな公的金融の担い手として設立されるということは、日本が一つの大きな転換期に来ていることを象徴しているように感じられます。

二十一世紀を間近に、政府系金融機関に対して新たな役割が期待される中で、日本政策投資銀行はどのような特徴を持った機関になるのでしょうか。まず、法案の大きなポイントについてお伺いをいたしておきたいと存じます。

○溝口政府委員 今回の法案の概要でございますが、まず、開発銀行と北東公庫を廃止いたします

て設立いたしますのは、平成九年九月二十四日の閣議決定に基づくものでございます。

十月一日に新銀行を設立するというところでございますが、政策投資銀行は、三つの活動を大きな柱といたしております。

一つは、経済社会の活力の向上及び持続的な発展のための融資活動を行う。それから、豊かな国民生活の実現のために必要な融資活動を行う。三番目に、地域経済の自立発展に資するための融資活動を行う。ただ、これらはいずれも、一般の民間金融機関の行う金融を補完するものでございまして、そういう意味で、民間で対応できない部分につきまして、長期の固定の低利の資金を供給するものでございます。

業務の内容といたしましては、設備資金の供給、あるいは政策性のある分野、研究開発とか、非設備資金の供給も行うわけでございます。それから、現在行っております貸し流し対策としての長期運転資金融資等につきましては、これは期限でございまして、附則において期限である旨を手当てしているわけでございます。

それから、今回の政府系金融機関の整理統合は、やはり国の役割あるいは政策金融機関の役割をどう考えるかということが重要なポイントでございまして、まず、中期的な政策の運営方針というのを新銀行においてつくりたい。そこで業務の内容をチェックをしてみたいわけでございます。そのチェックをするために運営委員会というような仕組みを設けてまして、外部の有識者の方々に新銀行の活動をよく見てもらうということをいたします。

そういうことを通じまして、世の中の動き、経済の動きに対応して新銀行の業務を不断に見直ししていくというふうにしておるわけでございます。

○中野(正)委員 ここ数年の動きを見ましても、特殊法人の整理合理化の要請がある一方で、いわゆる貸し流し対策に政府系金融機関が大きな役割を果たしている現実があります。

新しい政府系金融機関をつくり上げるに当たって重要なことは、政府系金融機関はいかなる役割を果たすべきかという政策金融についての基本的理念を問い直して、それを新しい機関に反映させることだ、その確信をいたしております。

この日本政策投資銀行法案を作成するに当たっての基本的な理念、それを御説明いただきたいと存じます。

○溝口政府委員 基本的には、やはり政府全体の役割をどう考えていくかというところから出てくるものでございます。政策金融機関につきましては、民間金融で対応できない部分をどういうふうにするかというところが重要なポイントでございまして、そういうことから、基本的な理念として、政策投資銀行の役割は、社会的意義が高く、公的関与が求められる分野のうち、有償資金の活用になじむ分野というのが一つの活動の分野でございまして、それから、投資回収に長期期間を要する、さらに収益性が低い、それからリスクの評価が投資が長期にわたるために非常に困難である、そういう事情から民間金融機関のみでは対応できない分野に業務を行っていくという、二つのことが言えるかと思えます。

それから、こういう役割はやはり世の中の変化、経済の変化に応じて変わるものでございまして、それから、それに伴って変える仕組みを、先ほど申し上げましたように運営委員会というような形で織り込んでおきたいと存じます。

○中野(正)委員 今回の開銀と北東公庫の統廃合は、もちろん特殊法人の整理合理化が直接的な契機となつて行われるのでありますけれども、単に政府系金融機関が一つになるということだけでは、なくては、もつと顧客、お客さんにとつての利便性が増すとかあるいは効率的な業務が可能になるのだとか、そういうより積極的なメリットが生じるものと考えておりますけれども、そのメリットとは具体的にどのようなものなのか、お伺いをいたしておきたいと存じます。

○溝口政府委員 融資をお受けになる国民の方々の利便がどういふふうに変わるのか、向上するのかがという質問かと思いますが、一つは、開発銀行が長年にわたつて全国ベースで、産業の情報でございますとかあるいは産業における知識でありますとか、細かく業種ごとにノウハウを蓄積しているわけでございます。この開銀の蓄積されたノウハウというのが北海道の地域においてもダイレクトに活用できるように、使われるようになるというところが一つの面でございます。

それから、北東公庫におきましては、北海道、東北地域で地域に密着したきめ細かい地域開発というのを主としてやってきたわけで、その面でノウハウというのは北東公庫にもたくさんあるわけでございまして、今度は開銀と一緒にすることによりまして、そういう北東公庫の知識、ノウハウというのが北海道、東北地域以外にも大いに活用されるということがございます。

それから、具体的に今度は北海道などについて見ますと、従来は開銀と北東公庫、二つ以上の政府系金融機関から借りていた顧客につきましては、新銀行、政策投資銀行という機関から全部借りることができるようになります。今までは二つの金融機関から借りていたのが、そういう利便が生ずるわけでございます。例えば、今まで開銀と北東公庫で重複しておりました取引先というのが九十社ぐらいあるわけでございます。それが一本の金融機関と話をし、融資を受けられるというような利便がございまして、

それから、北東公庫と開銀を合体することによりまして総務、管理部門というのが集約をされます。そういうことで削減できてまいります人員といたして実際の融資活動に活用するということができてまいります。そういうことで、むしろ本部の機構を小さくしまして、支店とか事務所の人材をふやすというようなことが可能になっております。正確な数字はあれでございまして、多分三十人以上はそういう管理事務を離れましてそういう地域の融資事務に従事が可能になってい

く、これはやはり顧客にとつての利便を増すものではなからうかと思うわけでございます。
○中野(正)委員 ぜひ民にとつて、地域にとつて実のあるメリットが果たされますように督促をいただきたいと思ひます。

次に、特殊法人の整理合理化の一環であることに照らして、どのような工夫がなされているかについてお伺いをいたしておきたいと存じます。

まず、今回の統廃合により、きのうもちょっとお話がありましたけれども、機構や役員数の点でどのようなスリム化が図られているのか、具体的に御説明をお願いいたします。

そして、このスリム化は、単に機構や役員数を減らすことのみにあるのではなく、業務の見直しの仕組みが法律に反映されるということが重要だと思ひます。このような観点から、平成九年九月の閣議決定により求められている民業補充として業務の減量、再編成についてはどのように反映されているのか、お伺いをいたしておきたいと存じます。

○漢口政府委員 まず、機構面から申し上げます、合併以前におきましては、両機関合わせまして三十の部それから六の室があつたわけでございますが、新銀行になりますと、これが二十八の部になり、四の室になるわけでございまして、部としては二つの部が減り、室としては二つの室が減るというふうなことでございます。先ほど、本部の組織の合理化をむしろ一線の方に人材を回すということがこういうことにより可能になるわけでございます。

それから、北海道におきましては、北海道の北東公庫の支店と札幌の開銀の支店があつたわけでございますが、それが一本化するというふうなことになるわけであります。

それから、役員の数につきましては、法定役員数は両機関合わせまして今まで二十六名でございましたが、これが十七名に削減することになります。このうち常勤の役員でございしますが、常勤は十七名が十三名に減ることになりまして、約四

分の一の削減でございます。

職員につきましては、全体として両機関合わせまして合併前と後におきまして変わつておりません。ただ、これは入りくりがございまして、今度の合併に際しまして、環境事業団それから地域整備振興公団が行つていた融資業務を新銀行に統一することになっております。いわば新しい業務がふえるわけでございます。これによる人員の増が七名でございます。他方で、開銀が行つておりました輸銀の業務とやや重複する部分あるいは農林公庫の行つていた業務と重複する部分をそちらに移管しております。それで減る分が三名ございまして、実質は四名ぐらい合併によつてふえるわけでございますが、それを実質減といふことでやつておるわけでございます。

こういうことによりまして合理化を進めておりますし、今後、不断の見直しを続けていくということであらうかと思ひます。

業務の合理化につきましては、より政策的に意義の高い分野に重点化を図る観点から、融資対象分野の徹底した見直しを毎年度の予算編成において行つてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○中野(正)委員 ほかの機関の融資を担当するようになるとか、あるいはいわゆる貸し渋り対策などで急激に減らすわけにいかないということでありましようけれども、やはり、整理合理化という観点からしますと、中長期的にはしっかりとスリム化を図られるべきだ、こう思つておりますので、あえて御注文を申し上げておきたいと存じます。次に、日本政策投資銀行の業務についてお伺いをいたします。

開銀や北東公庫は、ちよつと申し上げましたように、戦後の経済復興期に日本の産業基盤に資金を供給するという使命を与えられたことから、設備資金の供給が主な任務とされてきたようでありまふ。しかし、二十一世紀を迎え、いわゆるハードよりソフトが重視されるようになってきた経済状況にかんがみれば、単に設備資金のみを供給す

るだけでは時代の変化に応じた機動的な政策支援が困難ではないかと思ふのであります。

このような背景の中で、日本政策投資銀行はどのような業務を行うことになるか、その重点概要とでもいいますか、それをお知らせいただきたいと存じます。

○漢口政府委員 新銀行の業務でございますが、従来、開銀、北東公庫の融資の大きな目的の柱が産業の開発ということに重点が置かれていたわけでございまして、新銀行におきましては、平成九年九月の先ほどの閣議決定に基づきまして、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的発展、その三つを重点分野として融資を行つていくということでございます。

それで、先ほど、そういう業務の中で、単に設備資金だけではなくて設備資金以外の資金についても考えていくべきではないかという御指摘がございましたけれども、その点につきましては、新銀行におきましては、設備資金等の供給に加えまして、研究開発資金を初めとする、特に政策的にある分野に向けた事業の遂行に必要な資金を供給するということを業務の一つの大きな柱といたしております。

例えば、今度、地域振興整備公団から移管を受けます産業地域の振興資金の融資でございますとか、あるいは環境事業団から移管を受けます土壌汚染等防止のための融資でございますとか、さらに、ベンチャー企業の生産委託の際の前渡金、そういうような設備資金でないものに対する融資でありますとか、あるいは特許権、販売権等非設備性の権利の取得のための資金についても融資などができるような形になっているわけでございいたします。

○中野(正)委員 とりわけ、後段にありましたベンチャー企業の育成問題を含めて、ぜひ新しい分野に御検討いただくように、これまた督促をいただきたいと思ひます。
北海道や東北地方の経済に大きな影響力を持つ

ていた北東公庫が廃止されるのに伴つて、旧北東公庫の対象であつた分野への金融が不十分になるのではないかと懸念の声も実は私どもの地元でも聞かれるのでありますけれども、問題はありませんかとしっかりと確認をしておきたいと存じます。

ちなみに、我が自由民主党東北ブロック両院議員会の決議として、「東北・北海道地域の現状は、経済的にも、産業や社会発展の基盤となる社会資本整備の面においても、いまだ他の地域に比べて大きく立ち後れており、また、近年の相次ぐ金融機関の経営破綻等により、経済情勢は一層厳しさを増すなど、北東公庫が果たすべき役割と期待はますます高まっている。」云々とありまして、一番目、「新銀行の設立に当たつては、北東公庫が有していた地域整備関連分野を新銀行の業務の重要な柱の一つとして明確に位置づけること。」二つ目、「新銀行の本部機構における地域整備関連分野の統括や重点対応を行う部門の設置、支店・事務所

の拡充を図るとともに、本部機構に東北・北海道地域を担当する部署を設置すること。」三つ目、「新銀行に北東公庫が地域開発金融機関として有している地域支援機能を円滑に継承させること。」等々、要請、要望いたしておたわけでありますけれども、以上の点はしっかりと担保されているかどうか、確認をいたしたのであります。

○宮澤国務大臣 北東公庫が設立されたのは昭和三十一年でございまして、当初は北海道だけを対象にして北海道開発公庫で発足いたしました。間もなく東北がそれに加わりました。

その当時、既に開銀は地域金融ということをやつておたわけでございましてけれども、北海道の将来を考えると、やはり特別な資金的な国による援助が大切であるという認識が高まりまして、もうそのとき既に苦衷ということがかなり議論になっておたことと記憶いたしますが、それで北海道開発公庫というものが成立いたしました。ところが、そのころから、いや、東北にも実は

そういう問題があるというお声があつて、東北ではそのときに、たしか東北開発公社と言つたと思いますが、砂鉄であるとかあるいはボードであるとか、いろいろなことを苦勞しておられたわけですから、なかなかかはかしくありませんで、やはり東北にもいろいろ問題があるということ、間もなく北海道東北開発公社ということに変わりますので東北をカバーすることになったわけでございます。

その後、北海道は、昨日も申し上げましたが、石油危機等々国際的な環境の変化もありまして、そのほかにも、炭鉱であるとかあるいは漁業であるとかローカル線の廃止であるとか、いろいろどうも悪いことが続きまして、ますます苦東というものに北海道の人たちの期待が集まつたのでございます。東北におきまして、やがて、石油危機が一つの契機でございまして、むつ小川原、これは昨日もいろいろお尋ねがございましたが、新全総との関係で注目されるようになりまして、しかし、ここもいろいろ状況の変化でなかなか思うように事業が伸びないところ、今日に及んでおります。

そういうことでございますから、北東公庫の使命が要らなくなつたということではない。もともと開発銀行が地域開発ということを中心としておつたところでございますから、そこへ行政改革の趣旨もありまして戻すわけですが、しかし、今日の北海道の現状あるいは東北におけるむつ小川原等々の将来なども考えますと、北東公庫が持つておつた使命が達成されたということではありませんで、むしろ、まだ達成されてないというふうに申し上げるべきものだと考えております。したがって、新しい銀行は、その点について、北東公庫が達成しようとしていまだ達成していない使命について十分に重点を置いて考えてもらわなければならぬ、こういうふうな考えです。

○中野(正)委員 大変心強い御発言でございます。東北のためにまた北海道のために、ぜひ引き続きの御指導と御支援をこの際お願い申し上げます。

いと存じます。

日本政策投資銀行の業務の中には民間の金融機関に任せておいてもよいものがある、こう思われますけれども、いかがですか。

○溝口政府委員 先ほど申し上げましたが、政府系の金融機関は民間の補完でございまして、民間でできる部分につきましては、これは控えるという基本方針でやっておりますのでございします。もちろん、個々の融資制度もございしますけれども、実際に個別の融資に当たりまして、そのところをきちつとチェックしたり、政府の方が出過ぎないように一定の仕組みを設けておるわけでございします。

一つは、民間金融機関との協調融資を行うことが非常に多いわけでございしますけれども、開銀が融資する上限をいろいろな融資制度ごとに定めておりました、そういう意味で、民間ができる部分についての融資を開銀が行えないような一般的な仕組みを設けております。

それからさらに、個別のプロジェクトごとのいは融資案件ごとに、資金を供与するに当たりますして、日本政策投資銀行の資金供給がなければ事業の遂行が困難であるのかどうか、借り手である事業者によく聞くということをやります。

それから、事業者の取引銀行、協調融資の相手となつたりする場合が多いわけでございしますけれども、事業者の主要な取引金融機関につきまして、そちらの方で手当てすることが可能なかどうか、あるいはそういう気持ちがあるのかどうかというふうなことをチェックすることになっておりまして、そういう形で先生御指摘のような問題については対応することになっていくわけでございします。

○中野(正)委員 もうちょっと御説明をいただきたいと思ひますけれども、日本政策投資銀行が業務を遂行するに当たつて守るべき原則として、お話をありました民衆補完原則があると。一般論としては理解できますけれども、具体的にどのようにしてそれを担保していくのか、それもお伺いを

いたしておきたいと存じます。

○溝口政府委員 御提案いたしております法律の一条に、民衆の補完に留意して業務を行いなさいという基本的な考え方がまず書かれております。それから、業務の条件といたしまして、民間金融機関と競争するということを禁止しておるわけでございまして、法律の二十一条によりまして、新銀行の資金供給というものは、民間金融機関の資金供給のみによつては事業の遂行が困難な事情があるときに限り行われるということがございまして、その基本的な考え方のもとに、先ほど若干触れましたけれども、融資制度ごとに新銀行が融資する上限をいろいろ定めるといふことがございします。それから、個別の融資案件ごとに、民間の金融機関だけでは対応できないのかということをお話

し合ひの過程でヒアリングをいろいろいたします。そういうことによりまして民間の補完ということを実際に担保していくこととございします。

○中野(正)委員 次に、平成九年九月の閣議決定での苦東公庫の開設及びむつ小川原開発の両プロジェクトの取り扱いについて、新銀行設立までの間に関係者間で結論を得ることとされておりますので、これらに関連した質問をいたしたいと存じます。

これまでの議論で明らかなように、開銀と北東公庫の統合は、政策金融に新たな役割を發揮させ、我が国の緊急の課題である金融や産業の再生などを實現する手段であると考えます。この点を踏まえると、新銀行の設立は苦東開発やむつ小川原開発にかかわる損失処理が目的だとの見方もありますけれども、私はこれは正しくないと考えます。

以上を前提にお伺いをいたしますけれども、苦東債権やむつ債権の償却により北東公庫は債務超過になるとの懸念の声がありますけれども、仮に北東公庫の機能の發揮に支障を来すということであれば、金融機関等の破綻などで厳しい環境にある北東地域にとっては大変憂慮すべき事態になります。

しかしながら、そもそも、政策金融機関における債務超過は、利潤追求を目的とする民間企業と同列に論ずることはできないのではないのでしょうか。すなわち、政策金融機関は、設置法に定める政策目的を遂行することを使命とするものであつて、財務内容から業務の遂行が困難となることではない、政策遂行のために国が適切な措置を講ずることが前提となつてゐるのではないかと申すのであります。現に、北東公庫を含む公庫グループは、利益が発生した場合に国庫納付が義務づけられてゐる一方で、損失金が発生した場合は国の責任によりこれを補てんされるということになっております。また、北東公庫の資本金の規模から見ても、苦東債権、むつ債権の取り扱いによつて数字上も債務超過とはならないと見てよいのではないかと、私はそう考えるのであります。

以上の点についていかがお考えですか、お伺いをいたしておきたいと存じます。

○濱本説明員 北東公庫の財務状況を見てみますと、苦東プロジェクトに關しまして、平成九年九月の閣議決定に基づきます処理、今年度上期におきましてこれに係ります償却損、北東公庫に約六百五十五億円の償却損を生ずると見込まれております。この償却処理などによりまして、上期の公庫の損失額は全体で七百八十六億になると見込まれておりますけれども、上期末におきます資本金の額が千六百六十三億円と見込まれております。この限りにおきまして債務超過を生ずるといふ事実はないと存じます。

ただ、むつにつきまして、昨日来御議論がございしますとおりでございますけれども、今、閣議決定に基づきます関係者間の協議が進められておりますが、これが統合を果たします十月初めまでに協議の結論を得たいと考えているわけでございします。その結果、どういう形にこれがなるのかというところを現在見込むことはできないわけでございますけれども、一般的に申し上げまして、債権の全額が回収できない事態というのは考えにくいわけでございますので、むつ債権の取り扱いによつて

公庫が債務超過になるという論拠もないというふうに考えます。

それから、先生から問題提起をいただきました点につきましてでございますけれども、政府金融機関の場合と民間金融機関の場合とを比べました場合に、それぞれ存立目的が異なるわけでございまして、さまざまな場面におきましてそれぞれの目的に応じた合理的な判断があつてしかるべしとの点につきましては、示唆的な御指摘として承らせていただきました。

○中野(正)委員 お話にありましたように、北東公庫の苦衷は、去る十二月の閣議了解に基づき、新銀行の設立の際に処理を行うこととされております。これを受けて、新銀行法案においては、開銀から新銀行に承継される準備金を用いてこの損失を処理することとなっておりますけれども、私は、開銀の統合による新銀行の設立に当たつて、こうした処理というのはいささか合理的なやり方のように考えるのであります。

すなわち、二つの機関は業務が類似しており、また、いずれの機関も国が一〇〇%出資する法人であります。片や開銀は、大企業を対象として、制度上潤沢な準備金を留保しておりますけれども、北東公庫は中堅、中小企業対象ということで、制度上も準備金は留保できないという現実もあります。

国が政策的な観点から、いわば出資者である政府の持ち分に相当する出資金や準備金を新銀行へ継承する中で、公庫の損失処理について新銀行に継承される準備金をもつて行うやり方、あえて外からの新規の資金投入によらず、いわば兄弟間のやりくりで処理をするようなスタイル、それは私は自然であると考えておるのであります。しかも、こういった処理は法律上も明記されておるのではないかと考えておりますけれども、いかにお考えですか、お伺いをいたしておきたいと存じます。

○宮澤国務大臣 その点は、御指摘のように、損失は既に苦衷について現実に生じておるわけでご

ざいますから、その損失を新たに国民的な負担にならずにどのように処理するかという問題でございますので、その方式に御同意をいただきますが、さらには申しますと、先ほど北東公庫の総裁が言われましたように、むつ小川原について今後どのような処理が行われ、したがってどれだけの損失が生ずるかは、今、目下未知数でございますけれども、新銀行の出資、融資の限度は新銀行の準備金と資本金の合計の十五倍となつておりまして、計算をいたしますと、むつ小川原につきましてある程度の損失が生じましても、この十五倍という限度は十分にクリアできる、こういうふうにご考えますので、したがって、新銀行の活動に支障を生ずることはないであろうというふうにご考えております。

○中野(正)委員 お説のとおりだと思いますので、どうぞ自信を持って頑張つていただきたいと思つてます。

次に、この苦衷、むつ両方とも、大変広大な用地であります。調べましたら、分譲予定面積に対する分譲率は、現在、それぞれ一五%、四〇%弱と、残念ですが、大変小さいものになっておるようであります。しかし、実際の面積ベースでは、おのおの八百ヘクタール超、そして一千百ヘクタール超と、普通の工業団地からすれば十数カ所分あるいは二十数カ所分の分譲はなし得てきておるようであります。

苦衷、むつに共通する特色は、用地の権利関係がしっかりと整理されて、所有権が一つに集約されておることだ、それから既に漁業権の補償も終えておることだ、さらに、海があり、山があり、川があり、また湖沼に囲まれた自然空間を保持し得ておることだ、そういうふうにご理解をいたしております。

苦衷、むつは、七〇年代の第一次オイルショックの際に、すぐさま石油備蓄基地建設の用地を提供されたようでありまして、第二次オイルショックの際には、苦衷では石炭火力発電所を建設され

ました。むつでは既に、日本のエネルギー政策上極めて重要であります原子燃料サイクル施設が稼働を始めておるわけでありまして、これも苦衷、むつといった備えがあつたからこそ対応できたのだなと私は確信をいたしております。

一般的に言えば、事業が失敗すれば何も残りません。この両プロジェクトは、縁豊かで、しかもいつでも使うことのできる、まとまりのある広大な用地を残しているものであります。これを二十一世紀、次の世代のためにどのように活用していくかを考えることが今一番求められているのではないでしようか。

二十一世紀には正直何が起つてくるかわかりません。地域の振興のみならず、国家の危機管理の上でも、まとまりのあるこの二つの用地、これから必ず必要なときが来る、私はそう確信をいたしておるのでありますけれども、今日までの長い歴史を詳しく御存じをいただきます宮澤大臣個人の考え方を、この際、改めてお伺いをいたしておきたいと思つてます。

ちなみに、御答弁をいただく前に、きのうの議論を聞いて、東北、北海道選出議員の立場からは、今日の時点でもこれでもけしからぬと批判するのは容易なことではありますけれども、その当時の判断としては妥当なものであつたと私は理解しているものであります。

当時の国内の経済計画を調べますと、池田内閣の所得倍増、完全雇用、佐藤内閣の均衡がとれた経済発展を通じて住みよい日本の建設、そして田中角栄首相の列島改造論と続くのであります。国民みんながというよりは、私たちの先輩の大正生まれ、そして昭和の戦前生まれの皆さんが、アスナロ精神で、日本が、地域が、私たち家族が豊かでありたい、そういうふうにご懸命に実を頑張られた時代であります。当然ながら、条件不利地域と言われる東北、北海道に対して国が特段の配慮をする、苦衷、むつ小川原といった、本来開発など及ぶものがない、そんな地域に国の政治の光を当てる、まさに私は大きな夢を地域とその住民に与

えたナショナルプロジェクトであつたのだと思つております。

御承知のような経済激変が苦衷、むつの今日の状況を招来せしめたことは大変残念ではあります。確かに、きのうの議論で指摘されましたように、各省庁機関の連携でありましてとか計画の修正問題あるいは経営などでの不適切な点は、首肯できるところは一部ありますけれども、大きな間違いであつたかのごとく議論は納得できないのであります。富の蓄積もない、自力での発展も難しいという地域に国が特別の配慮をする、これは政治の、また国の重要な役割だと考えております。

何はともあれ、苦衷、むつとも今後の土地利用策でいろいろなプロジェクト案が提示されております。重大な反省をしながら、この法案の成立を機に、さらにすべての英知を結集して所期の成果をおさめたい、私どもも精いっぱい協力させていただきます。そう念じておるところでありますけれども、宮澤大臣のお考えをお聞かせをいたしたいと存じます。

○宮澤国務大臣 北東公庫の誕生のいきさつにつきましては先ほど少し申し上げたところでございますが、当時、昭和三十一年、二年、北海道も東北地方も特別に国の金融的な配慮を必要とする状況にあつた、そういうことが地方からの要望であつたことも確かであります。が、同時に、国におきまして、新全総が述べておりますように、やがて四十年代になりまして当時の我が国の国情として、将来を展望してかなり大きな用地あるいは水等々、大きな工業立地、長大な設備設置産業等々の用地が不足しておる、国の将来を考えるとその確保はどうしても必要であるというのが新全総の認識でございますが、したがって、国としてもこの北海道及び東北の将来に大きな期待をかけて、その中から苦衷あるいはむつ小川原というような具体的な計画が生まれ育つていったわけでございます。

その後、石油危機が二度ございまして、やがて我が国は、殊にブラザグ合意以来かつての高い成長

がとまりまして、今こういう非常に不振の状態にございませけれども、しかし、将来を展望いたしますと、今の日本は一つの隆起に遭遇しているのであつて、これは必ず乗り切ることができると、そして二十一世紀に向かつてもう一遍飛躍をすることができると、これは私は間違いないと考えておりますが、そのときに、再び北海道あるいは東北に、今そうやって、いわばいつでもレディーという大きな用地をやはり日本の経済は持たなければならぬのではないかと、今こういうふうに私は考えています。

今、北東公庫が損失金を出しまして、それをこういう形で処理をして、新しく新銀行にその仕事を引き継いでもらおうとしておりますが、願わくば、北海道がそうであつたように、むつ小川原につきましても、何かこの後の承継の体制というものを何とかつくつていただきたいと私は念願をいたしております。そのための国の負担、こういう形で北東公庫の損失金となつていくかと思ひますけれども、それは日本の将来を考えれば、やはりこのところは多少国が負担をしてでも、この両方の地域の将来に於ける期待は大きいと我々は考えております。したがって、むつ小川原につきましても、何かの体制が生まれて、ある程度北東公庫が損失金を覚悟しなければなりません。それは、しかし決してむだ金であるとは私は思ひません。

今までこれらの問題についての行政の対応というのには百点満点ではなかつたかも知れませんが、北東公庫が後ろについておるといふことで、多少親方日の丸的な部分はあつたかも知れませんが、いふもの、大局的に見て、この苦衷とむつ小川原といふものは、私は、この際多少の負担があつても将来に向かつて確保していくことが、地域にとってはおもつてありますけれども、国にとつて大切なことだといふふうに考えております。

○中野(正)委員 私たちは、二十一世紀は東北、北海道の時代だと自負をいたしておりますけれども、今宮澤大臣から大変に心強い御発言がござい

まして、本当にうれしく存じております。これからも、どうぞよろしくお願い申し上げますと思ひます。

それでは、次に、日本政策投資銀行の情報公開への取り組みについてお伺いをいたしておきたいと存じます。

民主的な行政の推進に資するため、行政機関による一層の情報開示が求められている昨今でありますけれども、政府系金融機関も例外ではありません。新銀行はどのような情報公開を行つていくつもりなのか、お伺いをいたします。

○溝口政府委員 まず、財務諸表等の関係でございますが、これは特殊法人一般の規定が九年の通常国会におきましてできまして法整備が図られて、それに基づいて開銀、北東公庫、既にやつてるところでございますが、これが新銀行にも引き継がれるということになります。

それから、今御提案申し上げている法律案によりまして、役員の給与等の支給基準については、これは十九条でございますけれども、公開を義務づけているというふうなことをいたしております。それから、政策投資銀行が作成いたします融資の指針でありますとか、あるいは業務の遂行状況を検討する機関として運営委員会を設けておりますけれども、その運営委員会の検討結果、こういうものについても公表をするということでございます。

さらに、国民各層に對しまして、新銀行の業務の状況等をディスクロズというふうな形で公表し、さらにインターネットのようなものも使ひまして公表を行つてまいりたい。こういうものにつきましまして既に両機関で行つてるところでございますけれども、新銀行になりましたらさらに充実をしていくべきものと考えております。

○中野(正)委員 最後に、これまで開銀や北東公庫が行つてきた中堅企業など向けのいわゆる貸し流し対策、どのように取り組んでおられるか。また、一生懸命頑張つておられることは重々承知はいた

しておりますけれども、引き続き中堅企業などへのこういった貸し流し対策、しっかりと実施をしていただくということが大変大事だと考えますけれども、いかがでございますか。

○小瀬説明員 貸し流し対策についてのお尋ねをいただきましたが、この問題につきましては、実は一昨年の十二月に、私も、政府の経済対策を受けて、貸し流しの影響を受けている健全な中堅企業等を支援すべく新しい制度を設けまして、以来積極的な対応を行つてまいりました。しかし、なかなか現象としての貸し流しがおさまつてきておりません。そこで、そのような状況の中で、昨年十一月、御案内のように政府が緊急経済対策を打ち出しまして、その中でこの信用収縮対策が非常に大きな柱として取り上げられました。そのもとで、昨年十二月に日本開発銀行法の一部改正が行われまして、長期運転資金の融資あるいは社債償還資金融資の導入等、貸し流し対策の一段の強化が行われました。

これに基づきまして、私も、特に昨年の十二月から年度末三月にかけて、この信用収縮対策に全力を挙げて取り組んできたところでございますが、簡単に数字を申し上げますと、この結果、三月に終了いたしました平成十年度の開銀融資全体の数字で申し上げますと、速報値でございますが、年度当初の計画の一兆七千七百十億に對しまして二兆六千八百四十四億、大まかに申し上げまして計画との比較では約一・五倍、こういう実績を上げております。これはもちろん融資全体の数字で申し上げますが、その七割以上は制度の適用あるいは実質的な貸し流し対策という内容でございます。北東公庫につきましても、大変この問題には特に精力的に取り組んでおられると伺つておりますが、両者合わせまして貸し流し支援にそれなりの相当な実績を上げてまいつた、こういうふうにご考慮しております。

また、今後とも、昨年の法改正は、これは御案内のとおり十二年度末までの期限立法でございますけれども、貸し流しの現象が続いております現状、なお私もといたしましては、中堅企業等に對してこの対策をさらに充実させていきたい、このように考えております。

○中野(正)委員 まます頑張つてください。終わります。

○村井委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。通告に従ひまして質問をさせていただきます。今こういふふうに思ひます。

今回の日本政策投資銀行法案につきましては、私は大きく二つの観点があると思ひます。一つの流れは、特殊法人、これの整理合理化をどうするかというところで合併という話が出てきた。それについて、政府の金融機関の役割、あるいは時代背景が変わつてきた中で特殊法人としての位置づけ、これを基本的に原点に戻つて洗い直していく、その中でこの法案を位置づけていくということ、これが一つ大切なことだと思ひます。それからもう一つは、この中に含まれていて、先ほどから議論の出でおりますいわゆる国家プロジェクト、ビッグプロジェクトに對して、これが長期にわたつていろいろな時代背景の中で進められてきた。今回一つの節目を迎えて、見方によつては我々はこれは破綻したといふふうに見ておりますが、こういう時代背景の中で、今回の失敗といふものをどのように将来に生かしていくかという、その観点が重要だろうといふふうに思ひます。

それだけに、ただ合併して、それで開銀銀行の準備金の中で償却をして、それで話が終つたといふことじゃなくて、この際に、本当に何が問題であつたのか、どういう構造的な欠陥があつたのかということも含めて、私は、慎重に審議をしてそれを明らかにすることによつて次の仕組みといふのを考えていく、こういう観点がやはり必要なんだろうといふふうに思ひます。

それだけに、ぜひ時間をかけて根本的な議論といふのをまずやつていただきたい、このことを冒頭、心からお願ひをする次第であります。そうい

う観点に立つて、一つ一つの時間の許される中で質問をしていきたいというふうに思っております。

まず第一に、大蔵大臣にお聞きをしたいと思います。先ほどの、いわゆる特殊法人を整理合理化していくという行政改革の観点の中でこの二つの機関を合併していくという結論を得られる、こういうことでありますが、基本的には、この特殊法人を見直していくときに、まず廃止ということがあると思うのです。時代背景の中でもこの機関は要らないということ、それについてまず議論をする、それで要らなければその部分は廃止をしていくという、これが特に北東公庫の場合にあったのかどうか、そのところであります。

それからもう一つは、民営化という議論があるわけですが、これは、財投をどうするかというところがまず前提に議論としてないと話にならないだろうというふうに思いますので、この部分は別の問題として、この廃止という前提についてはどう議論をなされたのか、なぜこの二つの金融機関が合併という結論に至ってきたのか、そのところを改めてまず御説明をいただきたいというふうに思います。

○宮澤国務大臣 昭和三十一年にまず北海道開発公庫が、続いて東北を含めまして今の公庫になりましたことは先ほど申し上げましたが、当時既に開銀はございまして、開銀自身は地域金融というものを分担いたしておったわけです。しかし、その中で、北海道また東北は特段の処理を必要とするという地域の要望、国の認識から北海道東北開発公庫が誕生をいたしまして四十年になるわけでございます。

昨日も総裁が説明をしておられましたが、今我々は北東公庫といいますが、むつ小川原あるいは苦東というのが話題になりますけれども、実は、この四十年間に北東公庫がしてきた仕事は、それ以外にも、むしろそれ以外が本来でございまして、非常に大きな仕事をして、しかも、その間不良債権になりましたのは〇・一五%と言われましてから、それはもう非常に大きな仕事をしてこ

れて、それによって北海道及び東北地域の需要にこたえてこられた。このことの方が大事な部分でございまして。

そこで、その仕事はこれから新銀行になっていくわけですが、北海道あるいは東北が北東公庫を要望され、また公庫がしてきた仕事から見まして、全国の中でも特段の注意を要する地域であるということ、一般論として私は恐らく変わらぬであろう。恐らく、北海道、東北もほかと全く一緒になりますと、今度は新銀行ではそうなるわけですが、しかし、やはりこの公庫のしてきた仕事に対するこれらの地域のこれからの要望も大きいということは、先ほどの御質問にもございまして、そうであろうと思います。

それで、なかなかその中で苦東とむつ小川原をどうするかということが昨日以来御議論になっておるわけですが、私もこれはやはり将来に向かって、多少公庫が損失を出してしまっても存続をして、やはり将来に入り用なプロジェクトではないか。苦東につきましてもその形があらわれただけでございまして、むつ小川原についてはまだ具体的にございまして、したがって、それをこちらから申していってもいいのではないかと、恐らくやはり何かの承継が考えられるのではないかと。少なくとも、私どもの方というか、北東公庫としては、そういうお話に入っていく用意があるということとはもう間違いないこととございまして。

そういうことで、したがって、廃止をするのともしやいまして、形の上で北東公庫という名前はなくなくなっていくわけですが、北東公庫がやった仕事及びその承継というものは、今後ともそういうニーズ、そういう仕事の必要というものがあろうというふうに私は判断した次第であります。

○中川(正)委員 恐らく北海道それから東北地域の状況というのは、今回の経済が非常に行き詰まっています中でも深刻なものだということについては我々も認識をしておりますし、その中で、特

に中堅の企業を中心にいろいろな形で役割を果たしてきた、これについては私も否定するわけではないのです。どちらかというと、その処理の仕方ですね。

実は、我々は、民間金融機関を対象に、これを産業として再生させるためにどんな仕組みをつくっていくかという議論をこれまでやってきました。そういう場合に、こうした苦東あるいはむつ小川原、先ほどの議論のように、こういうものを抱えて、実質債務超過ではないという答弁が先ほど出ていましたけれども、むつを想定して全体の流れを見たとときに、普通であればこれは破綻処理です。よという形のものが当然民間の基準からすれば出てきても不思議ではないという銀行を抱えたときに、民間であれば、普通は不良債権と健全な債権を分けて、健全な債権の方をこうした受け皿銀行をつくりながら移す、不良債権については、これはまた別個な手法の中で、一つ一つ責任というものはつきりさせていきながら過去を洗い直す、それによって将来に生かす、そういう一つの方法論というのがあるんですね。

それをやろうと思えば、今回もそういう形のものでできるだろう。にもかかわらず、すべてを一緒にして、一番安易な形で新しい組織の準備金というところで償却をしてしまおう。その償却をしてしまおうということによって過去の本当のこの教訓が生かされない。うがった見方をすれば、これで全部包み隠してしまおうじゃないか、もう過去のことはきれいにしまおうじゃないかというように形でもしこれが進むとすれば、全く将来にこの話が生まれてこないのじゃないかということでありまして。

そういう意味で、そうした選択もあるにもかかわらず今回のような形にしたのはなぜか、そういう意図で私は先ほどの質問をさせていただきまして、そのことについてお答えがあればひとつ答えていただきたいということ。

それから、北海道開発庁の方も共管という形でこの処理の問題についてはかかわっておられるわけ

であります。その北海道開発庁の方からも、この点について見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○溝口政府委員 御指摘のように、発生いたした損失の処理をいたしましてはいろいろな方法があるかと思ひます。

ただ、私もが政府として御提案申し上げておりますのは、今度新銀行が、先ほど先生御指摘になった行革の流れ、特殊法人の整理統合の流れで廃止をいたしまして一つの銀行にするということとが実は既に決まっておったわけでございます。その中で、開発銀行と北東公庫の一切の権利義務を新銀行に引き継ぐということがあつたわけでございます。したがって、北東公庫の発生いたします損失の処理につきましては、新銀行全体として一体に処理することが適当であるというふうに判断をしたところでございまして。

それから、新銀行は、開銀からは準備金を引き継ぐわけでございます。さらに、新銀行におきましては、北東公庫の場合と違ひまして、一定の経済の変動によります、あるいは取引先の状況の変化によります、それから発生するような損失については準備金の中で吸収していくという仕組みを開銀と同じように新銀行の制度の中に設けたわけでございますから、したがって、この中で損失の処理をすることが適当であるという判断をいたしまして、そこで新しい法律の要素として国会に提出いたしました御審議をいただき、御了解をいただきましたことを実施したいというのが私どもの考えでございます。

○斎藤政府委員 北海道開発庁といたしましても、ただいまの大蔵省の見解と全く同様でございます。

○中川(正)委員 一つ別な観点から聞いていただきたいのですが、今回の場合、合併というけれども実質は開発銀行が吸収するというような形だと思ひます。例えば、その経営を担当する総裁として、普通こうして合併するなりなんなり引き受けますよという話が出た場合には、それではちよっ

とそのややこしい部分だけは別途やつてもらえませんか。実際にやらなければならぬ、いわゆる健全な債権も含めて、あるいは先ほどの北海道、東北あるいはその地域ということを含めてこれはこれからの役割というその部分も含めてこれは考えましよう、こういうような責任ある形といいますが、経営者としての当たり前の議論といいますが、そういうものができていいのだからと思うのですが、そういう点では、今回のような処理の仕方というのに対して開発銀行の総裁としてどのような御意見をもちなのか、お聞きをしたいと思います。

○小粥説明員 先ほど来御当局から御説明がございました今回の両機関の統合、その際の不良債権に基づく損失の法定準備金による処理、これについて、今のお尋ねは、開銀総裁としてこれをどう考えるか、こういうことであろうと思いますが、私といたしましては、これをお答え申し上げるのにはあるいは新銀行の総裁になるべき方がお答えすべきものだろうと思ひますので、私としてなかなかお答えしかねると申し上げざるを得ないのでございます。

しかし、せっかくのお尋ねでございますから、あくまで一般論として申し上げますならば、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、ともに政策金融機関でございます。すなわち、国が定めました政策を金融上の手段によりまして実施していく、これが私ども政策金融機関の使命でございますし、私自身、内閣総理大臣から任命をいただいた立場でございます。

したがいまして、ただいま御審議をいただいております北東公庫との統合に伴う損失処理の問題につきまして、既に御説明がありましたように、閣議決定という形で政府の方針が決定され、それに従ってこの法案が法案として形づくられ、現に御審議をいただいております。私どもといたしましては、つまり政策金融機関の当事者としていたしましては、この種の問題につきましては、政府のお決め

になった方針、これを厳密に受けとめ、爾々とそれに従って行動していく、それがあべき道であらう、こういうふうな考えているわけでございませう。

ただ、あえてつけ加えさせていただきますと、御審議の上、法案が成立いたしました新銀行が発足をいたすことになりまして、その新銀行におきましては、先ほど来御議論がありましたように、このようなプロジェクトの経緯、教訓というものを踏まえながら、私どもだけではございませぬ、開銀、北東公庫、それぞれにおいて蓄積をしてまいりました審査能力を一層活用いたしまして、プロジェクトの事業性、将来性についての判断、あるいは長期的な資金回収の可能性についての確かな見通し、そういうものを持ち、かつ、リスク管理等に万全を期すことによりまして新銀行の財務の健全性を確保し、適切な政策実施機関としての業務の遂行を行っていくことが一層強く求められていく、そういうふうな考えている次第でございます。

○中川正委員 日本開発銀行法三十六条というのがありまして、これでいくと、準備金というのは、みずからの損失、この補てんに充てる場合を除いては取り崩してはならない、こういう条項があるのです。今回の場合は、超法規的といいますが、そういう意味では、一たん開発銀行を御破算にして、合併して新しい法律でやりましよう、それを政府が決めていくということ、それに従っていくということでもあります。

本来、それぞれの独立した機関が一つの方法論という規則をつくって、その中で運営をしていく、それが法治国家なんだろうというふうに思うのです。ですから、開発銀行法の場合はそうした準備金をつくってその中でやっていきました。公庫法の場合は国が損失を補てんしていきましよう、こういう建前の中で二つがやってきたということですね。

私、もう一つわからないのは、だとすれば、この建前が本質論としてあるんだとすれば、今回合

併する場合も、まずはこの本質論で解決をしておいて、それぞれの責任を明確にした上で合併の話が出てくるというのが順当なやり方だろう、当たり前のやり方だろうというふうに思うのです。ところが、この法律に限っては、そのことを全部御破算にして、たまたまこちに準備金があるから、それでほかの銀行の損失までカバーしてしまおう。しかも、むづななかはこれから確定されるというのが目に見えてきているわけですね。それはつきりさせないで、一つ一つの責任ということについてはつきりさせないで、うやむやにしましたまま、また引き継いでしまおう、それで開発銀行の準備金で消してしまおう。どうも、その辺の意図というか、なぜちゃんとしなんだというところ、これが見えてこないのです。それについても少し納得のいくような説明をお願いしたい。

それから、幾ら政府の方針だといつても、やはりこれは、それぞれの特殊法人の総裁たる者あるいは経営責任といいますが経営を任されている人たちが、一つの気概を持たなきゃいけないと私は思うのです。自分の組織の意見を持って、それを表明するということによって公に意見を聞かせてそれなりの責任を全うしていくということではないと、北東公庫みたいなことになつてしまふ。これは悔しいでしょう。お話をしても、自分に何の権限もないんだ、世の中全部上の方でずつと動かされていて、私たちはその執行機関なんだというように言われたら、では最終的に何のために総裁としてあなた方はいるんですかということに本能的に問いたくなつてくる。そんなこともある。

いずれにしても、そこそこ、もとの話に戻って、どうしてまず整理をしてから合併をしないのか、この法律にあるように、整理をしてから合併をしないのかというところ、そこそこを納得のいくように説明をしてください。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕
○溝口政府委員 やや繰り返しになりますが、先ほどの経緯のところをちょっと申し上げまして、

それから考え方のところをその次に申し上げます。経緯のところは、新銀行を設立するという話は、国の行政改革の一環として、特殊法人の整理統合をどう行かうかということで決まってきたわけでございます。平成六年の閣議決定に基づきまして行政改革の考え方が打ち出されまして、平成七年に政府系の金融機関の整理統合の議論が随分なされて、平成九年の九月に、今御提案申し上げております開発銀行と北東公庫を廃止いたしまして新銀行をつくるという決定がなされて、法律を今出しておるということでございます。

それから、苦衷の処理の關係でございますが、これは昨日北海道開発庁の方からも説明がございましたが、破綻処理をせざるを得なくなつたという判断を昨年の四月ぐらいでございましたが、いたしまして、関係者といろいろ交渉いたしまして、その結果、昨年末に、十二月でございましたけれども、閣議決定が行われまして、一定の処理の方針が政府として決められた。そういう中で、そこから生ずる損失の問題については新銀行の設立のときに処理をするという閣議決定が行われました。したがいまして、新銀行の法案を出す中で、新銀行をこういう形で設立するという内容とともに、損失の処理をこういう形でしますというのを規定として入れた、損失の処理の方はそういうことで附則に入つておるわけでございます。考え方は昨日来申し上げておりますから、権利義務を引き継いでいるという關係のところは申し上げませんが、先生御指摘のように、損失をどういう形で処理するかというのは、いろいろな方法があり得ると思ひますけれども、政府としてはこういう選択をしたということでございます。

それで、国会に御審議をお願いしているということでございますが、その損失の発生したことに伴います今後の反省をどうするかとか、そういうことがないようにならうかとか、それはそれで私どもとしてきちんとしていかなくさいかぬ問題だと思ひます。ただし、損失の処理というのは、いわば起こつた問題について、今

後当該政府関係金融機関が業務をするに際して支障がないようにするためにどうしたらいいかというのを考えてやる必要があるわけでございます。

そこで、なぜそういうことかといえますと、両方とも政府が全額出資した特殊法人でございますから、その特殊法人が廃止されて新銀行になります。新銀行として一定の資本を持ちまして、あるいは準備金を持ちまして、業務に支障がないように運営できるということが大事なことであります。そういうことによりまして顧客の方々あるいは借り手の方々に支障のないように業務ができるということを考える必要があるわけでございます。

そういう観点から考えますと、新銀行ができる際に、損失も引き継ぎますけれども、開銀の方から準備金も引き継ぐ、それで、さらに新銀行におきましては、一定の経済の変動等に伴うバッファアールとしては資本金と準備金を一定額持つ必要があるということをチェックいたしますと、今御提案申し上げているやり方で妥当ではないかというふうに考えたということでございます。

〔鴨下委員長代理退席、委員長着席〕
○中川(正)委員 質問の答えにはなっていないようなことであります。これは大臣の方からもう一度お答えをいただきたいと思うのです。

なぜともある枠組みをまず使って整理をしなかったのかということ。なぜこういう形で超法規的な合併ということで償却をしてしまわなければならないのか。これはもっとじっくりと議論をしていけることだと思ふのです。その処理の仕組みの中で、それがまた将来に対して生きてくる、こういうことだと思ふのですが、大臣の方からもう一度お願いをしたいと思ふます。

○宮澤国務大臣 超法規的とおっしゃいますことには、必ずしもそう思っておりませんで、現にこうやって国会で御審議を願っておるわけですから、少しも超法規的なことはございません。それをまず申し上げておいて、しからばどういう方法をしたらいいとおっしゃるのか、そのところ

ころが十分のみ込めません。御質問の趣旨はどういう趣旨になりましたか。

○中川(正)委員 普通は、今の国会のルールでいくと、反対を向いて質問をするというのはない。うなです。あえて私の方も頭にあることをお答えさせていただきたいというふうに思ふのです。民間であれば、不良債権というのはその部分だけ、今度新しく機構ができましたけれども、整理回収機構へ回す、健全な債権を受け皿銀行に渡す、業務はそれで支障なく続いていく、こういう手法があるわけですね。そういうことを想定していけば、この苦東とむつ小川原についても、これは最終的には政府が責任を持つていく、そういう問題なんではないか。これについては異論はないのです。

けれども、持つていくにしても、それはこういう形で、開発銀行の準備金というのを取り崩すというのには理屈に合わないといえます。法体系の中でこれまでやってきたことは違つたことをやるわけですね。法体系というのは、どういうふうな名前を変えてもそれは開発銀行の準備金だつたわけですね。これは、開発銀行の業務の中で損失ということが起きて、そのための準備金なんだということでありまして、公庫は公庫で、それは国に上納しているわけですから、その分は国が責任を持つて損失を補てんしていくという法体系があるのです。

だから、この二つの法体系を全うしていくというところ、これがまず大前提になつていって、そういう二つの話、民間の意味での整理回収機構に回すということとこの法体系、この二つの問題を兼ね合せて、これは不良債権の部分は一つ別個にとつて、その中で不良債権をどうしていくかというところだけを議論する、それで結論を得ていく。その議論をしていく中で、本来国家のビッグプロジェクトというものは何だつたのか、これを時代背景の中でどういうふうなことから位置づけていったらいいのかということも含めて議論をする機会、それで解決をしていく方法論、これが正しいのではないかという意味合いなんです。そういう

前提に立つて大臣の意見を聞かせていただきました。こういうことであります。

○宮澤国務大臣 今言われましたようなことをするといたしますと、北東公庫が仮に債務超過になつた場合に、それを国が一般会計から補給金を出して、そして黒字にしておいて、その後合併をさせるべきだとおっしゃる。そうではなくて……

〔中川(正)委員〕「そうじゃない。破綻処理をすべきだ」と呼ぶ。破綻処理とおっしゃいますのは、北東公庫が債務超過になつたという意味で、それは、公庫の総裁が言つておられますとおり、北東公庫は債務超過になっておりません。したがって、破綻処理という問題は起こらない。

○中川(正)委員 特殊法人の見直しの中で、一つの役割が終わつた、あるいは役割がほかの機関に継承できるような状況が出てきた場合には、その機関そのものを取りつぶしていく、なくしていくという決定もできるわけですね。だから、そういう中で、一たんそれはそれで清算をしていく、責任をはっきりさせていく。けれども、業務そのものは、今回のように開発銀行で、その中の展開で十分に見ているわけですから、そうしたため張りきいた、はつきりとした整理というのが大切なんじゃないか、こういう趣旨なんです。

○宮澤国務大臣 その部分は少しわかつてまいりました。これについての御議論はあるかもしれないと思ひます。

御承知のように、苦東が新会社設立をいたしました経緯がございますが、その苦東が新会社になりますときに、北海道開発庁あるいは北海道公庫等々、旧会社、みんな一緒にあります。新会社の設立をいたしました。そのときに北東公庫は、片つ方で損失を引き受けるわけですが、他方で新会社へ出資をいたしております。恐らくおっしゃいますことはそこに関係があるのだと思ひます。

つまり、北東公庫はこの新会社の処理について出資をいたしております。北東公庫そのものがそこになつてしまふわけにはいかない。つまり、北東公庫は損失金を新会社に引き継ぎますが、

出資分も新会社の資産になるわけでございますから、おつしやいますように、北東公庫をなくしてしまふということになりますと、債務超過でございます。恐らく苦東の新会社の設立というものができなかった、そういう経緯があると存じます。

それはわかつた、わかつたが、本末転倒の説明ではないかというお顔をなすつていらつしやいます。ただ、このところは、やはり北東公庫というものは、そういう意味での使命は終わつて新しいものになつていくのだが、した仕事、殊に苦東という大きな仕事はなくなつていない、そういう物の考え方がございます。同じことがむつ小川原について起こるかどうかはちよつと定かでない。けれども、これからのことですが、少なくとも苦東について起こつておりますから、したがって、全体の処理としては、北東公庫がその前になくなつてしまふというわけにいかかつたということとがあると思ひます。

しかしながら、もしこの損失金を持ち込むことによって新銀行が資本金プラス準備金の十五倍という限度を出資、融資が限度超過をするということになりますと問題でございますが、その点はございませぬから、そういう意味で、一つの政府全額出資の間でこういう処理をすることは私は別段問題ではないだらう、こうやって法律で国会の御承認を得ることでございますからないであらう。殊に、北東公庫が債務超過になるとは思われませぬし、したがって、そこに補給金というようなことも実際は起こらなかつたのですけれども、一般会計を別に煩わすことなくこういう処理をいたしました。これは、国会で御承認をいただければお認めをいただけることだというふうに考えます。

○中川(正)委員 みずから言われましたけれども、本末転倒のような話になつておまして、十分に私自身も納得したということではあります。それだけに、後このまま流していくのではなくて、では、そもそも苦東あるいはむつ小川原、これを

台座にして、国家のビッグプロジェクトというのはこれからどういう位置づけになっていくのか、そして国家金融というのがどのような形でそういうものにかんでいくのか。責任の所在。先ほどちよつと総裁が答弁をされましたけれども、皆さん、ああいう状況で莫大なお金を動かしていくという事は続けられないだろう、もう少ししめり張りのきいた責任感覚というか、そういうものが必要なのだろうというふうに思うのです。そういう議論をさらに将来にわたって続けていく、そのことがはつきりした上でこの法律も考えていくということにぜひしていきたいというふうに思います。

次に、これからこの投資銀行の位置づけについて少し質問をしていきたいというふうに思います。

これは、北東公庫も見直していくべきではないかと言いましたけれども、私は、開発銀行そのものも、今見ていて、本来のいわゆる重厚長大型の産業基盤興し、あるいは財投をそのような形で流していく、そういう役割というのは現実問題として相当変わってきていますよという問題意識を持ちながら、今度新しい流れをつくり出すという意図は感じられるのです。

しかし、現実、貸出先のリストを出してもらったのですが、これは今のところどんな貸出し方をしているかという、例えば、貸付残高上位二十社というのを一覧表で出していたのですけれども、一番大口で東京電力を先頭にしまして、各電力会社みんな入っていますね。それとあとは鉄道それから運輸、これは二十社だけで全体の貸付残高の四七％。この中身はどの会社を見ても、わざわざ政府系の金融機関からこうして貸し出しを受けても十分に民間のマーケットから調達ができ得る会社ばかりでありますし、そういうマーケットの評価も高い会社ばかりなのです。そういう会社に対する貸し付けというのが半分近くになっているという状況、こういうことが現実なのです。

そのところを具体的に何も言わずに、これから先、いろいろな方策が出ていますけれども、具体的に全体の金の流れのどれぐらいの割合を新しい方向に持っていくかというところ。その新しい方向というのは具体的に何なのか。これは、抽象的な話でそれぞれ私たちに報告がなされていますけれども、根本的なところで財投をどうなふう活用していくかというところ。この議論を深めていかないと、この新しい投資銀行の役割というのが浮かび上がってこない。そのところも私はもう一つわからないのです。

これも、いわゆる財投ということ念頭に置きながら、ひとつ大臣の方からお答えをいただきたいのと、総裁の方から、これは新しい総裁でないとだめなのかということかもしれません、両方、どちらでもいいですから、将来にわたってどういうふうにしていくのか、もうちよつと具体的に話をいただきたいというふうに思います。

○村井委員長 新しい資金をどのように投入していくかという問題意識ですか。

○中川(正)委員 財政投融資の将来の持っていく方という議論も一つあるわけですね。この将来も踏まえて、開発銀行、これがどこまで財投に依存をしていくのか。それで、債券も発行するという仕組みが、今度新しく両方のいいところをとって両方でできている。これをどれぐらいの割合で活用していくかという想定なのか。具体的に言えば、そういうことと同時に、どこへ向いてその資金を流そうとしているのか。これは、実際に流している先と、将来にこうですよという指針が出てくる先とがもう全く違うのです。それを具体的にどう切りかえていくかというところ。か、切りかえられるのか、そういう観点からお話ししていただきたい。

○宮澤國務大臣 お尋ねの意味はしっかりわかりました。まず、易しい方からお答えをいたします。財投の将来でございますが、一応、今のようなく郵貯その他からの受け入れというものは将来なくなるだろうということを前提に考えております。

が、その際、今財投に送り込んでおります郵貯等々、預託をしております金というものは恐らく自主運用になってまいりますから、その自主運用の対象が何であろうかということは今明確ではございませんが、いろいろ考えますと、国債等々いろいろなものであろう。それが自主であるのでありますけれども、国債等々、恐らく安全、確実な運用をされるであろうと考えます。それはそれで資金の供給者として残るわけでございます。

そこで、財投は今度はそういう金が入ってまいりませんから、今のいわゆる財投機関等々に対して資金源をつくらなければなりません。それは恐らく、一般的に申せば財投債といったようなものになるのではないだろうか。それは、簡単に申しまして国債に変わりますが、そういう財投債という名の国債が資金源になるであろうと思われる。

と同時にまた、今財投から融資を受けておりますいわゆる財投機関の中には、おっしゃいますように自己で財投機関債と申しますかどう申しますか、社債を発行する、債券を発行するところが、全部ではございませんで、幾つか出てまいりと思えますので、開発銀行なんかは当然そういう能力が今でもございますからそういうことになつていくのであろう。

そういう意味では、財投債と呼ばれる国債と財投機関と呼ばれる仮に開銀債といったようなものがどういう関係に立つのか、その間、政府保証がつくのかつかないのかというところが将来の問題として当然考えられますけれども、今のところ、それは、今申し上げたのは私が何となくデッサン的に申し上げましたので、まだ正式に財投といふものがなくなりました後の進め方については何も決まっております。これからの問題と思えます。

それから、次の問題の方がむしろ本質的に難しい問題だと思えますのは、この新銀行の業務分野としては、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現、地域経済云々、まあ最後

のところは別といたしまして、最初の二つが何を意味するかというのは、実は私はこれからの問題であろうと思えます。

今まで開発銀行が戦後ずっとやってまいりましたことは、正直を申して、なかなか民間金融機関ではできないような、一種の国の基幹産業等々に対する貸し付けが多かった。それはいろいろな意味で、非常に長期であるとか、あるいは低利でなければならぬとか、必ずしもはつきりした利潤保証がないとか、いろいろなことで民業でやれないところを開銀がやっていたりまして、それが資料の御要求のありました貸付残高、東京電力以下になつておるわけでございます。

これから後、この日本政策投資銀行が、先ほど申しましたような業務分野に基づいてどういう方向に重点を置いていくかということは、率直に申しますと、これからお互いが議論しなければならぬ問題だらう。

国民生活ということの中には、環境もございましょうし、いろいろな問題が新しく生まれておりますから、これらもどつちかといえ民間の銀行の融資の対象にはしにくいものである。恐らく、インフラの中でそういう種類のものは、やはり日本政策投資銀行等々にやつてもらわなければならぬのであろう。最近は大イオキシンとかいろいろなことを申しますけれども、なかなか民間の金融に乗り切れないものが多い。しかも、かなりの資金を要するといったようなものが新しくこの投資銀行に期待される分野であろうというふうに考えます。考えますが、それらは今私がここで例えばというのを具体的に申し上げるのには少し熱しておきます。

しかし、明らかに、今までのいわゆる上位五十社への貸付残高、これらは有効な役割をしておりますけれども、少なくともこれに加わる分野というものが二十一世紀に向けては必ず出てくるに違いないというふうに私も思っています。しかし、それが今具体的にどうだということをおし上げるほど、私今はつきりした絵が描けておりませんが、

抽象的に申せば、豊かな国民生活の実現であるとか、あるいは経済社会の活力のためのインフラとか、そういうふうに申し上げることができるとあらうと思います。

○小粥説明員 ただいま大臣から御答弁がございましたので、もう尽きているわけでございますけれども、私は、開銀がこれまでやっておりました業務の実態に即して若干補足をさせていただきます。

先ほど来のお尋ねで、開銀の現在融資残高を上位五十社で見ると、ある意味で当然のことながらでございますが、大企業ばかりである、電力、ガス等の公益的な事業あるいは陸上交通ないし空港関係、そういうものに集中をしている、こういうことでございます。

一つ申し上げたいのは、私ども、先ほど来お話が出ておりますように、国の経済社会政策に沿ってそれぞれの融資目的が定められ、それに従って開銀は、あるプロジェクトがその政策目的に適合し、これを推進する必要がある、そういう判断をいたしまして出融資を行っているわけでありますから、あえて申し上げれば、企業の大小と申しませんが、企業そのものに着目しているのではなく、プロジェクトに焦点を当てて出融資の判断をしている。特に社会資本整備、あるいは資源エネルギー開発、さらには新技術の開発等、いずれも現在におきましては巨額の資金を必要とする、採算も短期的には極めてとりにくい大規模なプロジェクトの場合がしばしば多いわけでございまして、そのようなプロジェクトを政策的に推進する必要があると判断をして資金の提供をする。結果として、たまたまそういう大きなプロジェクトにかかり合いのある大企業が開銀の融資残高の上位を占めている、こういう現象が出てきていると思っております。

ただ一方で、御指摘のように、これらの大企業はかなりのものが市場からの資金調達力も一般的に申せば高い企業が多いわけでございますから、私どもの政策資金の配分上も、このことは、文字

どおり自力で調達できる部分についてはそちらに任せるということは当然でございます。

特にこの点につきましては、平成七年に、与党の決定事項で「日本開発銀行の簡素・合理化について」という決定がなされておりますが、その趣旨に従いまして、私ども、平成八年度以降は、民間金融の補充という立場をより一層明確にする観点から、長期資金の調達力が特に高いと認められる企業に対しまして、適用する融資比率の上限を原則三〇％にまで下げております。

したがって、その結果といたしまして、例えば、先ほど例示としてお取り上げになりました電力業界、確かに現在融資残高の上位を占めているわけでございますけれども、電力各社に対する開銀の最近の年々の融資額、これは五年前の平成五年度と比べましても非常に大きな割合で減少しております。そのことに端的にあらわれていると思っております。

なお、もう一言だけ、先ほど財政投融資の今後のあり方というお話がございました。大臣から御答弁があったとおりでございますけれども、私ども、仮に財政投融資による資金調達、もちろん今後は考えていかなければいけないと思っておりますけれども、この財政投融資による市場からの資金調達につきましても、やはり、政策コストを賄うに足る有利な資金調達を行いますためには、政府の信用が背景にあるという前提がありませんと極めて難しいことではないか、こういうふうに私は考えております。

○中川(正)委員 用意してきた質問の半分もいかなかったもので、また機会を見てぜひ続けさせていだきたいというふうに思うのです。

最後に、民間の貸し出しだけじゃなくて、見ており、第三セクターに対して出資なり貸し付けたりしている部分、これも一つ一つ精査していくと、いろいろ問題をばらんだプロジェクト、これは経済の激変ということもあるのですが、それ以上に構造的に恐らくあるのでしょう、問題をばらんだものも持っております。

だから、これは北東公庫だけじゃなくて、開発銀行の受け継いでいる性格、それからこれからつくくり出そうとしていくもの、すべて共通して、基本的な地域のプロジェクト、国家プロジェクトに對して、どのような装置、どのような仕組みの中で責任を明確にしながら関与をしていくかという、この整理がやはり必要なんだろうというふうに思うのです。

例えば、国家プロジェクトに対して採算性について異論があれば、銀行当局としてそれを拒むということができるのか、ちゃんとそんな装置、仕組みが用意されているのかどうかということですね。あるいは、途中の計画の見直しに基づいて政策投資銀行独自の資金供給の見直しができるのか、そういう仕組みになっているのかどうか。あるいは、プロジェクトが破綻したときの整理をしていくスキームと責任の所在について、はつきりとしたルールができていくのかどうか。あるいはもう一つは、それぞれの政府系の金融機関に対して、第三者機関による検査、監督の体制、そういうものがちゃんとあつて、同時に情報開示が十分になされているのかどうか。そんな観点で問われていかなければならないだろうというふうに思うのです。

そんなことをもう少し議論したかったのですが、時間がなくなりましたので、きょうのところはこれで質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○村井委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規です。私も、中川委員に引き続きまして、責任問題等を含めた、あとはこの事業の見直しのシステム、そういうことについて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、北海道あるいは東北の開発というのは非常に必要であり、また、未来へ大きな希望を抱かせるような開発の余地が残っていると私自身も思います。そういった意味で、この開発は極めて重要だし、また、現下の北海道や東北地域に見られ

る雇用情勢の厳しさとか、その辺を見るにつけ、あるいは経済の低迷を見るにつけ、もつと何とかできないかということも私も非常に考えるところなのです。

今回の北東公庫と開銀との合併、この措置なのですが、私、個人的に思いますに、役所レベルとか準役所レベルで考えますと、ウルトラCというのですか、そういう解決案なんだろうなと思うわけですが、一方、国民とか民間の金融機関等に対して負担を最終的にかけるんだということからいけば、どうもこれは、国を中心とするこういった国家プロジェクトの傲慢さを示す何物でもないという気がするわけなのです。

以下、これに関して順次質問をさせていただきますが、まず、民間の金融機関に対して借金を棒引きさせるといふような形で、債権放棄という形で借金を踏み倒したというようなことで、迷惑をかけているのじゃないか。五百億円以上、民間金融機関が債権の放棄に応じたという話が苦東に対してはございますし、むつ小川原についてはそれに対して反対しているという話がございますが、この点についてどういうふうに考えているのか、お聞きをしたいと思っております。

○斎藤政府委員 苦東会社の破綻に伴いまして、千七百八十億円に上る債務の整理という問題が起きてくるわけでございますけれども、これにつきましては、引き続きこの苦東地域を一つの土地として新会社のもとで活用していくという観点から、円滑に処理する必要があるわけでございます。

もとより、北東公庫ばかりでなくて、民間金融機関に対して債権放棄を求めるといふのは、大変申しわけなく、心苦しい限りでございますけれども、何とか、新会社設立のスキームのもとで債権の一部弁済を図りながら債権を償却していただくことにより、引き続きこの新会社を中心とした苦東の計画を遂行してまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。

○末松委員 では、心苦しいということは、迷惑をかけたという気持ちがあるということをもう一

回確認します。

○青森政府委員 青森開発につきまして北海道開発庁は計画責任を負っているわけでありまして、いろいろ予想しがたい経済事情の変動があったとはいえ、結果といたしまして青森公社の破綻を来した、北東公庫を含め債権者の方々に大変な御迷惑をかけたということでありまして、その限りにおきまして、結果論でありますけれども、計画責任を必ずしも十全に全うできなかったのではないかとこのように思っているところでございます。債務処理をきちとやった上で新会社が円滑に事業ができますように、そういった形で責任を果たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○末松委員 例えば、民間の金融機関がこれから株主訴訟をやられた、そして大変苦境に陥るということ、むつ小川原なんかそこを心配してなかなか債権放棄に応じないという話も伝えられておりますが、もしこういった株主訴訟をやられて民間金融機関が大変な苦境に陥るということになった場合、北海道開発庁の方はどう対応される御予定ですか。

○青森政府委員 新会社設立と一体としての青森公社にかかわる債務処理のスキームでございますけれども、これにつきましては、北東公庫の新会社への出資を平成十一年度予算に計上し、全体のスキームを明らかにする形で提起をしているところでございます。

その上で、このスキームについて、全債権者あるいは関係者との間で、具体的に債務の弁済あるいは場合によって債権の放棄についての合意というものができますれば、仮に株主代表訴訟という問題が起きたとしても十分に対応可能であるというふうに考えているところでございます。

○末松委員 そうすると、合意ができれば、国あるいは北海道開発庁がこのプロジェクトについて、民間の金融機関のことについて支援をするということになるわけですか。

○青森政府委員 現在、民間金融機関あるいは北東公庫が青森公社に対して持つております債権の弁済の仕組みでございますけれども、これにつきましては、新会社を設立し、これに対して北東公庫、北海道あるいは民間の出資を募り、この出資金によりまして現在青森公社が持つております事業資産を引き継ぎ形になるわけでございます。そうしますと、現在の青森公社には例えば土地の譲渡代金が入ってまいりますので、そういった形を通じて債権者の債務の一部弁済に充てていくというスキームになっているわけでございます。

○末松委員 それは、新会社ができる前に青森開発公社に対して債権放棄をするということなので、債権放棄というものはもうその時点で債権放棄することということでしよう。あなたの言った話は、民間金融機関が出資をしようという話はあるけれども、その新会社にそういった負担を負わせるということですか。

○青森政府委員 いわゆる任意の償却でございますけれども、それぞれの民間金融機関がどの時点で任意償却をしているのか、あるいはこれからするののかという点については私も掌握しておりませんけれども、ただ、新会社スキームを成り立たせるためには、全債権者、それと債務者であります現在の青森公社との間で弁済に関する合意が必要でありまして、その上で、そういった合意ののつた形でどの時点で民間金融機関が債権放棄をすることになるのか、この点につきましては民間金融機関とも現在協議を行っているところでございます。

御指摘の、新会社について負担を負わせるという点につきましては、ちよつと御質問の趣旨ははかりかねましたけれども、特段債務処理に当たって新会社が負担を負うということにはならないわけでございます。

○末松委員 ちよつとわからないのですけれども、今の青森の開発公社に対して、あるいは北東公庫が知りませんけれども、債権放棄をするということとはまだ合意がされていなくて、新たに新会社が

得た土地、それをまただれかが買って得た利益、このことから、債権放棄をする予定の民間の金融機関に対してその利益の一部を譲渡してやる、そういったことが合意の中に書き込まれるということとが今前提となつて話が進んでいるのだということとを言っておられるのですか。

○青森政府委員 舌足らずでまことに申しわけありませんけれども、新会社が青森の土地の上で一体的に事業をやっていくためには、申し上げるまでもなく、事業資産である土地が必要でございます。現在、その土地は現在の青森公社が所有しているわけでありまして、この青森公社につきましては清算するという方針でございます。

一方、新会社はその六千六百ヘクタールの土地を必要としているということでございますから、そこで新会社につきまして北東公庫それから北海道、関係公共団体も入りますけれども、あるいは民間が新会社に出資することによりまして、清算する予定の現在の青森公社から土地を引き継ぐということとを前提にしているわけでございます。

そういったしますと、現在の青森公社に例えば六千六百ヘクタールの土地の譲渡代金が入つてまいります。そこで、青森公社が現在負つております千七百八十億円の借金の弁済の一部にその土地の譲渡代金などを充てようという仕組みになっているわけでございます。

○末松委員 ちよつと何か、私が思うよりかなり複雑なまた仕組みがあるのかなということだと思います。私の理解では、北東公庫が開銀と合併する際に開銀の損失準備金を使ってそこで負っている借金はチャラにするということをやつていくのがこのスキームだろうと理解をしているわけなのですが、そうすると、済みません、ちよつと私理解が不十分で恐縮なものですけれども、新会社というものは、資産の土地はあるけれども借金はないという状況になるのではないですか。そのところをちよつと御説明ください。

○青森政府委員 現在の青森公社破綻の少なくとも表面的な最大の原因は、借金の累増でございます

す。新会社を設立するに当たつてこの点が私どもの最大の反省点でありますので、新会社が事業を遂行していく上では、有利子負債に頼らない形で会社を経営していくという考えでございます。したがつて、今先生御指摘のように、新会社の資本負債勘定は資本金でありますし、資産勘定は主として土地資産であるということになるわけでございます。

○末松委員 そうしますと、借金はもう棒引きしろというふうに民間に言うわけですよ、ほかのところはみんなあきらめなさいと。そうしておいて、それで得た土地は実際にまたこれが金になる木になるから、それからいろいろなことをやるのだという話がこのスキームの一番おいしいところという話なのでしようけれども、例えば開銀の損失準備金ですか、これについてどういう性格のものか、開銀の方に伺います。

○小粥説明員 ただいまのお尋ねは、両機関が統合いたしましたときに、北東公庫の不良資産である、現在のところは青森関係でございますが、これを開銀の準備金をもって充てる、その準備金の性格についてのお尋ねということでございます。

法律上は法定準備金と称されておりますが、この準備金につきましては、先ほど来の御議論にもありましたように、開銀法上は、「損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。」となつていられるわけでございまして、この準備金の源泉と申しますか、準備金は、開銀が行つております業務から得られました利益金、その利益金がこの準備金の原資でございます。細かいことは省略いたしますけれども、その利益金の中から一定の方式に従つて毎年法定準備金として積み立てられているものでございます。

したがいまして、性格というお話でございますけれども、この方式に従つて利益から積み立てられ、開銀の損失補てんに充てるということでありまして、なお申せば、この法定準備金は、念のため申し上げるわけでございますけれども、何かファンドとして別途に留保されている、そういう

ものでは実はございませんで、開銀の財務といったしましては、政府からの資本金と同様に貸し付けの原資として実際に運用されている、こういうものでございます。

それでは何のためにこういうものを政府関係機関である開銀に設けているかということになりますと、当然御理解をいただけたところと存じますが、端的に申せば、開銀の業務に付随して起こり得るリスク、これが実現したときにに対するバッファーでございます。損失が起これば、その場合に限って取り崩しができる。

ただ、それだけではございませんで、先ほど申し上げましたように、資本金と同様に貸し付けの原資として現に運用されているというわけでありますから、いわば無コストの資金として、開銀の本来の業務であります長期、低利の資金供給のいわば経済的な基盤をなしているということであります。

それから、開銀が現在財投資資金以外に依存しております資金調達は、これは海外の市場で発行いたします外債でございますが、その外債発行には当然市場からの格付が伴いますけれども、この場合のいわば国際的信用の基礎になる内部留保、こういうことでございます。したがって、開銀にとりましては、民間の金融機関はいろいろな自己資本充実のための手段を持っておりますけれども、これは唯一の自己資本充実手段として必要なのでございます。

なお、もう一つつけ加えますと、利益金から法定準備金として一定の方式に従って積み立てました金額以外の残額は国庫納付をしております。そのような仕組みあるいは性格ということで御理解をいただきたいと思います。

○末松委員 もう少し申し上げればよかったのですが、基本的には財投資資金を中心にしてはいますね。だから、ある意味では国民の税金ということからきているわけですよ。税金というか、郵貯とかその辺の国民の金なんですけれども、これが何回も議論が繰り返されていますけれども、ここで勝手に北

東公庫の損失の補てんに充てられたという位置づけであれば、我々国民としてもこれは納得のいく説明が必要だろうと思うのですね。

ですから、民間の金融機関に対して新会社がお金をバックするというようなスキームが今図られていて、ということと、私は実は知りませんでしたけれども、基本的には、国民とかあるいは民間の金融機関に対して、その犠牲のもとに、新会社はノー借金です、そして財産はこんなにたくさん残りました、これを自由に使えます、この意味ではプロジェクトベースではそれは確かにいい話なんです、ツケを回される、ある意味では淵源としての国民それから民間の金融機関からいけば、冗談言わないでくれ、最後にツケは国民にくるという形にせざるを得ないのじゃないか。それを国家プロジェクトと称して国が率先してやっていると

いうことは、非常に国民にとってもモラルハザードを招く、そんな感じが私はするわけであります。その辺について大蔵大臣の御所見を、突然で恐縮ですけれども、そういうことをまず国がやっているのかという感じがするのですが、いかがですか。

○宮澤国務大臣 苦東の新会社が設立される経緯についての御尋ねというふうには伺います。昨日も申し上げましたが、この苦東というプロジェクトは、ある意味で北海道の希望の星であったわけでございますから、そういう意味では、民間金融機関もあるいは北海道財界も挙げてこの支援をしてまいったわけで、それがこういう状況になつて、ここでもう全部これを打ち切つて引き下がるか、あるいは新会社をつくるかという御相談が、むしろ北海道開発庁もその中心にはなされた

でありまして、役所だけでできることではございませんから、財界なりなんなり皆さんがいろいろに動かれて、そして旧会社についての旧債というものをある程度金融機関も負担をされる、その上で、しかしまた新会社を支援していただく。それは負担になる話でありますから、花火を上げて喜んでやるというような種類のことはござい

ません。ございせんが、かなり公的な、道民の期待を担ったプロジェクトであつたし、これからもうでありたいということで、金融機関がおのおのの判断をされたということだと拝見しております。

それは、おっしゃいますように、金融機関としては犠牲でございますから、その限りで犠牲であるには違いないが、しかし、地域の金融機関としての地域に対する貢献でも申しますか、そういう意識のもとになされたものであろうというふうには私はお見かけをしておるわけですが、そういうふうな解釈をしております。

○末松委員 金融機関がそういう徳のある行為とされるということならば、それはそれでいいのでしようけれども、それだけじゃない金融機関の方もおられるということとを政府としてもきちんとして把握しておかなければいけないでしょう。

私は、こういったことを国家プロジェクトということで、考えてみたら、新会社はノーリスクです。最初から資産だけある、そしてあとはリターンだけがあるんだ。リターンは新会社に、そしてリスクは国民へという位置づけ、これはちよつと納得しかねるところでございます。

ちなみに、新会社というのは、第二次損失があるような状況は考えられないのでしょうか。

○斎藤政府委員 いわゆる新会社のもとにおきまして二次ロスの問題でございますけれども、仮に、新会社に出資をし、その結果投資元本が目減りするようになつたことにははしないかというお尋ねかと存じます。

この点につきましては、まず、新会社は年間五億円の収入を生む資産を現在の苦東会社から譲り受けるという前提で考えておりますので、この年間五億円の固定の収入の範囲内で人件費を含め一般管理費を賄つていこうということでござい

ますから、この面で損失を生ずる余地というのはほとんど全く考えられないわけでございます。その上で、不動産の造成、分譲あるいは賃貸といった事業をやつていく上での損失の可能性でございますけれども、この点につきましては、先ほ

ど申し上げましたように、新会社は借金に依存しない形で会社の経営を考えておりますので、まず適正な利益を確保していきけるのではないかと、また、そうした事業計画を立てて会社が経営されていくことを期待しているわけでございます。

○末松委員 民間から新会社に対して出資もあるということとを言われておられましたけれども、これは何か、例えば民間の金融機関、その辺から出資ということで、担保ということではないかもしませんが、そういうふうな新しく得た土地とか、そういうところは民間の金融機関にとっては担保と同じような感じで考えているんでしょうか。

○斎藤政府委員 新会社も、北東公庫、北海道それから民間から成る三セクでありますので、どうしても民間金融機関を含め民間からの出資を仰いでいくということが必要不可欠でございますけれども、現在、民間金融機関との間では、現在の苦東会社に対する債権の一部弁済、裏腹の関係での債権償却、それから新会社に対する出資の問題について協議をしているところでありまして、最終的に、現段階では民間金融機関との協議は整っていない状況でございます。

○末松委員 では、ちよつと見方を変えまして、責任の所在についていろいろとお聞きしていきたいと思いますが、先ほど、国民に、あるいは民間の金融機関に損失をかけた、御迷惑をおかけしたという話がございました。ただ、これで千八百億円ぐらゐの損失が出たということなのですが、先ほど、この計画責任というのには北海道開発庁が負つておられるという話を御自分でされておられました。北海道開発庁の方でこの責任はどういうふうにおとりになつておられるのでしょうか。少なくとも、プロジェクトの損失を出した、国民に迷惑をかけたという意味でどういった責任をとっておられるのでしょうか。

私、このレポートもちよつと読みましたけれども、北海道開発庁は、実は調整能力に限界があつてちよつとだめだったとか、あと官民の協力体制が十分でなかったとか、そういう客観的な見解は

示していますけれども、責任をとったという話は聞いていないのですが、いかがですか。

○斎藤政府委員 北海道開発庁は、苦東開発を含めて計画を立案、策定、推進することを使命とする官庁でございますけれども、苦東開発につきましても、当然これについても計画責任を負っております。結果から見れば、苦東会社の破綻という事態を招いたわけですから、そういった意味での計画責任はあるであろう。

一方、この苦東の土地の一体的な活用、開発というのは、これも私どもの重大な使命でありますので、そこで、現在の苦東会社の破綻に伴う債務をきちっとした仕組みの中で、具体的には新会社の設立を中心とした仕組みでございますけれども、こういった形できちっと整理をし、引き続き一体の土地のもとの事業展開を図っていくというのが私どもの責任の果たし方であるというふうと考えているところでございます。

○末松委員 私、民間で考えてみますと、責任のとり方というのは、だれか責任者がやめるとか、あるいは何かリストラをするとか、今一般に行われているけれども、そういうことが、自分の身を切ることが責任につながるのではないかと、結局国民にしわ寄せだけさせて、そのうまいフレイム、枠づくりだけをやってたと思えないのです。

何か北海道開発庁で長官がやめたとか、そういうことはあるのですか。あるいは、何か事業でこのプロジェクトの経営責任を持っていた人がやめたとか、あるいは給与カットとか、あるいは、開発庁からよく天下っておられるこの苦東の開発会社、あるいは北東公庫の役員、こういった方々が給料カットしたとか、あるいはリストラをしましたとか退職金を返上しましたとか、そういうことを一人でもやれたことがあるのですか。

○斎藤政府委員 債権者、民間金融機関あるいは北東公庫との関係で責任を負っているのは、当然現在の苦東会社でございます。苦東会社破綻に至

るということであり、同時に、苦東会社を清算するという判断は、苦東会社自身の判断であると同時に私ども行政サイドの判断であります。いかなる意味合いにおきましても苦東会社はその会社の経営上の責任を負っているわけでありまして、関係者の方針どおりには退任をいただくということになるわけでございます。

○末松委員 それは、立ち行かなくなってしまうもなくなったから役員をやめるといふ話、会社はなくなるからやめるといふ話なんですね。実際に、この計画というのは別にきょうきょう始まった話ではなくて、もう数十年かけてやっていくわけですね。そのときに、これだけ借金が膨らみました、そういったときに、その節目節目、例えば平成七年ですか、計画の基本的な変更があった、そういうふうな節目節目でプロジェクト経営を行ってきた責任があると思うのです。それを一切そういった意味でとっていない。そういっただれもが自分の腹を痛めることなくやってきている、こういうプロジェクトのあり方そのものが借金を大きくさせて、そしてそれを最終的に国民のツケで、うまい仕組みをつくってつけさせるということをずっとやられてきたんじゃないですか。

まあ、北海道開発庁だけじゃないかもしれまんね。北東公庫さんの方はどういうふうな責任問題を感じておられるのか、北東公庫さんに御説明をお願いしたいと思えます。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○濱本説明員 私どもの立場といたしまして、この執行の任に当たっております立場におきまして、何が私どもとして足りなかったのかということにつきましては、繰り返し繰り返し点検をしてみなければならぬ、繰り返し繰り返し点検をしてみなければならぬ、これだけ御心配をおかけいたしますこと、昨日来重ねて賜っております事の重さというものを心を正して受けとめさせていただきます。非常にそういった遺憾に思う気持ち

があるということであれば、そこはやはりきちんとして、自分の腹を痛めるという責任のとり方ですね。ただ、総裁が今の立場で、昔からやってきたことを今すべてどうこう、責任という話ではないのかもしれない。ですが、そういった節目節目で経営判断をして、その経営判断に対して責任をとるといふ、この仕組みがないことがこのプロジェクトの一番大きな我々の教訓じゃないかというのを本心に感じるわけがあります。

国土庁の方もいろいろと全国の総合計画を立てておりますけれども、国土庁についてはどういふふうに責任を感じておられるのか、そこについてお伺いします。国土庁の方、お願いします。

○中川(浩)政府委員 ひとつ小川原の開発につきましては、青森県が基本計画を作成しまして、政府におきましてはこの基本計画を参酌しながら所要の措置を講じるといふ閣議口頭了解を行ってきたのはあります。実際の用地の買収、造成、分譲は北東公庫、青森県、経団連主導の民間が出資いたしました第三セクターであるひとつ小川原開発株式会社が行っている、こういう仕組みでこのプロジェクトが推進されております。

しかしながら、その状況につきましては、一昨年九月の特殊法人等の整理合理化についての閣議決定で定められておりますように、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方団体、民間団体等、その取り扱いについて協議の上結論を得るとされております。現在その協議を進めているところでございます。

結果的にひとつ小川原開発が当初の青森県の計画のとおり推進がなかなか困難になっている状況にございまして、その意味におきまして、この計画について将来を見通した十分なものであったかどうかについては、我々としてもその計画の将来性について考えているところでございます。

いづれにしても、この処理のあり方が出されます時点までに、いろいろな面においてその処理の仕方について考えてまいりたいと思っております。

○末松委員 それはひとつ小川原だけの話で、苦東について御説明をいただいておりますけれども、正直言って、私、わからないのは、これは全体の責任者というのはどなたになるんですか。そこをちょっとどなたか言っていただけじゃないか。苦東に対して、この責任者というのはだれなんですか。

○斎藤政府委員 苦東開発の場合に、会社経営上の責任ということであれば、当然これは苦東会社ということになりますし、それから計画の立案、遂行という点になりますと、私ども開発庁の責任であるというふうに考えているところでございます。

○末松委員 そうすると、計画立案、これが間違っていたという認識はそちらにあるんですか、ないんですか。

○斎藤政府委員 計画策定時におきまして、その計画そのものが無理があり、合理性を欠くといったふうには考えておりません。ただ、計画が前提としておりました諸条件、経済情勢の変動を含めましてこれが大きく変わってきた。振り返ってみますと、適時適切に計画の見直しが必要に長時間を要しできなかったという点で、特に苦東計画につきましましては、最終的に現在の苦東会社を清算せざるを得ないという事態でありますので、この面から見ましても、結果としては計画責任が十全に果たせていなかったというふうな認識を持っていますところでございます。

○末松委員 そうしたら、その見直しに時間がなかった、それに不適切であったという責任は、それは新会社をつくったことによつてあつたという消えましたが、そういう位置づけですか。

それともう一つ、その見直しに長時間を要したということ、では今度は見直しに時間がかららないように、対策というものは内部で検討して結果を得たんですか。

○斎藤政府委員 苦東会社破綻に伴う責任のとり方といたしまして、これは末松先生ばかりではなくて、昨日来上田先生、石井先生にも引用いた

いておりますけれども、私どもとしましては昨年秋に「苦東開発をふりかえって」ということで、これまでの苦東開発の問題点を洗い出し、そうした反省の上に立って新会社の仕組みを関係者と協議の上検討いたしました。新会社が円滑に事業を推進していけるような体制を検討していくのが責任のとり方であろうということを上記しているのではありません、引き続き、私どもとしては重い責任を負っていかねばならないというふうに考えております。

○末松委員 あと、見直しの仕組みは。

○斎藤政府委員 引き続き、開発の推進体制といましては、開発庁を中心に、関係各省との連絡体制あるいは地元公共団体を含む関係者との連絡体制をとってまいりたいと思っておりますけれども、その上で今検討しておりますのは、新会社の中に経営推進会議のようなものを設け、これは日本政策投資銀行における中期計画を検討する運営評議員会と同様の仕組みでありますけれども、新しい苦東会社の中におきましても同様の仕組みを設け、この経営推進会議に私ども開発庁の人間も加わる形でもって直接的にこの会社経営についてのアドバイスをするような仕組みとならないかどうか、検討しているところでございます。

○末松委員 ちよつと聞いていて、結局責任をとったのは、この国会の席上で法律を通しますと、それで国民にツケが行くから、国民が責任をとったんですよ。そのアレنجをあなたがしただけじゃないですか。だから、だれかちよつと責任をとってけじめをつけてもらわないと、そんなことをしないから、この日本というのがいともだれも責任をとらないという位置づけになって、わけがわからない。外国から見たら、何だ、あの国はという位置づけになるんですよ。

では、ちよつとチェック体制についてお聞きしたいんですけれども、行政監察というの、ここは何回か行われたんですか、総務庁。

○東田政府委員 苦小牧東部及びむつ小川原の開発プロジェクトにつきまして、行政監察のテーマ

としてこれまで取り上げてきてはおりません。○末松委員 行政監察するに値しなかった、そういう認識ですね。

○東田政府委員 私ども、年間二十件ほどテーマを決めまして全国的な調査をして報告案を取りまとめるという仕事をしておりますが、そういう中で、この問題につきましても取り上げなかったかという点につきまして、必ずしも公式に整理しているものはいまありませんけれども、現在時点で振り返ってみますと、やはりこの問題は、その計画策定をした後に諸条件が変化いたしました、いわば事業をめぐる環境条件が大きく変動していったというところが大きな問題なのだろうと思っております。

その際に、行政運営上の課題を指摘して改善方策を勧告するということが私どもの使命なわけでございますが、その有効な改善方策がなかなか見出しがたかったということがこのテーマを取り上げなかった原因ではないかなというふうに現在考えているところでございます。

○末松委員 それは、総務庁の方でこの問題についてかなり研究した上での言葉ですか、それともあなたの印象ですか。もし印象論で言うのだったら、無責任な発言はやめていただきたい。本当に研究しているのだったら、その研究をきちんと書いていただきたいと思うのです。

要するに、諸条件が変わるのは当たり前前の話なんです。こんな生きた世界ですから。そこに適宜対応するという仕組みがきちんとあるべきものが重要なものであつて、その知恵がなかった。それは、みんな知恵が出せなかった人が悪いわけであつて、それを何らかの形で知恵を出していかなければならないという位置づけなんでしょう。それが制度として、システムとしてなかったことが今回の一番大きな教訓じゃないのですか。そこについて、総務庁が一回も実はこういう行政監察の対象にしていませんということそのものが私はおかしいと思うのです。

余り時間ありませんから総務庁に対してだけ

は言いません、会計検査院の方にお伺いしたいのですが、きのうちよつと資料をいただきました。ずつと、毎年毎年の事務的なチェックはしておつた。去年十二月ですか、会計検査院の検査報告も読みましたけれども、会計検査院も、この千八百億円に上るという損失、そういったものに対して、結論は、関係者の協議を推進すべきだというのが結論だったかと思ひますけれども、それ以上何か適切なアドバイスというのはできなかったのですか。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○小川会計検査院説明員 先生、昨年の検査報告の内容をお読みいただいた上での御発言であると思ひますけれども、大型プロジェクトでございますので、長期間かかる大きな事業でございます。したがって、多少の時間的な経緯も我々は見

る必要がございました。それから、やはり二度の石油ショックあるいはプラザ合意後の円高、こういう問題もこの基地の用地の分譲に影響を及ぼしている、そういうこともございましたので、昨年という形になったわけでございますけれども、その中におきまして、会計検査院といたしましては、用地分譲がなかなか進まなかったがゆえに利子が

増高した、それが悪影響を及ぼした、あるいは担保の問題、こういう問題について内容を記述しております。それから、これからのこの種の事業の運営、そういうものに役立てていただければというふうな思いで中身をああいう形で記述させていただいてるところでございます。

○末松委員 チェックのやり方も、もうちよつと仕組みをきちんと考え直さなきゃいけないと思ひます。

会計検査院については、かなり権限も限られてるところもありますし、そういった意味で政策議論がそれほど大きくできない。我々は、民主党で行政監視院構想というのもございましたけれども、その辺も踏まえてちよつと考えていかなきゃいけないという気がいたします。

時間がなくなりましたので、最後に宮澤大臣に

お伺いしたいのでございますけれども、昨日、大臣が議事録云々の話をされて、第二次世界大戦、お役人さんの下の方で見ていて、なぜあれをやめられなかったかという、やめると言う言葉が言い出せなくて、いずれよくなるんだというふうなことだったという正直な御感想を言われました。

そういった意味で、日本という国は確かにそういう傾向が非常に強い国だとは私も思っているのです。どちらかというと、みんながみんな一億総火の玉とか一億総玉砕とか言い始めると、なかなかその辺に対抗するようなことが言えなくなるといふことなんです。新参者の私が大先輩に対して言うのは大変心苦しく、恐縮なんですけれども、宮澤大臣がそういうことを若いときに本当にお感じになられたならば、では、そういうふうなことをきちんとした形で仕組みとして阻止する、あるいは対策を考え出そうと努力されるのが、私は政治家の本筋だろうと思つております。生意氣なことを申すようですが、ただそういうふうな傾向があるという認識だけでは評論家的な立場になつてしまいますから、政治家がまずこれをやらなければいけないという話をやっていかなければいけないのだらう。

そういった意味で、まず国が、今回のこともそうなんですけれども、最終的に全部国民に負わせるような形、それもはっきりとした謝罪というものもない、具体的謝罪というものが起るかというところ、今度、国民全体にモラルハザードが起つてくると思うのです。それが金融の状況だつてみんなあると思うのです。あそこは借金引きをしていった、政府が主導してやったんだ、あんなことを国がやるのにおれたちがやっていけないわけじゃないかとみんなまねをし出す。そういうふうなことをやっていけばいいけど、この国が本当にモラルハザードでいいかげんな国になつてしまふというふうになつてきたわけですよ。それで、ツケが回つて、結局国民があえいでいるとい

う位置づけになるのですね。

だから、本当にリーダーとしての立場にある方は、そこを、そんなことをやってはいけないんだというふうにもう身を持って言っているかなきやいけないうのです。そうしないといふのがもつとだめになると思うのです。生意気なことを言うようだけれども、宮澤大臣の真意を私も伺ひさせていだきたいと思います。

○宮澤国務大臣 外交官として長年お働きになられたことからそういうお尋ねがあると思います。私もそんな生意気なことは到底申し上げられないので、またそういう場でもないような気もいたしますが、振り返ってみますと、我々、明治以降、いわば国民のコンセンサスで日清戦争を勝ち、日露戦争を勝ち、国民のコンセンサスで第二次大戦に敗れたという感じがいたしますので、反省としては、やはり早くコンセンサスというふうなもので人を巻き込むということにきつと問題があるのだから。そのことは、一人一人がもつと自分の意見を持って、多少変わり者と云われてもそれを言い通すというふうな、これは教育にも関係がございまいし、民族としての伝統にも関係があると思ひますが、そういうことがやはり大事なのだろうというのが第二次大戦の敗戦の反省ではないかというふうな考へています。

それは、私は、一つは国定教科書というふうなものに問題があつたかと思ひて、それが戦後なくなりましたのはプラスになったかと思ひましたが、今度は大変に大規模なマスコミニケーションが登場しておりますので、これにまた国民が巻き込まれやすいという問題がありまして、それはそれで心配なことだ。そういうマスコミニケーションが非常に多いので、日本国民は情報には非常に明るいし、すぐにまた情報をキャッチしますので、そこで自分の判断というものが大変に出にくいような風潮は、これはやはり国民として、いい面があるわけですが、マ

イナス面があるのじゃないかということとは、大変生意気なようですが、感じております。

○末松委員 率直な御意見ありがとうございます。またこの問題についていろいろと御議論させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○村井委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後一時開議

○村井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。上田清司君。

○上田(清)委員 連日御苦労さまです。

早速ですが、昨日は、過去の経緯の中での責任のあり方を中心にお願いをいたしました。きょうは、新しい法案のスキームを中心に質疑をさせていただきます。その前に、きのうもすつきりしなかったし、きょうも末松議員からもお話がありました。やはり北海道開発庁としても、きちんとけじめをつけて何らかの責任をとった方がいんじゃないですか。例えば、ラインの方々が全員職務停止をたとえ三日でもやるとか、そういう何らかの内部処分をすることで、民間金融機関の債権放棄とかさまたげをお願いをすることについてのきちんとした対応につながると思ひますが、こういうことについてどうでしょう、監理官、きちつとやったらどうですか。やりませんか。イエスかノーかだけお願いします。

○斎藤政府委員 お答えいたします。開発庁としての責任のとり方の御指摘でございますけれども、繰り返し申し上げますように、開発庁としては、苦東開発についての計画上の責任を持つていたこととございませう。苦東会社が経営破綻に至つた問題点、これにつきましては、昨日、上田先生それから石井先生、御引用いただきましたような苦東問題を検証する

会の報告書という形で過去の問題点を検証させていただいておるところでございます。

こういった問題認識、反省の上に立ちまして新会社を設立し、そしてその過程でもって過去苦東会社に累積いたしました債務をきちつとした形で処理していく、その上で新会社のもとで苦東計画を着実に推進していくというのが、私も開発庁に課せられた使命であり、また責任のとり方であるというふうな考へておるところでございます。

○上田(清)委員 今斎藤監理官が言われたことは、国民に対する背信行為であり、そして何よりも、これからの人々に対する歴史に対してもあなたに背信行為になりますよ、きちんとけじめをつけないといふことは、いろいろ問題を起こして、これからまじめにやっています、それが責任のとり方だといふのは、大変なことですよ、そういう言い方は、言葉こそ優しく言っていますけれども、そういうことなんですよ、言っていることは、徹岸無礼にしかすぎない。それだけははつきり申し上げておきます。必ず処分してください。

それから、国土庁についても私は同じようなことが言えると思ひます。内部で必ずこれは検討していただきたと思ひます。御返事をいただきたと思ひます。

○中川(浩)政府委員 ひとつ小川原開発につきましても、先ほど来申し上げておりますように、基本計画は青森県が作成して、政府はこの基本計画を参酌しながら所要の措置を講ずるといふ閣議口頭了解をする、こういう仕組みのもとで行われております。

ただ、現状におきましては、用地の分譲が順調に進んでいないということ、この処理をどのようにするのか、早急に検討いたしましたし結論を得るよう努めたいと思ひますので、ただいま先生の言われましたことも含めまして今後検討してまいりたいと思ひます。

○上田(清)委員 会計検査院にお尋ねします。昨日の速記録を確認いたしましたけれども、北東公庫の苦小牧東部開発及びむつ小川原開発に関

する出資、融資について、本院としても従来から、主として融資が適正に行われているか、出資、融資の効果が上がっているかどうかの観点から検査を実施している、そういうことでございませうと確認したら、小川会計検査院説明員の方から、そのとおりでございますという御返事がありました。

会計検査院の検査の中で、北東公庫のそれぞれのプロジェクトに対する融資について、きちつとした適正な融資であったのかどうかということについての結論をいろいろ記述しております。御指摘もありません。最終的にどのよう判断されたのかということについての結論が、関係機関がいろいろ御相談しながらやってくださうと、どうも途中の指摘と最後の結論が文脈が分かれてしまつていて、そういう感じがいたしますが、最終的にどう判断されたのか、本プロジェクトに関して北東公庫の融資は適正であったのか適正でなかったのか、あるいはどういふ評価をされたのか、ここについて伺ひたいと思ひます。

○小川会計検査院説明員 検査報告の内容、最後の部分につきましては、関係される役所あるいは地方公共団体、あるいはむつ、苦東の事業主体、そういうところでの協議を促進されるという結論になつておるわけでございます。中身の方では、それぞれこういう事態に至つたメカニズムと申しますか、そういうものについて記述してございませうし、読んでいただければ今後の事業に役立つというふうな記述をとっているつもりでございます。

全体的に最後の部分が貧弱ではないかというところかと思ひますが、至って政策的な要素が多いということがございます。したがって、あるいは原因の中で売れないということにつきましては、産業構造の変革でございますとか経済情勢でございますとか、そういうことも起因しているわけでございますから、改善策をどういふ形でできるかということにつきまして、なかなか結論を得るのが難しいということがございます。

し、至って高度な政策的な判断に迫られているというようなこともございますので、検査院としましては、事実を開陳すると申しますか、検査報告に掲記すると申しますか、そういう考えであらう結論に達しているわけでございます。

○上田(清)委員 もう一度確認ですが、北東公庫の二大プロジェクトに対する融資のあり方について問題点を指摘されたわけでございます。事実上の金利が金利を呼ぶような融資の仕方について問題がある、こういう御指摘だったというふうに私は理解しておりますが、こういうことはやるなという意味ですか、それともこういうことを続けてもいいという意味でしょうか。どっちか一つで答えください。

○小川会計検査院説明員 金利がつくお金を原資としますプロジェクトにつきましては、これが長期間にわたって、その結果売り上げに立たないという状況になってまいりますと、やはり今回のような問題が発生することがあるかと思えます。したがって、長期間での大規模プロジェクトについては、やはり金利をどういうふうにより抑制していくか、あるいはできるだけ早く売り上げを立てると申しますか、今回は工業用地の売却でございますけれども、そういうことができるかのシステムがやはり求められているのではないかと、そういうふうにご考えているところでございます。

○上田(清)委員 濱本総裁、昨日も御指摘させていただきましたが、直近の五年間のいわゆる不動産価格、土地分譲価格の金利上乗せ部分がそれぞれ八〇%前後になっているという事実、これについて今、会計検査院が指摘したようなことでございまして、決していいことではないというふうな判断を今当然されたわけですね。また、指摘の中でもそういう問題点を指摘されています。

北東公庫として、この問題について、やはりきちっと、こういう融資はよくなかった、ざるざるを引きずられてしまったというように総括がなされない、これはやはりこれからのプロジェクトのあり方についても大変大きな影響を与えていき

ますので、きちっとした総括をこの席で述べていただいて、歴史の中に刻みを入れていただきたいというふうに思います。

○濱本説明員 昨日来御指摘いただいておりました問題につきまして、私、昨日申し述べましたところに申し述べ切れませんでしたものを、二申し上げ、かつ、ただいまの先生の御指摘に対する私の考えをつけ加えさせていただきますと存じます。

私も、先生がお抱きになっていらつしやる問題意識、これと同じような意識というものを保持しております。つまり、私も、このまま金利が上乗せになっていった場合に一体いかなる事態になるのだろうかというところにつきまして問題意識を持っております。つまり、無限にこんなことを続けておつて限りなく金利負担が乗っかるというような事態が許されるわけがないというふうに考えておつたわけでございます。

それじゃ、一体どのあたりで見切りをつけるのかという問題が当然出てまいります。我々は、その問題に近づいているという感じを持っておりまして、ただ、そのときの議論として、近隣の地価、近隣の売買実例あるいはそこから類推されるもの、そういうものと比較しました場合に、金利を上乗せして計算されております苦衷の時価、これは部分部分によって時価は違つてこようかと思ひますけれども、その時価との間になお多少隔たりがあり、現に、この期に及びましてどうか、こういう状況の中でもこの土地を求めめる人がおる、そしてそこに形成されます時価が現にあるというところがございます。それから、これはやはりそういう動きというものもよく見きわめた上で決断すべき問題であらうというふうに思っております。

そこへちょうど日本開発銀行との統合問題というのが出てまいりまして、これに向かつて苦衷の問題あるいはむつた問題も整理をしなければならぬ事態が生じましたわけで、この際、やはりこ

の基本問題というものを一気に解消したいという気持ちを中心として抱きました。

会計検査院から述べられました点につきまして、私も、私どものいろいろ物考える上におきましては示唆的でございますし、そういうお話も私も、もの気持ちをまた高めるものがございますが、いずれにいたしましても、上田先生が御指摘くださったのは、異常ではないか、つまり、金利負担が全体の八割に達するというような事態が異常ではないか、そういう事態がまた将来生ずることがあつてはならないんじゃないかという御指摘かと思ひます。その御指摘は、私も、この貴重な機会に大事にちょうだいしたい、かように思ひます。

そして、大変難しい問題、つまり、土地の造成作業というのは、私は友人ではございませんけれども、非常に長い時間をかけていろいろなリスクを乗り越えて初めてできる仕事であり、リスクを乗り越えなければできない仕事だと言ふ人もおります。つまり、ある局面では大変厳しい状況に置かれますけれども、それを乗り越えて何かができたときに、過去に起こった大変困難であった事態というものを克服したことにポイントがつくというところはあり得るかもしれません。

しかし、今回のこの御議論というのはそのことに対して警鐘であつて、やはり国家が関与してこういう事業に臨みます場合には、みんなが納得できるあるレベルというものを常に問題意識として共有すべきだということを御指摘になつていらつしやるんだという気がいたしますし、これから同じような問題に向かいますときには、常にこのことを思ひ出す。それから、我々としても、大変難しい問題ではございますけれども、この議論を含めてどうするかということを常に考えるという癖をつけたい、かように存じます。

○上田(清)委員 前段の部分だけ正直言つてやや認識が違ふな。少し動いておつた、確かにこの五年間ぐらい一年に一寸ずつ進出している、あるいは分譲地を買っている、こういう時代があつたこ

とは事実ですが、しかし、それは計画からすればはるかに小さな話でありまして、そういう正式な計画書を読んでおられれば、なかなか融資についてもつと慎重になされるべきものであつたというふうに思います。これだけは反論をしておきます。

それから、いよいよ新しい会社をつくるための統合法案のスキームですが、まず、北海道開発庁に確認をしておきます。これからは大臣を中心をお願いしたいと思つておりますが、清算時における民間融資団の債権放棄並びに出資について合意ができていないのかどうか、それから北海道庁の予算はもう既に計上されているのか、なおかつ議会で承認されているのか、この点について確認をしたいと思ひます。

○斎藤政府委員 第一点目は、民間協調融資団との間で、債権償却ないしは債務の弁済、それから新会社への出資について合意ができていないかどうかというお尋ねでございますけれども、この点につきましては、昨年の夏以来、関係民間金融機関と協議を重ねてまいりました。本格的には平成十一年度予算の成立を待つて再度協議を重ねていく真つ最中でございます。最終的な合意には至っていないということでございますけれども、私も最大限努力いたしまして、新会社設立に向けて関係民間金融機関との間の合意を達成したいというふうに考えているところでございます。

それから、北海道の新会社への出資でございますけれども、北海道御当局との間では、北海道におかれましては必分の出資負担をいただけるということで御了解をいただいておりますが、これが予算化につきましては、六月に開催される道議会に予算の形で提出されるというふうに承つてるところでございます。

○上田(清)委員 大蔵大臣、今聞かれましたように、このスキームの大事なポイントになつております、新会社設立当時、それぞれの関係者が負担をして六百二十二億、それから清算時において民間金融機関も出資するというこのスキームでござ

いますが、そもそもそれぞれの関係の民間の企業、これが合意をしないままに、あるいはまだ道庁の予算もつかないままに国の方で予算を計上しております。もちろん、執行ができるかどうかというのは別問題ですから、予算をつくること自体は問題がないという意見もありますが、一方では、国の財政行為としての法律に近い形式、効果を持つという解釈、意見もございします。民間の合意を欠く私人間の一種の契約関係に行政がいたずらに枠をはめるような、こういうスキームが本当にいいのかどうかということを、私は率直に大臣に伺いをしたい。

これは中川議員が言っておりましたけれども、むしろ、附則で開銀法の原則やあるいは公庫法の原則を吹飛ばすよりは、当たり前の処理をした方がいんじゃないかという午前中の中川議員の意見と私も少しつながる部分がありますけれども、この点について大臣からもまずお伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 今回のこの新金融機関の設立、これは特殊法人の整理に関する方針から出たものでありますけれども、これはきのうきよう決まったことではなくて、かなり前から特殊法人の整理をしなればいけないという問題はございしました。他方で、先ほど北東公庫の総裁が言われましたように、苦東の問題は、こういう状況になって、いつまでもこういう状況は続けれないというところは考えておったというふうに総裁が言っておりますが、そのとおりであろうと思います。

したがって、両方の問題が同時に起こってまいりましたときに、しかも地元としては苦東というものを何とかして将来に残していきたいという意識が強い、つまり、新会社をつくるという気持ちで強い。恐らく北東公庫の総裁としても、それはできることならそうしてやりたいという気持ちを持たれたであろうと思います。私も実はそう思っております。そのときに、何といつてもこの苦東というのは北東公庫を抜きにしては考えられない経緯を

持つておりますから、したがって、開発庁、北海道あるいは旧会社、財界、そして北東公庫、一緒になって、北東公庫としては決して自分では知らないよという立場ではあり得ない、一緒になって処理をしなければならぬと考えられたのは、私はもつともなことだと思っております。

処理の答えは結局、本当に地元がそういう熱意を持つておられるのなら、公庫としてひとつ、損失が生ずるということは覚悟しなければならぬが、出資については北海道、民間、おのおの均等にしなければ、自分としてもそういう話にはなかなか乗れない。また、均等に投資を行う、これを基本にしるという閣議了解もございしますから、そういうふうな北東公庫としては考えられたものと思ひます。私はそれは妥当だと思ひますし、したがって北東公庫がこの出資をすることができると考えておりますが、それはもとより、みんな平等にやろうという立場からの合意ができましたからこそ、こういうふうな予定を北東公庫としておるわけであります。したがって、民間の合意ができる、このために関係者が最大のこれからの努力をしてもらわなければならないというふうに思っております。

けさほどのお話も一つのお考えだと私は考えておりましたけれども、新会社を何とかしてつくりやろう、そのために北東公庫が苦東とは切り離せない、長い間の存在として、それだけのいわば取りまとめ、北海道開発庁もそうであったでしょうが、そういうことに協力しようとしたことは誤っていないのではないかと私は思っております。

○上田(清)委員 先ほど北海道開発庁の斎藤監理官に確認しましたように、今まだ民間の方の合意はできておりません。六月の北海道の議会で可決され、承認されるかどうかまだ確認がとれておりません。しかし法案は、もし順調にいけば、その遠くない時期に衆議院からまた参議院に回り、決まっていって、先にスキームが決まって、それを民間や道が追っかけていくというような仕組みに

結果的になっております。そのことを余りよくないなというふうに私はまず申し上げます。

それから、むつ小川原の処理も決まっております。どういふふうにするのかということが決まっております。これも損失が出ることはだけは明らかにしております。

それから、もつと悪いことに、これからいろいろ申し上げますが、新会社の事業計画に関連するさまざまな枠組みがよく決まっております。そういうことを考えると、非常に難なスキームではなからうかというふうに思ひます。新会社の取り組みに前会社、今の会社であります、今の会社の反省が十分生きていないように私には思ひます。

なぜなら、新会社のスキームはペラ二枚でございします。予算だとか事業計画だとかないのか、私ももつと詳しい資料はないのかと申し上げましたけれども、具体的な形ではないと。この二枚の紙に二百二十億の大蔵省からの査定が出ています。官房長、随分優しいですね、このぐらいの二枚の計画で。

いろいろ書いてあります。臨空開発ゾーン、戦略的プロジェクトゾーン、臨海開発ゾーン、重点地域、公的プロジェクトを核に一般分譲を推進、こういう一万七百万ヘクタールの考え方を改めて出されております。

それから、今後十年程度、十年から二十年程度、さらに二十年以降にどういふ施設を誘致するか、あるいは分譲していくかということについての企画が一応は出ております。八事業ぐらいに分かれて。しかし、この中の目玉のITERなんかも御承知のとおり凍結であります。あるいは鉄道車両工場の移転についても、勝手に絵を描いているだけでJRが検討したこともない。

そういう具体的な実現性のないことが書いてあって、どうして二百二十億の予算が出たんですか、官房長。

○溝口政府委員 苦東開発プロジェクトにつきましては、昨年十二月の閣議了解に基づきまして、

現在の苦東会社を清算いたしまして、借金に依存しない形で土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するという抜本的処理策が示されて、政府としてもそういう方針で臨むということが閣議で了解されたわけでございします。さらに具体的な事業の計画につきましては、関係者間で現在検討が進められているわけでございします。

こういう中で予算の計上が行われ、予算に盛り込まれて御承認をいただいたわけでございしますけれども、実際に二百二十億の出資が行われるかということにつきましては、今、北海道開発庁の方から説明がございましたが、最終的に新会社設立についての処理策が皆さんの合意を得て成立するということが条件でございしますから、その合意に向けて関係者が一層努力をしていくべきというふうに考えている次第でございします。

○上田(清)委員 とりあえず国として約三分の一程度を出資しよう、そういう考え方に立っているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○溝口政府委員 今、関係者の合意形成に向けて精力的な努力を続けておられますし、それから、新会社の事業の円滑な推進が図られるよう、事業計画の策定についても関係者間で精力的な検討が進められておるわけでございしますから、大蔵省といたしましては、昨年十二月の政府の決定と申しますが、閣議了解を踏まえまして適切に対応していくべきというふうに考える次第でございします。

○上田(清)委員 注意をさせていただきたいと思ひます、ちゃんと質問に答えるように。何十時間も視察もやって調べ抜いて質疑をしているんですから、いかにげんなりな答弁をするな。冗談じゃないよ。ふざけるなと言いたいよ。

いいですが、「苦小牧東部地域における各種プロジェクトについて」というこの二枚の案が新しい会社の事業計画なんですよ。ほかにないんですよ、出してくれと言つても。管理会社としての機能はありますよ。五億収入があります。うち二百五十は税金です。残った二百五十で回します。そ

のうち六〇％が人件費です。これもひどいですね。地方自治体でも最高で四〇％ぐらいですよ、人件費というのは。低いところは二〇から二五ぐらいであります。前の会社もそうでした、それは後でまた言いますが。

そういう管理会社の機能としての事業計画は事業計画であります。しかし、それは単に管理会社としての機能です。そうじゃなくて、あの山手線の一・五倍もある広大な地域の有効利用をどうするかということについて、いろいろなゾーンをつくり、十年、二十年、二十年以上という短期、中期、長期の計画書が出ているんですよ。しかしその中には、相手側の了解も何もない、絵にかいたもちがたぐさん出ているということを私は申し上げておきます。

国土庁もこれを見てよしとしたのか。本当に北海道開発庁はこれですとされているんですか。あれだけ失敗してきているじゃないですか。これまでの売り上げを見てくださいよ。全体で面積にすると一五％、当初計画の何分の一ですか。

とにかく、この計画でいくと、一九九九年から二〇〇三年の間に四百八十三ヘクタールで百三十億、二〇〇四年から二〇〇八年で六百九十四ヘクタールで三百八十億、二〇〇九年から二〇一八年の間で八百九十ヘクタールの五百八十億。しかし、一九九九年のこの二十年間の合計で二千六百七ヘクタールで、売上額を一千四百七十七億出している。しかし、過去五年間だけでも三・七しかできていないんですよ、五億しか。五年間で五億しかできなかったのが、前段の五年で五億しか売れなかったものが、なぜこれからの五年で急に百三十億売れるんですか。分譲し始めてから合計で八百二十しか売ってないんですよ、一九七八年から二十年かけて、なぜ十年でそれ以上のものが売れるんですか、二十年かけて売れなかったものが、この計画になぜ二百二十億という予算がつくんですか。それが私には不思議でならない。

もう少しきつとしましたものが出来れば、この統合を機会に借金体質の旧会社を清算して新しい

会社のもので何とか可能性を探りたい。北海道、東北の夢ですから、苫小牧もむつ小川原も。これに対する思いは、私は県の選出議員ではありませんが、多分によくわかります、私も田舎が九州です。しかし、こういうでたらめなものを私は認めるわけにはいかないですよ。

宮澤大蔵大臣、こういう二枚しかないんですよ、新会社の事実上の事業計画というものは。こんなもので本当にいいんですか。予算書もない。もちろん、管理会社としての予算書はあります。でも私には信じがたい。国土庁がこれを認められたのかどうか、これも確認したい。二点です。

○宮澤大蔵大臣　まず、この書類は、最後にも書いてございまして、北海道開発庁の案を取りまとめたものであり、関係省庁の了解を得たものではない。と書いてございまして、そういう性格のものであると承知をいたします。ですから、これは一種の目論見書とでも申すべきものであらうと思います。

事は、結局もとに戻りますが、ある程度上田委員も理解ができる部分はあるとおっしゃるよう、この苫東というものをこの際もう永遠に抹殺してしまうかどうかというところに話は最後のところはおかたてきて、そして、地元としてもそれは耐えられない、何とか残していきたい。それなら、将来すぐどうなるのか、わかつているのか、きょうまでうまくいかなかったのに急にいくかといふわけで、はつきりいくという自信のある人でもないけれども、しかし何とかして将来に望みを囁くとするれば、やはりどういふことが可能性があるかというのを考えていくしかないだろうというの、私はこの紙の基本的な性格であろうと思います。ですから、このとおりいくかといふ、だれもそれだけはいきりした自信を持っている者はない。ただ、開発庁としてはこういうことを案として考えたことと思えます。

それで、こういうものを置きまして、それでみんなそれと金を出すかということになって、北東公庫としては、今までこういうことでもあるし、

やはりこれは将来に向かつて何とか助けてやりたいという気持ちがございますから、皆さん方がお出しになるなら公庫としても出資はつき合います、こう申したであらうと思います。

そして、そういう背景がございますが、他方で、おっしゃいますように、この御審議いただいております法律案は、何と申したいでしょうか、いかにも半分だけしかできていない。つまり、特殊法人の処理をいたしたのでこの二つの金融機関は一遍おしまいに新しいものを一つつくりたい、政府がそういうことを申し上げておるわけでございますけれども、その中に、北東公庫の持つております今のあり姿というものが、まず皆さん一緒に金を出しましょうと言った人が本当に出すことになったかというまだ出してないわけですから、その部分は条件として熟しておりません。

他方でも、むつ小川原の方は全くそういう案すらないということですから、今御審議をいただいております北東公庫の現在のあり姿というのは実は甚だ不安定なもので、この御指摘になっているのは私はそのとおりだと思います。ただ、この片一方の方で特殊法人の整理という問題があるもので、これはこれで御審議をお願いしたいということ、こちら側が半分ちゃんとした姿になつていないという御指摘は私はそのとおりだと思います。

そこで、次のお尋ねは、もし関係者が出資をしなかった、苫東のことです、出資をしなかったというところになるとどうなるのかという、そこまでおっしゃいませんでしたが、明らかにその意味のお尋ねがあつて、私は思います、そのときは、それは我々が今想定している事態と違う、あるいは想定している条件が満たされないという状況になると考えざるを得ませんから、そのときには、北東公庫がどうすべきかということも、やはり私はそういう事態として考えるしかないだろうと率直に言つておきます。

はつきりどうすると申し上げられないのです、大事な条件が整わない、我々としては、地元

に長い要望があつて、それを大事に考えてこれだけのことをしようとしているのですから、地元がそういう要望を約束にしてあらわしてくれなければ、もう一遍そこへ行って話し直すといひますが、考え直すということにならざるを得ないのではないかと、私はそう思います。

それから、むつ小川原については、これはもとも何もないわけですから、何も出てこなかったときにどうするか。それはそういう事態として考えざるを得ない。

つまり、それらの点で、この法律案は不確定なことを想定した北東公庫というものを対象にしておるといふ御批判はそれとおりであつて、私はそれはそれとして甘受せざるを得ないと思ひますが、万が一そうなたときにどうするかということであれば、やはりそれはそのときに立ち返つて北東公庫の姿、あり方というものは考え直すことになるのではないかと、いふふうに思つております。

ただ、そのことは、いずれにしても、そのような北東公庫が、どのような姿であれ、この法律の成立とともに消滅をして、そして開発銀行と一緒に新しい金融機関をつくる、こういう政府の意図には相違がございせんので、その点を御審議いただきたい、このお願い申し上げておきます。

○上田(清)委員　非常に大臣の率直な御見解を聞いたわけですが、統合そのものは行革の観点から非常に筋のいい結婚だと私は思つております。いたずらに東北、北海道のみの開発ではなくて、日本全国、全体に行き渡るようなそういう融資のあり方、その観点から統合されてしかるべきだといふふうに私も思つておられます。

ただ、北海道の拓銀破綻以来の目下の経済情勢等もありますので、その部分については勘案しなければならぬといふふうに理解しておりますが、余りにも不確定要素があるがままにこういう法案を本当に通していいんだらうかという悩ましい思いを実は持つております。

先ほどちょっと、中川さんにもお伺ひしたので

すが、これは「関係省庁の了解を得たものではない」という、確かに、北海道開発庁の独自に出したものだというふうな理解でできるような欄外の記述があります。しかし、逆に、本当にそれでいいのか。何て書いてあったか、この「苦東開発をふりかえつて」と。この教訓が何にも生きてないじゃないか。勝手にまた同じことをやっているじゃないか。各関係省庁と関係者として合わせをしていい案を考える、あるいはまだ考え切れないだけ保留しながらでも結構じゃないですか、あれだけ立派な造りができているわけですから。場合によっては二年でも三年でも凍結しても構わないと思うのですよ、いたずらに慌てないで。そのくらいあれは貴重な資源だと私は思います。日本の財産だと思えます。それをいたずらに、何かわからない、絵にかいたもちを持ち出して、これで民間融資団にお願ひしますと言つて乗るかなと私は思いますよ。

ある新聞報道にもちよつと出ておりました。昨年の八月二十六日に開発庁は苦東の説明会を民間の金融団になされましたね。どういう評判でしたか。なるほどと言つて賛成されましたか。斎藤監理官、どうですか。

○斎藤政府委員 昨年の八月、これは概算要求の前でございましてけれども、八月の初旬を皮切りにいたしまして、幾たびか民間の金融機関と協議を続けていくところでございます。また去年の夏の段階、予算要求にも至っていない段階でありますので、私どもとしては、要求の方針、あるいは苦東会社の細部の処理の方針について、あるいは新会社の設立について説明をし、理解を求めたというところでございます。

当然でございすけれども、民間金融機関にとつては、債権を放棄するというのはまことに重い負担の問題でありますし、それからまた、新会社というところでありますと、当然にどういう事業内容を持っているのかということが聞かれるわけでございます。

私どもとしては、引き続き新会社の事業計画

画の最終的な確定に向けて努力をし、そのことを通じて民間金融機関の理解と最終的な合意を得てまいりたいというふうな考えているところでございます。

○上田(清)委員 今のも正確に答えていないでしよう。昨日理事会で、あなたの答弁に関して苦情が出たんですよ、理事のほぼ全員から。ちゃんと答えるようにと、委員長からも御叱責があったはずでしよう。

私は、どういう反応をされたんですかというところで聞いたんですよ。事業計画案の一部を発表されたでしよう。それについての反応はどうだったんですかと。なるほどという反応があったんですかと。逆でしよう。全く逆の反応があったわけでしょう、絵にかいたもちじゃないかと。私が思うんだつたら、現地の人はもつと思ひますよ。それを言っているんですよ。ちゃんと答えてくれないとだめですよ。本間に、委員をばかにしてはいけませんよ。大変失礼です。言わなくてもいいことを一生懸命言つていらつしやる。時間だけがたつていくんですよ。

それで、大蔵大臣、去年の閣議の了解の中でこういうことが書いてあるんです。読み上げますが、「新会社については、北海道、民間各々と均等に出資を行うとの考え方を基本とする」とも、北海道、民間各々の諸事情を勘案し、「ここからが大事なんです、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、北海道東北開発公庫が出資を行う。こういう閣議了解の2の①があるんです。新会社の事業の円滑な推進」という言葉について解釈をここでするつもりはありますが、素直にとれば、やはりきちつとした新会社のビジョンなり計画なりが明らかにされ、なおかつどのような形で運営されていくのか。

運営されていくのかについては比較的すつきりしたものが出ております。「新会社の固定的収支見通し」というペーパーで、大体五億の収入がありますよ。固定資産税等で二百五十かかります。

残つた二百五十の中で百五十が人件費、これは六〇%は多いと私は申し上げました。こういう企業はありません、人件費だけが六〇%というのは。これは多分いい会社じゃないと思ひます。ともあれ、こういう管理会社の色彩を持つ収支のバランスはあります。

しかし、先ほど申し上げましたように、広大なきちつとした基盤を持った分譲団地をどのようにして処理していくかということについては、いろいろな工夫が要ります。金利が上積みされていきますので、非常に高い分譲価格にもなつております。この辺の問題ともきちつと出さなくちゃいけない、価格体系をどうするのかとか。そういうことを前提にお金を出しますよと私はとらえているつもりなんです。

こういう不確定のままに国の予算がいたずらに出資されるというのは、先ほど、この問題はちよつと悩ましいと大臣も言われました。本来の統合の部分に不確定要素を持ったものがくつついてきている。したがって、非常に私と同じような御認識と悩みを持っておられると思ひますが、余りにもこの新会社のスキームというのがずさんではないかというのが私の考え方でありまして、この閣議の趣旨からしても、非常にこれは問題があると私は申し上げます。

この点について、大臣はどのような御見解をお伺いしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ただいまお話しした文句は、昨年の十二月二十五日の閣議の了解にございまして、私もこのことは承知をいたしております。

上田委員の言われますように、この会社は、スケルトンとしてはやつていく。埠頭収入があつて、そしてそれだけの人員で、確かに人件費六〇%なんというのは、これは本当に将来盛になる事業会社の姿ではありませんから、そんなことを長々やつていくのはいけないでしようが、とにかくスケルトンとしては生きていく。問題は、生きるために生きる人ではないので、これだけの事業ができるかどうかということでありまして。

それで、「新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に」というのは、言つてみますと、そういう将来があるということ、どういふ言葉がよるしんてしうか、かなりの確率をもって推定できる限りでも申すんでしうか、そういう見込みがなければ会社をつくる意味がありませんので、それで開発庁が、例えばこういうことがある、これはおしやるように一種の目論見書であつて、今まで何十年もできなかったことがどうして急にできることになるのかねということだけれども、そういうことではございすけれども、しかし、それでもやはり、そういう将来に望みを嘱してこの会社を新しくさせていきたいという関係者の御同意が本当にあるならば、やりにくいことだが北東公庫としてもおつき合ひをいたしましう、こういうことを申しておるのだと思ひます。

したがひまして、今上田委員の言われましたように、この二枚紙でもって本間にこれは事業になりますかねと思つて民間が出資をしないということになりましたら、これは先ほど申しますように、私どもが想定していた事態ではないわけでございますので、そのときにどうするかということ、もう一遍そこで立ち返つて考えなければならぬ。皆さんが、地元が一生懸命やりたいとおつしやる、その情にほだされたとは申しません、そういうことがわかつていて、ではひとつ一生懸命支援しましうと言つていらっしゃるんですから、そのものがなくなつてしまつたときには、それはそのときにまた立ち返つて考えるしかないではないか、私はやはりそう思ひます。

○上田(清)委員 私も理解力が余りいい方じゃありませんので、速記録を読み返しながら、また改めて確認させていただきます。私も非常に不安を持っておりますが、大臣の答弁の中で、同じような認識だということに思ひます。

それから、六百二十億のこの資産についても、私はまた申し上げなきゃならないと思ひます。この資産の鑑定をされたわけでございます。しかし、その資産鑑定が五百二十億ということであつたみ

たいであります。これもいろいろ何か数字が明らかにならない部分もありますが、最終的に、旧会社の資産を五百六十八億と見て、五十四億の取得税等の税金を払った足し算が六百二十二億という計算になるかと私は聞いております。間違っていたら正していただきたいと思いますが。

ともあれ、この会社の資産を約五百六十八億なりあるいは五百億なりと見るといふ鑑定をどのような形でなされたのか。新聞報道によりますと、「苫東会社の資産鑑定依頼先 開発局OBの会社」、こういうのが北海道新聞のことしの一月八日の記事にございます。そして、ほかの民間の見方の中では、二百億、三百億という話もある、こういう報道が出ておまして、これも非常に危惧をされる。なぜならば、会計検査院の御指摘もあつたように、高い金利のもとに土地の分譲価格がほとんどつくられていて、それを担保にしまだ貸し付けるといふ事態があつたことも事実であります。

そういうことをいろいろ考えると、この五百億を超える資産というものは鑑定が正しいのかどうか、これはちよつと気になることだとは私はやはり思わざるを得ないのですが、この鑑定の正しさということについての証明ができるのかどうか、それからなぜ開発局のOBなんかに頼んだのか。そういうことをするから癒着だと言われるんだというふうに私は申し上げたい。なぜそういうふうな頼み方をしたのか、絶対こういう疑いを持たれないようなところになぜ頼まなかったのか、そういうことを斎藤監理官、お答えしてください。○斎藤政府委員 新会社設立に当たりまして資本金額をどうするか、そういったことを考える上で、実際の事業用資産であります六千六百ヘクタールの土地の鑑定評価というのは極めて重要な課題でございます。そこで、北海道開発庁といたしましては、昨年の十一月でありますけれども、鑑定評価会社に委託をいたしまして鑑定をしてもらったところでございます。

いろいろ不動産鑑定協会等々に伺いますと、六

千六百ヘクタールもの土地の鑑定というのは、なかなかそういった鑑定会社というのは見つかるのが困難であろうということ、つまりところ、北海道の地元の会社に委託するよりないんではないかというアドバイスをした。その結果といたしまして、実際の鑑定は株式会社北海道公共補償研究センターというところに委託をし、鑑定してもらったわけでございます。

鑑定結果については、先ほど先生のおっしゃったとおりでございます。

○上田(清)委員 どこからアドバイスをいただいたんですか。開発局のOBの方がいいという判断を、どこからアドバイスをいただいたんですか。あなたの方の考え方というのは、そういうことについて鈍感なんですか。当然、よくないという判断をしなくちゃいけないでしょう。公の金が入る、道庁からも入る、そして国民のお金である税金からも入る、そういう新しい会社が一点の曇りもないように考えなくちゃならないのに、なぜOBの会社に依頼をするのか。何でそういうアドバイスを受けたんですか。だから受けたのか、そしてなぜそういう判断をしたのか、もう一回答えてください。

○斎藤政府委員 私ども、鑑定評価といった専門分野の話については知識が不確かでございます。そこで、これは非公式でありますけれども、日本不動産協会の方に、六千六百ヘクタールもの土地の評価については一体どういったところに依頼したらいいであろうかという御意見を求めたところ、なかなか北海道でないという受託先は見つからないであらう。決して不動産協会の方から、固有な名詞を挙げてここにせよというアドバイスをいただいたわけではございません。

○上田(清)委員 それでは、自分たちで判断したというならなお悪いじゃないですか。開発局のOBに頼むんというの、私に言わせると、言葉は汚いけれども、あなたの方、やっていることが狂っていますよ。常識じゃないですか、そのくらいのこと。何百億という国民のお金が入る、そして

千何百億というお金が損失にかかわっている、そういうことについて鈍感過ぎますよ。まだまだ尋ねたいことが山ほどあります。いよいよこの問題は奥が深いですよ、あなたの方の対応というのは、時間があつて、二分ございしますが、本場におかしいですよ。どういう判断でされたのか。ほかにないわけじゃないんですから、なぜオープンに公開でも何でもしなかったんですか。それが普通の常識じゃないですか。全国津々浦々、いっぱいありますよ、そういうところは。これは大変なお客じゃないですか、そういうコンサルタント会社から見れば。広大な部分を鑑定するということですから、当然それに見合った報酬も予定されるでしょうし。何か非公式に相談して、その固有な名詞を挙げられたわけじゃないということ、あなたの方判断したということでしょう。なお悪いじゃないですか、責任の押しつけはできませんから、今度は。

改めてまたお伺いしますけれども、今度はしっかり答えてください。とにかく自分の判断で、しただけのことです、北海道開発局の。それだけ確認しておきます。

○斎藤政府委員 決して、北海道開発局なり北海道開発局のOBが行っている会社だということと委託をしたのでないことは申し上げるまでもないこととでございます。専門知識を持った不動産鑑定士がおり、その上で六千六百ヘクタールの土地について鑑定をしていただける会社というのが見当たらないということでございます。

○上田(清)委員 見当たらないというのはいくつか見聞き話ですよ。これは削除された方がいいのじゃないかと思ひますよ、武士の情けで言ひますと。

以上です。終わります。

○村井委員長 次に、若松議員。

○若松委員 公明党・改革クラブを代表して質問をさせていただきます。

初めに、せつかくの大蔵委員会ですから、今までの税法関係でちよつと質問したかったんですけれども

ども時間不足で、きょうは三度目の通告というところで、まずこれを先にちよつと片づけさせていた

ます、厚生省関係なんです。医療法人の出資の評価方法についてなんですけれども、現在、医療法人の相続税評価は、事業継承、御存じのように医療法人というの、一度財団という形で個人の財産を入れますと配当もしませんし、おのずと含み益がたまる。そのたまった含み益をそのまま相続税という形で、新しい後継者に移る場合に相続税がかかってくるわけです。御存じのように、医療経営というのは、やはり一般営利企業とは異なつて公共サービス性がかなり尊重されるべきでありますので、もつと事業継承をしやすいうな相続税評価制度を導入すべきではないかと考えます。すけれども、厚生省並びに主税局のお考えを聞きます。

○小林(秀)政府委員 医療法人と申しますのは、昭和二十五年に制度化をされて以来、民間医療機関の主たる開設主体として日本の医療提供体制の中で重要な役割を果たしてまいりました。

先生の御指摘は、出資持ち分の定めのある社団医療法人の社員が退職をされた場合に、その税負担により法人の財産を維持することができなくなるといふことと理解をいたします。

この点につきましては、厚生省といたしましては、医療法人が医療提供体制の中で果たす役割にかんがみまして、医療の継続性を確保することが大変重要であると考えておまして、平成五年から六年にかけまして医療法人制度検討委員会において検討を行うとともに、医療審議会からも平成十年三月に、医療法における公益性の高い医療法人の位置づけや、医療法人の種別にかかわる組織変更の規定等について、関係者、税務当局の理解を得ながら検討を進めることとの意見をいただいているところでございます。

この御意見で指摘をされました医療法人の種別にかかわる組織変更に関しましては、税制上の措置とも関連する問題であり、厚生省としても、

医療法人の税務の専門家とも意見交換を行つているところでございますが、委員の御指摘も踏まえましてさらに検討してまいりたい、このように思つておるところでございます。

ただ、評価方法につきましては、昭和五十九年に実は少し変更をさせていただいておりまして、医療経営の継続性の観点から、類似業種の比率方式という制度を新たに導入をいたしまして少し改善を図つたということは今までやってきたところでございます。

○森田(好政府委員) 国税庁からお答えさせていただきます。

医療法人のうち、社団法人であります先生御指摘の出資持ち分の定めのあるものにつきましては配当が禁止されておりますが、こういう場合の評価の仕方につきましては考え方を申し上げます。

その出資の評価に当たりましては、一つは医療事業やその経営の内容が実質的には一般の開業医と異なるものではないといったことか、あるいは中途退社により出資持ち分に応ずる資産価値の払い戻しを受けるといったこと、いろいろなことがございますし、出資の譲渡も可能であるといったことから、従前は資産から負債を控除した正味の財産価額によつて評価する純資産価額方式によつて評価してきたところであります。

ただ、先ほど厚生省からも答弁ございましたように、やはり収益性ということも加味して評価をすべきじゃないかということから、昭和五十九年に、それまでの純資産価額方式だけで評価するというのを改めまして、一般の中小企業の株式の評価方法に準じた評価法により評価するという形に改めたところであります。

以上が現状でございます。

○若松委員 何か厚生省も主税局も、医療法人は通常のいわゆる商社会社というんですか、全くの営利会社と同じ感覚でいらつしやるわけですよ。そうじゃなくて、あくまで医療行為というのは、かなりの規制があつて、何をやってはいけない、これをやってはいけないという規制があつた上

で、それで税率は基本的には、特定医療法人ですか、それを除けば通常の法人税率という形で、その医療法人が、では相続をする。これはいわゆる商社会社というんですか、通常の営利会社を引き継ぐという観点じゃなくて、あくまでも医療の事業継承をスムーズにさせるためには、先ほどの相続評価、医療法人については、類似比率方式とか純資産とかそういうレベルじゃなくて、やはり一つの軽減措置なりすべきではないか。私は、それを言いたいんです。ですから、説明されているのが、全くわかつていないんですね。

日本の医療法人は、いわゆる所有と経営の分離という面ではまだまだ問題があると思つてます。その問題は、また別の観点から切り離して解決してもらいたいのはあるわけですが、やはり医療法人の継続というのをもう少ししやすいようにするために相続税の評価を、例えば先ほど言つた商社会社じゃないんだから、少なくとも三割減とか五割減とか評価減を、そういう形を本来すべきじゃないかと思うんですね。これは主税局、どうですか。

○尾原政府委員 ただいまのお尋ねは、医療法人はほかの法人と違うのではないかと、こういうふうな観点からの御質問であつたかと思つてます。

相続税の考え方でございますが、相続税では、どのような業種、業態であろうかということではなしに、まさにその財産的価値が時価でどのようになっているかということで評価して課税しているわけでございます。したがつて、医療法人、確かにまさに公益的な側面、そのような事業をしていることは承知しておりますけれども、税の公平というところから眺めさせていただきますと、やはり時価により評価というのが相続税の建前であらうというふうに考えております。

なお、相続税全般について申し上げますと、所得税の補完税というような性格のものでございまして、今後の抜本的改正の中で相続税のあり方についても検討していきたい、こういうふうに思つております。

○若松委員 ダイアモンドよりもかたい主税局でありますから、なかなか簡単に考え方を要えようとしないうでしよう。しかし、少なくとも、医療法人というもののいろいろな規制を与えるならば、本当は公益法人と同じ税率体系にしてもいいと思つてゐるのですよ。そうじゃなければ、少なくとも、公益法人と通常の事業会社というのでも、やはりその中間ぐらいのものはつくつてもいいと思つたのです。ぜひそれは検討してください。主税局、どうですか、検討してください。

○尾原政府委員 今公益法人のお話も出ました。ただ、公益法人の場合は、解散する場合には財産は国または地方公共団体に帰属するというような形で、出資の払い戻しとか、そういう財産的価値がまさにないわけでございます。今の医療法人の場合、その辺をどう考えるかという問題があるように思ひます。

○若松委員 出資法人も、きちんと出資してその見返りを求めない、出資したら放しです。それから、そういう認識というのもあるわけなんです。これはまたおおいおおいでございますけれども、本当にぜひ検討を続けていただきたいと要望して、次の税法、これも現場で非常に要望が多いわけですが、同族会社の留保金課税、これにつきまして、諸外国の制度なんですけれども、私の経験では余り聞いておりません。特にアメリカの場合には、やはり留保金課税という制度があるわけなんです。いわゆる不労所得、利子とかロイヤルティ、そういったものをプールした会社に対する留保金課税はあるのですけれども、日本みたく、資本金とかいわゆる同族会社とか、そういう認定だけで事業所得に留保金課税という形で課税するのは、これは日本だけなんです。ここで留保金課税をやつて、配当したときにまた課税する、これは完全に二重課税です。

これは、事業所得については、この日本の留保金課税を外すとか、少なくともアメリカ並みの不労所得ぐらゐに留保金課税するとか、やはり軽減措置をしていただかないと、今の貸し渋り状況で、

中小企業だつて何とか利益を留保して資金繰りをよくしようと努力しているわけですから、そこから税金をふんだくろう、かつ配当でまた取ろうという二重課税は、これはやり過ぎだと思つたのです。諸外国の例から比べても、どうですか。

○尾原政府委員 今、同族会社の留保金課税制度について御質問がございました。

我が国の法人の特徴といたしまして、同族会社がほとんどでございます。普通法人二百四十七万社のうち二百四十一万社というふうに承知しておるわけでございます。

それで、このような同族会社の場合でございますが、まさに少数の株主が意思決定権を有するわけでございます。そうなりますと、配当を仮にたくさんするということになりますと、そこでまた個人のところで所得課税がかつてくる。そうしますと、必要以上にどうしても会社に所得を留保した方が税負担上いいということが考えられるわけでございます。これに対応するため、税負担の公平確保の観点からこの制度が設けられているわけでございます。

また、もう一つは、この課税を行うことによりまして、間接的に配当支出の誘因とでもいいますか、そういう機能を果たすことによりまして、法人形態と個人形態の税負担のバランス、よく言われますが、その負担差を調整しようということもあるわけでございます。現行の法人税と個人所得税の基本的仕組みを考えますと、やはりこの制度は必要ではないかというふうに、今先生から御指摘いただきましたが、私もそういうふうに考えているところでございます。

○若松委員 同族会社でも、二、三%が留保金課税を支払つてゐるのです。この二、三%というのは、何も法人を使つて税金逃れしているというわけじゃない。純粹の事業上の理由もあると思うのです。ですから、そういったところをもつと配慮して、少なくとも事業所得だけは留保金課税をやめてほしいのです。

先ほど言いましたように、ダイアモンドよりも

かたい主税局ですから、聞きませんけれども、これを強く主張しておきます。これは何年度でもやりますから。余りにもみつともない古い税制をいつまでも後生大事にとつておくと、そのうち、何だ、日本の大蔵省はグイヤモンドよりかたい、地球外物体で、隕石が何かかじやないか、そう言われますよ。

続きまして、いよいよ、これは自公で合意をいたしました。総合課税を検討する、たしかそうです。よね。ということ、やとお金持ち優遇税制にメスを入れるその糸口が見えてきたわけです。それに際して、株式配当金の源泉課税、今二〇%やっておりますけれども、あと配当控除制度、これは非常に日本の制度は複雑なんですね。これに、かつ金利控除、利子の控除とも含めて、もう我々専門家でも本当に複雑の中の複雑な分野でありまして、例えば、これからそういう総合課税にもなっていくわけですし、四〇一K等の導入もいよいよ議論がかなり活発化している時期だけに、例えば、この株式配当金の源泉課税ですけれども、イギリスのインビュテーション制度、ACTというもので、すね、または、アメリカの場合の源泉課税をやらぬ、こういう形にそろそろ改めるべきではないかと考えるのですけれども、それについていかがですか。

○尾原政府委員 今先生から、配当について、法人税と所得税の間のいわゆる二重課税の調整方式をどうすべきかというお尋ねがあったと思いますが。

我が国では、先生から今お話ございましたように、個人の株主段階で税額控除を行う配当税額控除というのを採用することになってございます。この話は、昔から法人擬制説とか実在説とかいろいろ議論がございましたけれども、我が国では、少なくとも法人所得が株主の所得の一部であることは間違いないわけでございますので、部分的に調整してございます。

ただ、これは、世界的な状況を眺めてみますと、実はアメリカは、古典方式というふうに言ってお

りますが、一切調整しない仕組みをとっているわけでございます。ヨーロッパ圏は、今先生からお話ございましたように、インビュテーション方式をとっている国が多々ございます。しかも、その調整割合は、例えばイギリスは部分的にとどまっております。まさに、法人税と所得税の議論は、なかなか世界的にも定まっていなくて、ところどころとあります。

そういう中で、私も、部分的な調整は必要だということ、配当税額控除をとっているわけでございます。先生はインビュテーション方式をとったらいかがかというお話でございました。我々もその世界的な流れというのはいく見えていかなきやなぬと思っております。

現在、各国の税制ともに、所得税も下がる、法人税も下がる、そうなる結果的に二重課税の量が減ってくるものですから、この調整をどうするかという議論が最近はいよいよ思っています。

いずれにいたしまして、この法人課税は世界的な潮流を眺めていくことが大切でございますので、これからのような見地から勉強を進めていきたい、こういうふうに思っております。

○若松委員 ぜひ、世界の流れにしっかりと応じていたいただきたいと思います。

あわせて、四〇一K、これが導入ということを検討しておりますけれども、これは想定問答にならざるを得ないのですけれども、もしされるということであれば、導入前に、配当課税の二〇%源泉税ですか、並びに投資信託、今ありますよね、ファンドの価値増加分の二〇%課税、これも廃止すべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○尾原政府委員 配当に対しての課税でございしますが、我が国の現状の仕組みからどうやって適正な課税を確保するかといえますと、今の配当についていわれる源泉徴収制度をやるわけにはいかないというふうに実は考えているわけでございます。

それで、先生の今の投信についてのお尋ねがこ

ございましたが、これは、追加型株式投信の取り扱いについての御尋ねではなかったかと思えます。これまでは、情報処理技術がなかなか進歩してないということ、簡便な方法をとらざるを得ないということでの課税の仕組みを今やっているわけでございますけれども、最近、こういう処理技術が非常に進んでまいりまして、きちっとした計算ができるような話も聞いております。したがって、適正、公平な課税が担保されるというのであれば、より望ましい計算方法に向けた見直しを行っていく必要がある、こういうふうに思っております。

いずれにいたしまして、どのような実態、どのような技術進歩になっているのか、よく勉強させていただきますと思っております。

○若松委員 大分やわらかくなってきましたね。厚生省そして主税局の関係の方はこれで結構です。で、どうぞお引き取りください。

それで、今回のこの問題、新しい投資銀行ですか、当然貸し渋り対策も行うわけですから、金融監督庁にお聞きしたいんです。

これは、私どもの支持者、地元で何度も聞く話なのでこの際再度確認したいんですけれども、いわゆる今の日本の金融機関、お金を銀行から借りるわけですから、その前に定期預金をしつかり組んでくれということで、例えば一千万円定期預金をやって、それを担保に一千万借りる。ところが、返済していくわけですから、だんだん借入金の方が少なくなるんですね。それで、こういう状況ですから、定期預金は解約して、例えば七割借入金返済すれば七百万円自己資金ができる。これで資金繰りは何とか対応できるということ、定期つきの借入金ですか、定期を解約したいと言うんですけれども、そうすると金融機関はどういうかという、今でも、まず定期解約はやめてくれと。当然あちらの運用資産が少なくなるわけですね、受け入れ資産が。かつ、担保はだめだけれども、では、今信用保証協会の枠があるから、担

保はそのままで、借入金もそのままで、必要なお金は信用保証で使ってくれと。要は、金融機関、七兆数千億のお金をあれだけ投入しても、相も変わらず、みずから金融機関がリスクテイクをしないで、安易に信用保証の実質制度ローンですね、これを使おうとしている。実際、拘束性預金は違法です。こういう状況で、定期預金は解約ができません、応じられませんが、こういうことで、借り手が何とかそれをやってくれと言った、では、ほかの今後の新規の借入れには応じられませんか、今度はおどしです。これは、実質、拘束性預金の規制に違反していると思うんですね。

こういう今の現状、現場のあり方についてどういう認識をお持ちなのかとどう対応されるかについて、ちょっと御説明いただけますか。

○乾政府委員 答えさせていただきます。

今先生御指摘になりました、いろいろお聞きになった事例ということでございます。個別の事例を念頭に置いての御質問でございますけれども、お話になりましたこと以外にいろいろな前提というものはあるのではないかとこのように思うわけでございます。そういう意味で、金融機関とその借り手企業との取引の問題につきまして話が個別にわたつてまいりますと、これは私法契約上の問題ということになりますし、それから事実認定という問題がございしますので、最終的にはこれは司法の場で判断することになるわけでありまして、私も行政がそれにコメントすることは差し控えたいと思っております。

したがって、答弁は一般論ということにならざるを得ないわけでありまして、今のお話の場合に、定期預金契約、それから金融機関から金を借りる消費貸借契約、これは双方とも、一般論で申しまして、銀行それから企業の方、双方にいわゆる期限の利益というものがあつたわけでございます。そうしたことの関係、あるいは満期の適状がどのようになっているかということにも依存するわけでございます。したがって、私ども、個々の点につきましてはお答えを差し控えた

いと思うわけでございますけれども、金融機関も、他の企業や個人と同様に、法令や規約に基づきまして適正な商取引を行うことが当然求められているわけでございますので、仮に法令違反というふうな事実が把握されました場合には、適切に対処してまいりたいと思っております。

それから、最後におっしゃいました信用保証協会の保証つき融資につきましては、これは、私どもも金融機関がこの制度の趣旨にのっとって適正に対処するように求めているところでございまして、金融監督庁といたしましても必要な監督を行っているところでございますし、もしもそれに反するようなことがございましたらば、必要な措置を講じてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○若松委員 では、先ほど私が言った、個別の事例というお話ですけれども、一般的にまだこういう事実があるという認識はお持ちですか、持っていないんですか。少なくとも、恐らく先生方、かなりこういった同じ現場の声というものをこの委員会会で伝えているはずなんです。ですから私は、個別というつもりじゃなくて、大勢の現場で困っている方の代弁をしているだけなんです。どういうふうに認識していますか。それに対しては何かアクションをとっていますか、金融監督庁として。

七兆数千億円も政府からお金が入ったんだから、もともと金融機関はちゃんとリスクをとってしっかり企業を応援して、育てて育てて、そういう安易な相変わらずの担保貸し付けはやめろ、そういう何らかの指導をしていますか。

○乾政府委員 金融機関の企業に對します融資、とりわけ中小企業に對する融資につきましては、国会で成立いたしました早期健全化法、この前の七兆四千五百億の公的資金の増強の際にも、非常に重要な柱の一つとして金融再生委員会において審査をされたところであります。そのことは、注入を受けた各銀行の経営健全化計画の中にい

ます。

それで、私ども金融監督庁といたしましても、金融機関が企業に對しまして、とりわけ中小企業に對しまして必要なリスクをとりながら与信を行っていくということは、これは金融機関の重要な機能の一つであるというふうに考えておりまして、いわゆる健全な借り手の方に対する融資が不当に萎縮することのないように、先ほど申しました早期健全化法の運用あるいは特別保証制度その他等を通じて金融機関に指導をしているところでございます。

ただ、個々の取引の中でその担保との関係でどうこうということになりますと、これは金融機関と企業との間の契約の問題になりますことから、その問題については一々立ち入ってはおりませんけれども、全般的には、今申しましたような態度で信用の円滑化ということについて機会をとらえて指導しているところでございます。

○若松委員 それでは、例えば、ある個々のいわゆる金融機関と借り手との関係で、どう考えても借り手から見れば納得がいかない、それで、私どもも国会議員の立場から見ればおかしい、ここで、委員会でもと個別の話だ、応じられないということなので、少なくとも金融監督庁には、そういうどう考えてもおかしいということに対しての窓口相談という苦情受け付けというか、そういうのはありますよね。あるべきだと思うんですけれども、どうですか。

○乾政府委員 程度と申しますか、内容を二つに分けて考えることが必要だろうと思えますけれども、私ども、金融機関の行動に法令違反と言われようとなることがあります場合には、銀行法の体系にのっとりまして適切な措置を講じていくことが必要だということに思っておりますけれども、いわゆる金融機関と預金者、あるいは金融機関と借り手の方々の問題につきましては、私ども個々の取引に對する権限というものは持っておりませんので、私どもが直接にその個別案件につきましても御相談を承つてということとは、権限のないことに

ついでの問題をどう考えるかということがありますことから、これは従来からお答えしておりますように、私どもは、金融機関のいろいろな団体に對しましていわゆる苦情相談所のようなものをつくることを指導しております。これは、銀行で申しますと各県レベルに銀行協会の相談所を設けておりまして、そういうところに対する相談の体制を広報しておりますし、私どもにお話がありましたときにもそういうところを御紹介申し上げる。また、私どもも、そうしたところでの相談件数等を把握することによりまして、金融機関にいわば間接的に、そうした苦情に對する処理が円滑にいき、ひいては預金者、借り手の方との信頼を得るように、そういう指導を行っているところでございます。

○若松委員 乾さん、やはり借り手は立場は弱いわけですよ。ですから、貸し手側の、例えば県の銀行協会などの窓口じゃだめなんです。やはり、借り手が直接金融監督庁と一つの情報交換の場があつて初めて民主主義じゃないですか、公平じゃないですか。そういう観点から、私は監督庁にそういう受け付けを設けるべきだと思うんです。そうでしょうか。

○乾政府委員 まず、最初にお尋ねになりました、借り手の方が弱い立場ということで相談所に行つてもということでございますけれども、各県に設けられております相談所はいわば公益的な立場であります。個々の金融機関から離れて相談に応じるということになっておりますし、現に相談に行つていらつしやる方々も非常に多数いらつしやいます。その相談件数、内容等も我々統計的に把握をしているところでございます。

それで、金融監督庁にということでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、これが法令違反ということでありますと私どもも対処したいと思つていますが、そうでない個々の問題につきまして、いわば私どもが権限を持つていないことにつきまして直接相談を受けるということには、借り手あるいは預金者の方に金融監督庁がそ

うしたことについて法令上の権限を持つていないというふうに、誤解されると言つてはあれですけれども、そうしたこともありますことから、現在のようないは借り手の方々の間の信頼関係が維持されるように努めてまいるのがいい方法であるというふうに考えておるわけでございます。

○若松委員 先ほどの各都道府県なりが相談の受け付けですか、どういった人たちがやっているんですか、実際に相談の受け付けというのは、銀行側の代表者ですか、それとも皆さん方ですか。これは、偏つた相談員が幾らやつたつたのだと思つております。

○乾政府委員 各県に、銀行の場合には県レベルの銀行協会というのが公益法人として存在しているわけでございます。その公益法人のプロパーの職員が相談に應じているというふうに承知をしております。公益法人であります各県の銀行協会の職員で、民法三十四条の法人の。そのプロパー職員が相談に應じているというふうに承知しております。

○若松委員 そのプロパーの職員というのは公平な立場で、金融機関から来ているわけじゃないんです。それは間違いないですか。

○乾政府委員 もともと採用されたのが金融機関かどうかということまで、私ども申しわけございませんが把握しておりませんが、少なくともその職務の遂行に当たりましては、その公益法人の職員としてやっていると承知をしております。

○若松委員 実際、こういう金融機関と借り手が陰悪になると私がアドバイスするのは、一番金融機関にとつて怖いのは、定期預金解約じゃなくて自己倒産されるのが怖いんだ、第二分類とか第三分類の方がまだいいんだ、一挙に第四分類になるのが怖いから、それははっきり言ひなさい、そこまでおどかさないと金融機関はわからない、そういうアドバイスなんです。私はこれが一番適切なアドバイスだと思うんです。そうですね。

ですから、そこまですぎずしないように、少なくとも金融機関というのは公的管理ですから、数兆円のお金が入っているわけですから、借り手、納税者、直接金融監督庁に物を言ったつていいじゃないですか。金融監督庁はそれなりの、直接借り手からの話を聞く窓口をちゃんと設けるべきじゃないですか。そう思いませんか。

○乾政府委員 先ほどからお答えしておりますように、その七兆四千五百億円の資金のときの健全化計画とかいろいろな機会に、私も、この融資の円滑化ということをおっしゃるわけではございません。これは、監督庁にいわば個別の問題について権限のない事柄につきまして相談を承る、それが法令違反ということでありまして別でございまして、けれども、個々の民間の私法の取引に関する分野につきまして監督庁が話を聞き、双方のいわば仲裁に当たる、これは司法の機能そのものでございまして、私どもとしては、ぎりぎりとの問われまします、そこは現在ある制度の中でその円滑な関係というものが構築されるように図っていくことが適当だろうというふうに考えておるわけでございします。

○若松委員 そういうことを言っているんじゃないんです。要は、日本の金融機関ですか、ちゃんと担保をとって、それで貸し付けして、こういう作業というのは、欧米の感覚だとリテールの現場のスタッフがやることなんです。彼らの給料というのはせいぜい二、三万ドルですよ。五万ドル超えないですよ。ところが、今日の日本の金融機関は最低六、七百万でしよう。課長クラスになるとすぐ一千万。それで公的資金投入する。相変わらず現場では、先ほど言うように、すぐ信用保証のこのスキームを使うとする。それに対して何か問題意識を感じないんですか。そんな問題意識を感じている答弁とは思えないですね。もっと痛みを感じてくださいよ、現場の。

かつ、監督庁も、この金融システムを守るためにもう十兆、累計すればもつとですよ。それ以上

のお金がある既に、国民のある意味では将来ツケに回るお金が入っているということですよ。それをぜひ自覚していただいて、それで、直接借り手のいろいろな意見をちゃんと聞くような場を持つように努力していただきたいと思ひます。これは要望して終わります。余り金融機関の経営の内容が変わらなければ、またきつちりやりますからね。

では、時間がこういう形でいづれなくなるんですけれども、日本政策投資銀行法案について、これも信用保証と同じような話なんですけれども、いわゆる前臨時国会ですか、緊急経済対策で五兆円以内の運転資金の融資ということが認められたわけです。特に開銀の場合には支店網が少ないから、結局、民間企業の運転資金の融資の審査のノウハウ、それが無いということ、民間金融機関に代理貸し制度を委託しているわけですね。それで、そういう設備資金とか運転資金で融資の事前審査段階から民間金融機関に要はお任せです、けれどもお金は出す、こういういわゆる代理貸しですね。代理貸しをどんどんやっちゃうと、結局また民間金融機関はこれは新卒の信用保証、融資と同じですよ。そういう感覚にはならないか。言いかえれば、民間金融機関のモラルハザードを引き起こす。私はこの五兆円について非常に憂えるわけですが、それについていかがですか。

○小粥説明員 ただいま、昨年の十一月の政府の緊急経済対策の大きな柱の一つでありますいわゆる貸し流し対策、その関連で、私も昨年の十二月から導入をいたしました代理貸付制度の運用あるいはその評価、それについてのお尋ねをちょうだいしたわけでございます。

実は、私も日本開発銀行は、法律制度上は代理貸付制度を導入できる、そういう仕組みになっておりましたけれども、これまで、御案内のように、開発銀行は設備投資を中心とする融資を主として行っていました。そして、これにつきましては、その一件一件の融資の前提であります審査業務が、これは大変工数のかかる作業でござい

まして、これを民間の金融機関にすべてゆだねる、そういう代理貸し制度にはなかなか開銀の本来の業務はなじみにくいということがございまして、これまでやっておりませんでした。

ただし、お尋ねのように、昨年十二月の臨時の法改正によりまして、これまで開銀の行ってきたおりませんでした設備投資と直接関係のない長期運転資金を、いわゆる信用取縮対策のために新たに開銀が業務としてやれることになりました。それも御案内のとおりでございます。

さて、その際に、開銀はこれまで全国に支店ないし事務所、そのネットワークが、業務の性格もございまして大変少のうございします。例えば支店につきましても全国で七カ所、事務所が六カ所、こういう状況でございますから、いわゆる貸し流し対策を効率的に行いますのに、開銀へのアクセスと申しますか、開銀の拠点が非常に少ないために大変利用者に不便を来す。そういうことから、これまで活用していませんでした代理貸し制度を昨年の十二月の臨時法改正の際に導入することにしたしまして、民間金融機関に融資の申し込みの受け付けからその実行開始に至るまでのすべての融資業務を委託する、これによりまして今申し上げました融資窓口の拡充あるいは融資実行の迅速化を図る、こういうことにいたしました。対象は長期の運転資金ということでございます。

さてそこで、お尋ねの点でございますけれども、いわば、民間金融機関とすると、開銀の資金が利用できるといふことでありますから、モラルハザードという御指摘がございましたけれども、確かに、仕組み方によりましてはモラルハザードの問題、懸念というものがあろうかと思ひます。たまたま昨年の臨時の法改正のときには、実は本院それから参議院におきまして、ともに附帯決議をいただいておりますけれども、その中に、開銀により融資される資金が民間金融機関の資金回収に充てられる事態を回避すること、これが明記をされております。

につきまして、ただいまお尋ねのような、いやしくも民間の金融機関がみずからの融資資金を回収する目的、いわゆる肩がわり資金については、これを明確に対象外にしております。そういう運用を行っております。

これに加えて、代理貸し付けを行う民間金融機関の保証責任割合、つまり、開銀の資金の代理貸しが行われた場合に、それが不良債権化したときの保証責任割合を、民間金融機関側、つまり代理店側に八割、開銀二割、こういう割合で民間金融機関にも一定のリスクを負担していただく、そういう仕組みにしているところでございます。

したがって、御指摘の御懸念の問題は、制度の仕組み方によつてはあり得るということをおもひます。ただいま御説明しましたような仕組みにし、かつ運用を図っている、こういうふうには御理解をいただきたいたと思ひます。

○若松委員 今おっしゃった代理貸しの場合のリスク負担ですが、これはいい制度だと思ひます。それでは、質問がちょっと飛んでしまふのですけれども、今度は、モラルハザード、代理貸しというところですが、いろいろな他の委員からも恐らく出たと思ひますけれども、今後、この日本政策投資銀行の業務、融資ですが、これについてやはりガイドラインを明確に作成すべきじゃないかと思ひます。例えば、対象事業別ですか、たしか電気事業は三割とか言っていましたけれども、融資率の上限を設けるとか、事業別に何%、何%と、あとは、さらにそれを公表するとか、やはりそういうガイドライン等を、ちゃんと透明性を確保して、どこでどういう手続をとつてつくつてそれを公表する、これをしっかりとすべきではないかと思ひますけれども、それについていかがですか。

○溝口政府委員 新銀行の民業補完の原則をどう担保するかという問題につきましては、融資の種類ごとに上限を定めるといふのが一つ。それから、実際の個別の融資に当たりまして、借り入れをい

たします事業者でありますとか事業者の主取引先に、その資金がなければ事業が成り立っていないのかという点を個別に聞くということに担保いたします。

それから、融資比率の上限につきましては、新銀行におきまして投融資指針というものを、もちろん公表いたしまして、借り手の方々も事前にわかるような仕組みにする予定でございます。

○若松委員 わかりました。では、一応公表するということでもいいわけですね。

それでは、この日本政策投資銀行ですけれども、今、これを貸し流し対策、平成十三年三月三十一日までの時限措置としておりますけれども、それでは、平成十三年四月一日以降は貸し流し対策としていた融資をどうするのか、これは今どういう方針でいらっしゃるのでしょうか。民間に債権を譲渡するということですか。それとも、十三年四月一日以降は単なる回収業務のみ、そういう理解でいいわけですか。

○溝口政府委員 御指摘のように、貸し流し対策は時限でございますが、その際に、融資している残高は残るわけですが、御指摘のように、現在の法律の提案している仕組み上、民間の金融機関に譲渡するという道はございます。ございまして、それをどうするかということにつきましては、新しい銀行の業務をどのように考えるか、あるいはどういうニーズが民間においてあるかと、その時点で慎重に検討した上で適切な対応をすべきものだと考えます。

○若松委員 わかりました。では、何も検討していないということですね。これはちゃんとしっかりとやってください。そうしないと、またずるずる貸し流しの時限延長とかという形にもなりかねないし、しっかりと今のうちに対策をとっていただきたいと思ひます。

それでは、先ほど、この統合後の不良債権につきまして、デイスクロージャーですか、これについては何人かの委員から質問があったと思ひま

す。

それでは、引当金ですね、自社の引き当て、これも今回の金融再生委員会の基準もしくはそれに準ずるような形で都銀並みにしっかりと積み重ねていくか、そう思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○溝口政府委員 この問題は、まず不良債権のデイスクロージャーをどうするかという問題と、それから把握した不良債権に対して引き当てをどうするかという二つの問題があると思ひます。

最初の問題につきましては、昨日石井議員への説明の際にも申し上げたわけですが、早ければ新銀行発足の初年度であります十二年三月期に、現在使われております民間銀行における金融再生法の基準と同様の基準で評価をしていくことを検討中でございます。その方針で準備をしているところでございます。

そこで、引き当ての方でございますが、引き当ての問題につきましては、やはり政府の銀行と民間銀行では異なる点があると思ひます。

民間銀行につきましては、不良資産があつた場合にもどう対応するかということについては、いろいろ方法があるわけですが、例えば市場から株式を発行して資本を増強するとか、そういうことがいろいろございまして、そういう際の資金調達上、引き当てをたくさんしておいて信用を確保するというような必要もあるわけでございます。

政府系の銀行の場合におきましては、まず政府の全額出資によりまして一定の政策目的に融資を行うという任務を政府から与えられるという面がございまして、それから、各業務の運営は毎年度の予算で行います。それから、融資の量をどうするかというの、まさに政策的な判断としてどの程度政府がそういう融資を続けるべきか、あるいはそのために資本のベースをどう拡充すべきかというの、これは予算で出資金というように手当てをするわけでございますから、そういう面で民間金融機関と違う点があるわけでございます。

そういう点を含めましてさらに検討をする必要があるかと思ひまして、現時点でどういうめどを持っているかということは申し上げられる状況にないわけですが、引き続き御指摘の点なども踏まえ検討していくべき問題だと考えております。

○若松委員 今までの政府基準ですと、一筆に現金主義みたいな形で、発生主義的な要素がなかなか取り入れられない。結果として、さつき上田議員も言っていましたけれども、数百億とか一千億、二千億、巨額のお金をいとも簡単に損失負担という形で政府会計に求める、そういう形はやめてほしいということなんです。それはしっかりとお願いいたします。

大蔵大臣にも一問ぐらい質問しないと失礼なんではないかと思ひますけれども、その前に、会計検査院の検査もやっております。特に北東公庫については、昭和五十四年度ですか、当時の船舶資金の貸し付けで指摘されました。それ以降も苦東等にしたような感じがするわけですが、デイスクロージャーかつそのチェックということであれば、会計検査院も人数が限られていますし、やはり外部監査ですか、公認会計士監査というものをしっかりと制度化すべきではないかと思ひます。この新しい銀行の発足に当たって、それについてはいかがですか。

○溝口政府委員 新銀行の財務の適正性につきましては、基本的には三つのチャネルと申しますか、ルートを通じて確保を図ることになっております。一つは、新銀行における監事がおられるわけでございますから、監事の監査がございまして、それから、実際に行った業務に対して、事後的に会計検査院の検査がございまして、それから、その上に主務大臣の一般的な監督権があるわけでございます。

それで見ているということですが、特殊法人でございます新銀行におきましても、可能な限り民間企業に適用されている会計基準に基づいて会計処理を行うことが望まれるということもござ

いますし、財務の内容の透明性を一層向上させるということも必要でございますから、新銀行におきましては、外部の専門的な監査法人の活用についても検討していくべきものではないかというふうに考えておりまして、新銀行発足後、そういうことについても検討してまいりたいということでございます。

○若松委員 監査法人の責任の問題もあって、正直言つて未決着ですけれども、ぜひこれは前向きに検討していただきたいと思ひます。

それでは、質問しながら、お二人の総裁が今並んでいるわけなんですけれども、大蔵大臣にお聞きしたいんです。

新銀行の総裁はお二人のうちの一人がなられるのか、公衆ということも考えていいのじゃないかと思ひますけれども、大蔵大臣はどんなお考えですか。

○宮澤国務大臣 まだ法律をこうやって御審議中でもございまして、時間もございまして、具体的に考えてはおりませんけれども、適材適所ということでも考えさせていただきたいと思ひております。

○若松委員 非常に何か禪問答的で、適材適所ですね。

そうすると、公衆ということも、公衆が決しているとは思われないし悪いと思われないし、かつ経験豊富なお二人のうち一人ということも、いろいろあるでしょうけれども、何か既定路線の人がただ二つを一つにするに当たってその頭につく、総裁につくというのはかなり時代おくれという認識は私は持っています。さきだと思ひますけれども、大蔵大臣はどういうお考えですか。

○宮澤国務大臣 大切な仕事でございますから、やはりそこはそれにふさわしい方になつてもらわないといけません。もちろん、野にもいろいろなすぐれた方がいらつしやると思ひますから、閉ざすという意味ではございせんけれども、どちらかといえば在来の実績で信頼のできる方をというふうに思ひますが、しかし、それはそうでなけれ

ばならないということを申し上るのにもちよつと早うございます。しかし、財投は、やはり変わつていかなければならないような様子でございますから、先のことも考えておかなければならないと思つておりますが、今直ちに申し上げる準備がございません。

○若松委員 せひ、いい方を見つけてください。それで、新銀行ができてから、また時代もそのときは変わつていくでしょうし、合併後、やはり一度しっかり時間を決めて見直すべきだと思ふんです。遅くとも合併後三年後には、例えば定員とか役員数とか部局数とか、支店とか事業所数とか給与レベル、こういったものをしっかり見直して、できるものだったら民営化、そういうところで含めてやるべきではないか、私はそう思ふんですけれども、それについてはいかがですか。これは新総裁ですか、それとも大蔵大臣ですか。

○宮澤国務大臣 この銀行は性格上民営にはできないと私は思いますが、銀行の運営につきましても、当然理事者によく考えていただいて、大蔵省も監督者の一人でございますから、そういう点もよく御相談しながらやってまいりたいと思つております。

○若松委員 それでは、例えば財投資金ですけれども、これも二兆円とか、巨額の財投資金が毎年開銀に入っているわけです。累計はもっと多いわけですから。

そういうことで、財投資金を安易にふやすというのではなくて、今の時代の動向を見ればやはり減少すべきではないか。そういう減少目標をしっかりと立てるべきではないかと思ふのですけれども、それについてはいかがですか。

○宮澤国務大臣 従来の財投の制度が続きますならば何もこれで不都合はないと思つておりますのですけれども、財投の制度そのものが早晩どうも見直さなければならぬということになつてまいらうと思ふます。そういうしますと、従来のことをどういふふうにするのか、財投会計自身が財投債というふうな国債類似のものを出すことになるのか、あるいは個別の財投機関が御自分でそういうことをされるのか、まだどういふ形態になるかわ

かりませんので、考えを申し上げるのにもちよつと早うございます。しかし、財投は、やはり変わつていかなければならないような様子でございますから、先のことも考えておかなければならないと思つておりますが、今直ちに申し上げる準備がございません。

○若松委員 時間が来ましたが終わりますけれども、財投資金については、御存じのように、郵貯のかんりの巨額な返済がこゝ二、三年で行われるということもありますし、開銀の新しい銀行が事業債なり社債なりといった形で直接資本市場から取り入れるとかそういったこともやはり当然考えなければいけないのかな、そういう面ですつかりとそこら辺の調達面の事業計画等も詰めていただきたいと思つております。

一応それを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○村井委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 本法案の審議も、昨日、本日と二日になつたわけでございます。同僚議員からの質問を聞いておりましたが、ほぼ論点が集約してきたのかなというふうに思ふわけでございますが、本日私がお聞きすることはもう既に同僚議員の方から質問をしておる場合もございますが、その折にはもう一歩踏み込んだ形で御答弁をいただければ大変ありがたいというふうに、まず冒頭お願いを申し上げます。

我が国の戦後の経済、大量生産、大量消費型経済であるとかキャッチアップ経済であるとか、このように言われておるわけでございます。そのようなことで高度経済成長を戦後続けてまいりました、それが、現在問題になつております北東公庫の苦慮またむつ小川原の二つのプロジェクト、苦慮で申し上げますと、昭和四十七年七月に苦小牧東部開発株式会社設立された、また、むつ小川原開発株式会社が昭和四十六年三月の設立のようでございますが、ちょうどこの直後ぐらゐから日本経済も高度成長の陰りを見せてきたのではない

か。オイルショック等々がございまして、今まで

の戦後経済の高度成長から若干成長率が鈍つてまいりまして、安定経済成長に移つてきたあたりではないかというふうに思ふわけでございます。そういう観点で申し上げますと、この二つのいわば国家的プロジェクトと申しますか、このプロジェクトは、高度経済成長のちょうど終わりのあたりで行われたプロジェクトではないか、このように思ふわけでございます。

こういう観点で、まず初めに北東公庫の融資の關係についてお聞きをいたしたいわけでございまして、極めて具体的ところから入つて申しわけございせんが、北東公庫のアニマルレポートを見させていただきますと、平成九年度末現在でむつ小川原開発株式会社に九百五十九億三千六百万円、苦小牧東部開発株式会社に九百六十一億一千八百万円、注記がなされておまして、このうち苦東については三カ月延滞ということでリスク管理債権として計上されておるわけであります。

デイスクリットでございますね。一方で、むつ小川原開発については、いわゆる不良債権として認識をされておらないわけでございますが、このあたりの違いについてまずお聞きをいたしたいというふうに思ふます。

○濱本説明員 御指摘賜りました計数は平成十年三月末現在の債権の状況につきましてとまとめましたものでございまして、実はこの平成十年三月末の時点におきましては、むつは利払いを続けておりました。つまり正常債権でございましたので、ここでは苦東とは違つた書き方になっておるわけでございます。

○谷口委員 今総裁がおっしゃった御答弁は、多分これは追い貸しがなされておるのではないかと

いうように私は思ふわけでございます。平成九年度の会計検査院の検査結果報告書を昨日拝見いたしました。そうしますと、その当時、九年度末現在でございますが、総融資額が一十三百六十億、それに対して償還済みが三百九十九億、これは苦東でございますが、融資残が九百六十一億、このようになっておまして、この九百六十

一億のうち期日到来分が八百四十一億ある。また、むつ開発の方は、総融資額一千四百三十億、償還済みが四百七十億、融資残高が九百五十九億、この九百五十九億のうち期日到来分が七百九十七億あるというふうな形の検査結果報告書が出ておるわけでございます。

一つは、貸し出しのときの約定を変更されたというふうなことがございまして、そういうふうなことがなか。また、私先ほど申し上げました、いわば北東公庫のみならず民間金融機関において不良債権を計上しない一つの方法として、不良債権先に融資をしましてこれで返済をする形にして正常債権として置いておくというふうなやり方があるわけでございます。だから、それが極めて問題であるわけでございますが、そのようなことはなつておらないのかどうかお伺いをいたしたいというふうに思ふます。

○濱本説明員 このデイスクリットに掲載いたしますに当たりましては、その債権が現実的に利払いを停止したかどうかというその一事をもつて判断の基準にいたしておまして、その債権のさらに内容につきましての情報というものを、それは一つ一つの債権ごとにさまざまな情報を抱えておりますけれども、整理いたします基準をいたしまして、これまで、民間の金融機関の場合におきましてもそうでございますけれども、利払いという事実、その事実に着目するところであつたかえり、こういう手法によつてまいつております。

○谷口委員 会計上の処理ではなくて、これが本来不良債権なのかどうかという観点で見ただけに、平成九年度末現在においてはこれはもう既に、これは先ほど申し上げましたように昭和四十六年三月からむつ小川原開発株式会社が設立されておるわけでございまして、この計画面積五千二百八十ヘクタール、そのうち分譲済みが一千一百一ヘクタールというふうな状況の中でかなり行き詰まつておつたということは事実としてあつたわけでございます。そういう状況の中でこのデイスクリットが苦東の

みで、むつについては計上されておらないというの、私はちよつと理解ができないわけですが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○濱本説明員 実は、今のお尋ねに對しまして、二つほどお聞きいただきたいことがあります。

一つは、リスク債権というものをいかなる基準で整理するのがいいのかというの、私どもも大変難しい問題と考えておまして、やはり先行してあります民間の基準というものを念頭に置いて整理してみよう。これも、我が方のディスクロズの三十八ページ、先生がごらんになつていただいている表だと存じますけれども、この計数も参考情報として思い切つて掲載させていただいたものでございます。

特に、貸し出し条件の緩和債権というグループをここに括弧に入れておきますけれども、貸し出し条件の緩和というのとはさまたちなものがございます。特に、これはお尋ねの趣旨から外れることになりまふといけませんので、なるべく手短かに申し上げますけれども、私も、非常に長期の貸し出しをいたしますので、長い期間いろいろなことがございますので、それに即応した多少の条件変更というのがございます。これは、別段、さほど深い意味があるのではなくて、適合でございます。そういったものをどう扱うかという問題が一つございます。

それから、そういうことから考えました場合に、むつをどう処理するかということがあるわけでございます。実際問題として、昨日来いろいろ御指摘がございまして、むつ債権にも問題がございまして。そのむつ債権がここで一人前なリスク債権として計上されていなくて、いづれ、このむつ債権は運命に従ひまして十年十二月から利払いを停滞させることになりましたので、この十一年三月末、つまりもう過ぎ去つた時点でございまして、この十一年三月末の時点で新しい整理の中では、リスク管理債権の中に開示される予定でございます。

す。

○谷口委員 もう一回お聞きしますと、新しいディスクロズにはリスク管理債権として上がつていくということなんです、今おっしゃつたのは、平成十一年度末の、まだ出ておりませんか。

○濱本説明員 今私が手元を持っておりますのが平成十一年三月末の計数でございますけれども、今つくつておりますのは十一年三月末の数字でございます。十一年三月末が十年度の計数ということになります。この計数はまだ世間にお示しできる用意ができておりません、全体の債権の整理がついておりませんので。

しかし、近々これは公表の時期を迎えまして、その中にはむつの債権はリスク債権として掲載される予定だ、このようにお考えいただいて結構でございます。

○谷口委員 それと、先ほども出ておりましたが、これは大蔵大臣、先ほども北東公庫については債務超過ではないという御答弁がございました。

先ほど私が申し上げましたように、苦東で九百六十一億、むつ小川原で九百五十九億、また、その他貸し出し緩和債権が報道によりまして一千億ほどあるというふうなことで、これを合わせますと約三千億程度になるわけでございます。

また、別途、この報道を見ておきますと、破綻債権と六カ月以上の延滞債権で三百四十億、貸し出し緩和債権で二百億、二期連続債務超過の債権で五百億、それとむつ小川原、苦東、石狩開発で二百二十億、四千二百四十億という報道もございまして。

このあたりの状況が私は明確にわからないわけでありまして、もしこの程度あるとすると、実質的にはこれは処理しておらないわけでございます。債務超過になつておるのではないかと、うな考えがあるわけでございますが、これに對して御答弁をお願いいたします。

○濱本説明員 二点、お答え申し上げます。最初の点は、債務超過であるかどうかという点

につきましてのけさほど来の御議論に關しましてでございますけれども、ただいま御指摘ございましたように、苦東につきましては、ここで償却をいたします関係で、これが六百五十五億円の償却額になります、これを含めましてところの平成十一年度上期末におきますバランスを考えますと、当期の損失額が七百八十六億、これに對しまして資本金のレベルが千六百六十三億と見込まれますので、この限りにおきましては資本が勝つておるといふことが一つでございます。

ただそこで、むつがどうなるのかという問題がございまして。このむつにつきましては、今協議中でございまして、姿が見えないということをお願いいたします。ただ、その際、むつの先ほど来御指摘でございます九百何というオーダーの貸し上げ金でございますけれども、これは一般的に申し上げまして、債権九々回収できない事態というのは予想しにくいという感じを申し上げます。少な

くとも、この時点で、むつ債権の取り扱いによつて北東公庫が債務超過になるといふ論拠はないだろうというふうな申し上げた次第でございます。それが一つ。

それから、今谷口先生から御指摘がございました恐ろしい数字、これは恐らく去年八月ごろの読売新聞に掲載されました記事に關連しましての数字かと存じます。

この記事は、問題債権が北東公庫に多くて、全部で四千二百五十億も問題債権があるぞという指摘がございました。その指摘の数字の中には、ちよつと今御紹介がございましたように、破綻先債権とか六カ月以上の延滞債権で幾ら、貸し出し条件の緩和債権で幾らというふうな書いてござい

ます。私どもも、この記事が出ましたときには飛び上がりました、この破綻先、六カ月以上の債権というの、これは割かし簡単に調べられますので、調べてみましたけれども、この読売新聞に掲載されております数字と私どもの方の数字とは合致しません。それを新聞社の方にも問い合はしました

けれども、どういう根拠でこの数字が計算されたかの説明を得ておりません。

一番大きな固まりとしましては、貸し出し条件緩和債権の額でございます。これが膨大な額が掲載されておるわけでございます。これはあるいは何かの情報から加工された数字かなという感じがいたしますが、ここにつきましては大事な点がございます。先ほどもちよつと触れさせていたいただきましたけれども、普通の市中金融機関の場合ですと、一年とか五年とか、そういった短い期間で貸し出しを行います。したがつて、その間、経済状況が変わりますと、最初五%で貸していたところに今度は三%で貸すとなりますと、条件を変えるわけでございますけれども、五%の債権は五%の債権として期間を全うし、その期間が全うされた後、三%に変わりますときには、いずれも正常債権でございます。

ところが、私どもの方は十年とか二十年のオーダーで貸しまして、しかも協調融資でございますから、民間金融機関がそうして金利を動かしたときに国の関係機関が全く動かさないということは実態にそぐわない。そこで金利をまけることができれば一番いいわけですが、我々は財投から金を借りております、長い期間の金を借りておりますから、そこで金利をまけた場合、財投に返す金がございます。

そこで、どういふことを考えておるか申し上げますと、私どもも金利を何とかして下げたい、ところが、ネット下げるわけにはまいりませんので、そこで、下げた分は景気がよくなりまして元氣になつて返してもらつて、一種の繰り延べをするというふうなことをいたします。それによつて企業は、長期の貸し出しと運命をともにしながら、しくじることなく事業を全うできる、こういうことをずっと続けてまいりました。

そういうことをやつたために破綻するとか、おかしいことになるとか、返つてこなくなるという例は極めて少のうございます。そこは長い信頼関

係が確立されてございます。そういう意味で、貸し出し条件の緩和と債権というものは、私どもとしては、むしろ実態を生かすための切り札というふうな思っておりますところ、これは問題債権であるというふうに言われまことは、まことにつらかつたわけでございます。

あるいは、さつきもお触れになりましたけれども、二期とか連続で債務超過になっているもの、これはおかしいじゃないかという見方、これはある意味ではそういう場合もあり得るかと思ひますけれども、企業を小さいところから起こしましてこれから育てていくというときには、最初はやはり固定投資が多くなりますから、どうしても赤字が続きます。二期連続債務超過の中には、将来性のある企業がいつぱいございます。こういう貸し出しを問題債権として封殺するならば、新しい企業を育てることはできないだろう。そういう考えますと、こういう債権のとりえ方につきましては、聞いていただきたいことはいつぱいございます。いずれにしても、むづ、苦東という難事を抱えておられます、これがゆえに北東公庫のバランスシートは極めて苦しい状況になっていることは事実でございますけれども、その他の部分につきましては情報のこのむづ、苦東の情報とごちやごちやにして、いずれも問題債権なりといって片づけられることに対しては、私どもとして耐えきれないということだけは聞いておいていただきましたたつたわけでございます。

○谷口委員 今おっしゃった二期連続債務超過というのは、これはかなりやういふ悪いのです。二期連続赤字じゃないんです。債務超過といえ、一期であろうとも、大体これは正常なものじゃないんです。これが二期連続しておるといえば、総裁そういうふうにおっしゃいます、これは不良債権として認定してもいいじゃないんです。だから、そんな立派なものじゃないんです。だから、これは要するに、民間金融機関の不良債権の認定の仕方と若干違ふからそんなことをおっしゃるんだらうと思ひますが、そのあたりの厳しい債権管

理といひますか、それをやっていかないとだめなんです。

話は戻りますが、さつき申し上げたわけでありますが、債務超過かどうかということでございます。これについて、今のお話によりまして、これは実質的に債務超過になっておらないというふうなお話でございました。しかし、これはディスクロ誌等々のこの状況を見ますと、どうも判断とわからぬような状態になっておりまして、私は、判断が大変難しいところではございまして、極めて蓋然性が高いのではないかとこのように考えるわけでございます。

それと、もう一つつとつとお伺ひしたいことがあるわけでございまして、昨年の十二月に、先ほど大蔵大臣がおっしゃったように、苦東の關係で閣議了解されたこの処理スキームがございまして、この処理スキームについて、先ほど私、この事業計画について、新会社の問題でどういふ事業計画等々があるのかというふうな思つておつたわけでありますが、先ほど上田議員の方から資料をいただいた、これを見ていただいておりますわけでございまして、普通、このようプロジェクトとしていけば大変失敗しておる状況の中で、新しい会社をつくつて今後これを運営していくというふうな場合には、それはそれなりにきちつとした事業計画があり、その事業のビジョンがなければいかぬわけでございます。

これを見させていただく限りで申し上げますと、全くそういうビジョンがないというふうなことで、とにかく今の現状を先送りしようというふうなことをいふようなことではいかぬと思ひます。先ほど大蔵大臣おっしゃったように、この閣議了解したスキームが關係者間で納得して行われるかどうかは未定であるというふうなお話でございまして、たが、このような事業のビジョンがないような新会社が果たしてこれからやっていけるのか。また、従来と同じように出血しながら今後も継続をしていくのではないか、資金が眠つたままですつとこ

れからいくのじゃないか、このように思つておるところでございまして、これについて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 昨年の十二月二十五日の閣議了解についてお触れになりました。ここに至りますまでの間に、当時の北海道開発庁担当の井上大臣といろいろ長いこと話をいたしておりました、井上大臣としても、何とかしてこの苦東というものは将来のために残してやりたい、ただし、そのためには、やはり地元の関係者がそれだけの誠意と熱意を示すことが前提であるというお考えを持たれました、私もその点は基本的に同意をいたしておつたわけでございまして、それがこの二十五日の予算編成の際の閣議了解になりました。

したが、いま書いてございまして「新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に」というのは、従来、何十年の経緯というものが当然その背景になっておりまして、ただ、さりとて、この新しい仕事があつては、さうくつづけてしまふようなことがあつては、もちろんならないわけでありまして、経営的には会社は存続できるというだけの収入は持つておる、そういう形にはしてございまして、ですが、さうかといつて、一向に仕事がないようでは何ともならぬのでございまして、それで開発庁が、先ほど上田委員のおっしゃつていらつしやいましたような、見積りもりのようなものを基礎に試算をしておられるわけです。

それは大変厳密に申せば、かなり長いこと持つてゐる資産の処分はできない、しかも、経済状況が急にここで好転したかといえ、さう考へる理由も特にはないわけでございますから、さういふ意味で、この「新会社の事業の円滑な推進が図られる」といふことは、さういふ状況を踏まえた上で、しかし、やはり多少時間をかけてこの苦東というものは何とか実を結ばせてやりたい、さういふ気持ちがある中に出ておられますことは事実と思ひます。それは認めざるを得ないのだと私は思つております。

ただ、それは地元がさういふだけの熱意を持ち、一生懸命、自分の危険は承知の上で一緒にそれをやつてみようというふうな思つておられるということが前提でございまして、その前提が万一崩れるということになりますと、私もいろいろ地元のことも考へながらやつてきたことの前提が異なつてまいりますので、それは、もしさういふことがございましては、そのときにいかにするかというのを新たに決めていかねばならぬいだらう、さう思つておるわけでございまして。

○谷口委員 この苦東の分譲の状況を見ますと、平成九年度に一ヘクタールですが、平成八年度は二ヘクタールなんです、五十一ヘクタールのはところは戻つてきているわけですね。それで、平成七年度は四ヘクタール、平成六年度は六ヘクタールということで、合計、分譲が八百二十ヘクタールであります、ここ三、四年は全く分譲されておらないというふうな状況が続いておる中で、新会社に移り、今後どういふ事業計画のもとでこれがうまいくのかというふうに思つておるわけでございまして。

後ほどまた私触れたいと思うわけでありますが、この国家プロジェクト、昨日の審議を聞いておりました、平成七年度に至つて重厚長大プロジェクトが転換されたということで処理を変えたんだというふうなお話でございまして、要するに、この大きな経済環境の変化をよくよく認識した上で大胆な対応をやつていく必要があるのではないかとこのように思つておるわけでございまして。大蔵大臣、おっしゃる通りに、これは北海道の希望の星であるかも知れませんが、大局的な観点で見えていかないと、それこそ不良債権がたまり、国民負担がふえてしまふというふうなことになるか、今の分譲の状況等を勘案しますと、よくよく考へていかなきゃいかぬのじゃないかというふうに思つておるわけでございまして。

あと、むづ小川原開発についてお伺ひしたいわけですが、報道によりまして、国土庁

が検討しておる処理案がどうあるようございまして、これは、北東公庫の抱える九百六十九億円の債権のうち五百八十八億円を債権放棄し、二百九十七億円を出資に振りかえ、八十四億円を貸し付けとして残しておくというふうなものであるという報道がございます。民間金融機関は、千三百三十億円の債権のうち八百五億円を債権放棄、四百九十九億円を出資に振りかえ、このように求めたというふうなことでございまして、金融機関側でいいますと、代表訴訟にたえられないというふうなことであるとか、数行の金融機関は金利減免にいつでも応じておらないというふうなことで、今ちょうどその検討に入っているといいますが、話をしておるといような状況のようございまして、このような国土庁の検討されている案があるのかないのか、お聞きしたいというふうに思います。

○中川(浩)政府委員 ひとつ小川原開発は青森県あるいは北東公庫、経団連あるいはむつ会社など関係者が非常に多い事業で進められてまいりました。それぞれの関係者との間で現在、むつ小川原開発の処理策、協議中でございまして、具体的に数字を盛り込んだ案を得る段階までは至っていない状況にございまして。

○谷口委員 いや、何かその案があるのかということですか。

○中川(浩)政府委員 その協議の過程において、この処理をどうするかということではいろいろな考え方をぶつけ合っておりますけれども、具体的に国土庁の案というものは現在のところございせん。

○谷口委員 これは、昨日からの審議の中でこの質問もあつたわけでありまして、仮に十月一日の統合までにとまらないうことになりまうと、不良債権として新銀行に引き継がれるというふうになるわけにございまして、この可能性があるかどうかについてお伺いしたいと思ひます。

○中川(浩)政府委員 ひとつ小川原開発の処理策につきましては、平成九年九月の閣議決定におきま

して、新銀行設立までの間に、その取り扱いについて協議の上結論を得るということで定められておりますので、この閣議決定のつとめて現在鋭意その協議を進めているところでございまして。

○谷口委員 だから、仮にこれがまともな新しいことになりまうと、それがそのまま新銀行に引き継がれるということになるわけにございまして。この不良債権をそのまま引き継ぐということでは、この新銀行、日本政策投資銀行でございまして、新銀行の財政状態が発足当初から大変厳しくなってくるというふうに考えるわけにございまして、これについて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○溝口政府委員 先ほど国土庁から答弁がございましたが、むつ小川原開発に対する北東公庫の債権の取り扱いについては今後の関係者の協議の中で決まってくるものでございまして、現時点で新銀行の財務にどのような影響が生ずるかを見込むことは困難でございまして。

しかし、仮定の計算として申し上げますと、仮にそのむつ小川原会社の債権が、仮にの話ですが、例えば全額ロスになるといふような場合に、新銀行の自己資本、資本金プラス準備金でございまして、どうなるかということ計算してみますと、約一・七兆円でございまして。大臣が昨日来申し上げておられますけれども、新銀行の出融資の限度枠は自己資本の十五倍でございまして、一・七兆円の十五倍は二十五・五兆円でございまして、現在の段階で予想されます新銀行の出融資残高は約二十二・七兆円でございまして、新銀行の業務に影響を生ずるといふようなことは非常に極端なケースの場合でもないものと考えられるわけにございまして。

○谷口委員 そんなことは聞いていないんだよ。要するに、発足当初の銀行が不良債権を抱いたままいくことについては問題がありますよと言っているわけだよ。

だから、これは先ほどの同僚議員の質問にもあつたように、今まで政府系金融機関と申します

か、政策金融の分野においては極めてそういう不透明な部分があつた。今回、この国家プロジェクトがいれば破綻したわけでありまして、この破綻したものをきれいに整理した上で新しい銀行に持つていくべきじゃないか、このうみを持ったまま統合するということについては問題がありますよ、こういうふうに言っているわけですよ。

だから、融資の枠だから問題ないなんて、こんなのは関係ないんだよ。そこを私は言っているわけですよ。だから、これは、例えば問題が解決がつかないというふうな場合であれば、その対応についても具体的に、これが成立すればこの十月一日から発足するわけでありまして、そういう状況であるわけにございまして、その処理については別途明確な対応の方向を考へるなりやらないと、当初からこういう不良債権を抱いたような統合というのはおかしいと言わざるを得ないと言っているわけでありまして。そのあたりをよく聞いて答弁をしてくれと冒頭私は申し上げておるわけにございまして、同じようなことを繰り返して答弁をするのはよくないんだ。

それと、ちよつと話がかわりますが、会計検査院の方にきょうは来ていただいておりますが、先ほど私が申し上げました平成九年度の検査結果報告書で「抵当権の設定状況及び担保価値」というところがございまして、苦東の関係でいきますと、分譲単価ベースで造成費を控除して大体平米当たり単価を出して、分譲地の面積をこれに掛けて出した評価が苦東開発では二千六百十八億円、被担保債権が千七百七十八億円だから、これは上回っている、こういうようなことが記載されております。むつ開発においては、今申し上げたやり方と同様に担保価値が二千七百二十億円、これに対して被担保債権が二千二百九十億円だから、これも上回っているから、問題ないとは言ひませんが、上回っておるというようにこの報告書で書かれた後で、この開発については、途中で例えば事業を中止または終了をさせるような場合には改めて評価をする必要がある。これはもう当然の話

です、この担保価値が急激に下がるわけにございましてから。

それで、私も一つ申し上げたいのは、先ほど会計検査院の方の御答弁を聞いておりましたら、会計検査院の報告を役立てていただきたいというふうな御答弁がございました。

私は、そうであるならば、むしろ、一歩踏み込んで、この計画がうまくいかない、また例えば途中で中止になるとか仮に終了せざるを得ないというふうな場合の担保価値はどの程度になるかというところまで踏み込んだ対応が必要ではなかったのかというふうに思ひます。御答弁をお願いしたいというふうに思ひます。

○小川会計検査院説明員 会計検査院が地価の算定、不動産鑑定士、そういう方にお願ひしてやるということも考えられないわけにはないわけにございましてけれども、我々の認識としては、基本的に、分譲されない状態で長く続けていきますと利息が膨らむ、先ほどから御説明申し上げましたように、利息が膨らむといふことは、被担保債権の部分がだんだん大きくなっていくわけにございまして、今は枠内にあつたにいたしまして、今後こういうことについては重要なことになるといふような認識で、我々はこの部分を検査報告の中で記述してきているというところでございまして。

○谷口委員 今の状況の中ではそこまで踏み込んだ報告はできないのかわかりませんが、これは行政評価というか、プロジェクトの評価のところまでひとつ踏み込んで、これは会計検査院がやるべきなのか、また別の機関がやるべきなのか、ちよつと私は今のところわかりませんが、できればそのあたりまで言及していただくということがよかったのではないかと、必要であつたのではないかと、いうように申し上げたいと思ひます。

それで、先ほどちよつと私申し上げましたが、今回のこの苦東にいたしまして、むつ小川原にいたしまして、かなり規模の大きな問題で、大蔵大臣もおっしゃっていらつしやいますように、これは大きな国家プロジェクトで、今後北海道に

おいて苦東は希望の星というように考えられるぐ
らに極めて可能性を秘めたプロジェクトであつ
たわけでありますが、このプロジェクトが周りの
状況の急激な変化についていけないことである
か、その他多々理由があつて、今回これが破綻し
たわけであります。このプロジェクトの見直しを
やつていかなければいけないのではないかと
ように私は考えておるわけでございます。

この苦東開発は、いわば戦後の行財政、金融が
抱えてきた縮図のような様相を呈している。一九
七一年に、苦東牧東部開発基本計画が策定され
ターゲットしたわけでございますが、大変大きな
プロジェクトで、開発を具体的に推進する機関として、
第三セクター方式の苦東牧東部開発公社が設立さ
れたわけでございます。それが、先ほども私申し
上げましたように、当初計画の一万七百萬ヘクタ
ールの予定に対して、現在の売却済みと申しま
しょうか、分譲済みが八百二十ヘクタールにすぎ
ない、資金調達にも大変困つておるといふよう
な状況で、このような状況の中で幹事会社の北海道
拓殖銀行が経営破綻し、一挙に経営が悪化したと
いふような状況のようでございます。

そこで、一つお聞きしたいのは、この官民
出資の第三セクター方式というのは、国もそう
でございますし、地方においてもよく行われてお
るわけでございます。昨日の議論、また今日の議論
を聞いておられます、果たしてどこに責任があ
るのか、だれが責任をとるのか、このあたりが極
めて不明確でございます。

この第三セクター方式、これ自体がこのような
不明確さを生んでおるのではないかと、このように
考えるわけでございます。これが周りの状況に敏
感に反応できなかったのではないかと、このように
考えるわけでございます。まずこの点について
御答弁をお願いしたいというふうに思ひます。
○斎藤政府委員 昨日も石井先生の方から御引用
いただきました苦東問題の検証の会による苦東問
題の問題点ということで、一番最後の方に結論と
して、一つは、苦東開発自身が有利子借入金によ

る債務累積構造を抱えてきたという点と、もう一
つ、関係機関が官と民の多岐にわたる既存の縦割
りシステムのもとで連携の不足と責任の不明確さ
が生ずるという問題点を指摘しているところでご
ざいます。

この連携の十分さの点と第三セクター方式の
関係でございますけれども、関係機関が非常に多
岐にわたることは事実であり、であるがゆえに、
これまでや連携の不足あるいは責任の不明確さ
というものが生じていたことは認めざるを得ませ
んが、さはさりながら、やはりこの苦東のような
広大な土地を開発していく上で、いろいろ問題は
あつたといつたにしても、第三セクター方式、北
東公庫、地元の北海道それから民間にも出資をし
ていたのだいて、国、北海道それから地元を含む民
間経済界の協力と支援の体制を明らかにしてい
く、そういった意味で第三セクター方式のメリッ
トを生かしていくことが必要であらう、こんなふ
うに考えているところでございます。

○谷口委員 冒頭お話をいたしましたように、今
まさに、我が国の経済が従来のように右肩上がり
で今後も推移するとは考えられない状態にござい
ます。だから、高度経済成長、また安定成長の折
にはいろいろそのような発想もあつたのでありま
しょうが、今のようない経済状態の中で、従来と
同じように第三セクター方式で、いわば無責任体制
でやつていくことに問題はないのか。

本来なら、例えば三セクであつても、これは資
金が統かなければ統かないのです。ところが、
資金が続くことには一つは問題があつたのじやない
かというように私は思つております。これは、国
の財政投融資の資金が北東公庫を通じてこのプロ
ジェクトに回つておつたといふようなことが大き
な一つの原因ではないのか。そうしますと、先ほ
ども申し上げましたが、三セク方式のみならず、
財投そのものの見直しも行なわなければならないの
ではないか、いわゆる政策金融の分野における従
来の方式の見直しをやつていかなければいけない
のではないかと、このように思つておるわけでござ

それで、今回の、私、昨日の審議の状況を聞いて
おりましたが、北海道開発庁の方が出られて、
開発には我々は関係があるが、経営には関係がな
い、経営は苦東でやつていふんだと、いわば責任
のなすりつけ合ひみたいな状況があるわけで、こ
のような、いわば企業であれば経営責任は経営者
がとるわけでございまして、その経営者がおるよ
うでおらない。だれが指示をしていふのか、北東
公庫の総裁は、国の意向はどつて決まっておるの
か、という同僚議員の質問にも回答が明確に出てお
らない、このような状況は大変問題じゃないか。

私は、現実の問題として、現在の仕組みの中で
北東公庫であるとか苦東開発がどれだけの自主性
を持つて、かつ意思決定の選択性を持ち得たか
という観点で見たときに、これはそれなりの制約条
件があつたのではないかと。そうすると、それはも
ともと財政計画に基づく資金配分の結果、それが
このプロジェクトに最終的に行つておつたのじや
ないか。そういうところに行きますと、今日の午
前中にも何か審議があつたようでありまして、例
えば北東公庫がプロパーで資金調達をするとか、
今度の新銀行がプロパーでみずから資金調達をす
る、例えば財投機関債を出したらどうかとかとい
うようなことになれば、これはそれなりに経営感
覚が出てくるわけでありますが、財投の一環とし
てこれがなされた場合には、そのあたりの経営責
任が明確になつてこないのではないかと、このよう
に考える次第でございまして、これについて御答
弁をお願いしたいというふうに思ひます。

○宮澤国務大臣 大変多岐にわたることをおつし
やつたわけですが、第三セクター方式というのは、
本来民のいいところと官のいいところを合わせる
つもりのもので、しばしば両方の悪いところだけ
合わせることになつておるわけでございまして、
これにたいして、経済全体がまさに右肩上がりのと
きには、多少のエラーもうまく経済成長に包まれ
まして何とかうまくいってしまつたといふこともし

ばしございました。

それから金のことも、おつしやつたことは確か
にうそではなくて、本当に民だつたらこれは金が
切れてもうこれでやめだといふことに早くなつた
らうという意味のことをおつしやつて、そういう
ことは事実あることですが、この苦東のよ
うな場合にはもとよりそういう短い月日の間で勝
負ができる仕事ではございせんのでしたから、長
い金が出るということは私はやむを得なかつた
とおつしやる。確かに早く切ればおしまひになつた
と、どつちみちこれは長い金が必要であつたといふこ
とは私は申し上げられるんだらう。つまり、結局
は大きな経済の変動といふものを、二十年あるい
は三十年先の見通しを、とにかく、事情はともか
く誤つたといふことが致命的ではなかつたかと
思つております。

そこから申しまして、先ほどおつしやつたこと
の一つは、「新会社の事業の円滑な推進が図られ
ること」といふ政府の閣議了解は、新しい金融機
関ができたときに、いわゆる苦東のプロジェクト
をその時点で、どの時点かはともかく、考え直す
あるいは見直す必要があるのではないかと、この意
味のこともおつしやしました。私はそれも状況進
展いかんでは、むしろそのインシアティブをとるべ
き新会社、むつ小川原の新会社ですが、とるべ
きだと思ひますけれども、この政策金融銀行もや
はりそういうことに場合によつて相談に乗つてい
くといふこともあり得るかもしれない、そういう
ことも考えなければならぬかもしれない、その
とおつしやる点は、私もそういうこともありそう
なことだつてあるかもしれないといふふうに思つ
て伺ひました。

○谷口委員 今回の三セクにいたしましても、国
も地方も民間金融機関また政府系金融機関も全部
当事者なんです。当事者はその渦中にあるわけ
でございまして、プロジェクトそのものの進行
の状況に応じてこれを手じまいをし、その決断を
するのは極めて難しいことではないかと私は思つ

ております。

一番大事なものは、一つは政府のガバナンス、当事者がやるのではなくて、そのプロジェクトの破綻について第三者機関なりそういう政府のガバナンスがしっかりしておれば、このプロジェクトは将来的に見て収益を生まない、国民に対して便益を生じさせないというようなことになるということであればそういう中止の判断ができたのではないかと。

実は、きょうの午前中に決算行政委員会を参考人に来ていただいて、ちようど行政評価の問題をやっております。行政評価、例えばGAOなんというのがありますが、そういうような第三者機関、先ほど会計検査院にそこまで踏み込んだ報告があればというようなお話をいたしました。そういうようなガバナンスがしっかりしておれば、このようになつちもさつちもいかないうな事態までいかなかったのではないかとこのように思うわけでございまして、そのようないかにして、済みません、もう一度大蔵大臣の御所見でもございましてお述べいただきたいと思ひます。

○宮澤副大臣 普通の事業でございしたらやはり判断は私はマーケットの判断が一番正確だといふふうに考えまして、政府というものは余り信用をいたしません。ただ、これは普通のプロジェクトでございまして、マーケットの判断というものでございまして、マーケットの判断で、それで第三セクターということになったのであろうと思つております。

これだけの長いプロジェクトがこういう非常に変化の大きかった過去の何十年の中でうまくいかなかったのは、基本的にはそういう変化を読み切れなかったということになるのだと思ひます。で、強いことを申せば、そういう変化は期待できないよといふことをだれかが早く言うべきであつたとおつしやる点では私も思ひますけれども、何分にも苦東の場合には、北海道としては本当にだんだん一つずつ希望が消えていくような状況の中でございまして、どうもそれはやはり言い

くかつたし、どつちかといへばややウィツシユフルシンキングの方にみんなが傾いていったというのが現実ではなかつたかと思つております。

○谷口委員 今回のプロジェクトのような大規模プロジェクトに日本開発銀行も融資を政策金融という立場で行つておられるわけでございまして。それで、今回のプロジェクトは、先ほどからやりとりをいたしておりますが、むつ小川原についても不良債権として上がつておらないこと自体私どもは大変不思議に感じておるわけでありますが、個別に吟味をしてまいりますと、それぞれのプロジェクトがあるわけであります。政策金融という立場からいいますと、当面の利益がなくても国という観点でこれはやつていかなきゃいかぬプロジェクトだということで行われる場合が多々あるわけでございまして。

しかし一方で、今の急激な状況の変化、経済の変化、また我が国を取り巻く周辺諸国の変化であるとか、急激に変化をいたしておるわけであります。そういう状況の中で、十年、十五年、二十年と極めて長期間のプロジェクトがどうも当初の目的から変質をしてくるような場合がある。このような場合にこのようなプロジェクトを果敢に勇氣を持つて中止をすることが果たしてできるのかどうかというようにも必要なのでござい

開発銀行の、これもディスクロージャーを見ておりまして、余り不良債権として上がつておらないわけでございますが、これは私、その内容を吟味いたしておりますから、状況を案件別にみたわけではございませんので一概に言えるわけではございませんが、やはり中には、貸し付け条件の変更、緩和等々により、これは政策金融でございまして、そういうようなことも行つておる場合も当然あるのではないかと。

そうしますと、あの出されております決算書そのものの信頼性というか、これが私にはどうも信頼性に欠けるんじゃないか。これは、見ておりませんから、私が断定して言うわけにはまいりません。

きのう、きょうあたりの今回のこのプロジェクトに関するやりとりを見ておりましたらそういうように感じるわけでございまして、開発銀行の總裁から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○小淵委員長 ただいまのお尋ねは、一般論として、いわゆる第三セクターの行う事業、プロジェクトに対して、これは北東公庫とある意味で同じように、私ども日本開発銀行も出資しない融資という形で関与している場合がいろいろござい

す。ただいまのお話は、その中で、必ずしもプロジェクトが当初の見込みどおりにうまく進行していかない、そういうものも開銀の手がけているものの中にもありはしないか、こういうお尋ねであるうかと思ひます。

ただいま御質問にもございましたように、いわゆる第三セクターの行う事業は、公共性、公益性が高いために収益性が低い、事業採算に乗るのに非常に長期期間を要するというのが当然多いわけでござい

私どもも日々の業務の中でそういうものがあることも承知をしておりますが、そのような第三セクターに対して、開銀といたしまして、関係の地方公共団体を初めとする民間をもちろん含む出資者、そして関係金融機関と協調いたしまして、事業の継続によつて本来の政策効果が維持されるようにいろいろな手段で対応をしております。それから、私どものディスクロージャーを公表しております。いわゆるディスクロージャーの表示がそういうものを含んでいるのかというお尋ねであつたかと思ひますけれども、これは私ども、一定のルールに従つて開示をしておりますので、その点については第三セクターも例外ではございません。

す。そういう観点からいたしますと、私、開銀の總裁にお聞きいたしました。開銀融資が今回、先ほどの議論にも出ておりましたが、時限的でございますが、運転資金まで拡大されたり、また先ほどのやりとりとあり、処理に対する不明瞭さというものが厳然としてあるわけでござい

そういう問題であるとか、先ほど第三セクターの問題等々に出ておりました政策金融自体を、従来と同様と考え方、見方で見るとはならず、今、見直していかなければいけない時期に差しかかつておるんじゃないか、このように申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○村井委員長 次に、佐々木洋平君。

○佐々木洋平君 御質問をいたします。

ただいままでいろいろと、むつあるいは苦東についての御質疑があつたわけでございまして、私からは、北東公庫がこれまで果たしてきた役割、そしてまた新銀行における地域開発金融のあり方を中心に質問をさせていただきます。

今、日本各地で民間金融機関が次々と破綻をしておる状況にございまして。最近でも、国民銀行、これはまさに地域に根差した金融機関が破綻をしたわけでございまして、地方における景気は大変大きな影響を与えていると同時に、地域開発金融の重要性というものを改めて痛感をして

今般、北東公庫と開発銀行が統合されて日本政策投資銀行となるわけでございまして、呼び名も違う、一方は公庫、一方は銀行という中で、まず両者の違い、特徴をちよつとお伺いしたいと思ひます。例えば、融資の対象とする企業や規模、あるいはまた融資制度も違つておると思ひますが、まずその点からお伺いしておきたいと思ひます。

〔委員長退席、副委員長代理着席〕

○小淵委員長 ただいまのお尋ねは、北海道東北開発公庫と私ども日本開発銀行の両者の違いというものを説明するように、こういうお尋ねであ

うかと思いますが、なるべく簡単に申し上げたいと思います。

私は、開発銀行はなるほど銀行という呼称でありまして、北東公庫は公庫でございますから、銀行と公庫の性格の違い、これは確かにあるかと思っております。この点は必要に応じてまた後に申し上げますが、ただ、両者とも、ともに総合政策金融機関であるという点においては基本的に同種の性格を持っている、私はこういうふうに考えます。

しかし、開銀は、昭和二十六年に発足をいたしました、その時代の経済社会の要請に応じ、政策的な目的を追求してまいりましたから、申し上げましたように、社会経済状況の変化に応じて変わってくる政策目標を追求し、政策実施機関としてそれに対応してきたということでありまして、単に全国的なレベルでの政策課題だけではなく、お尋ねの地域開発につきましても、いろいろとあります重要な政策課題のうちの大事な一つとして、かなり早期からこれを意識して対応してきました。具体的に申しますと、既に昭和三十年代前半に、地方開発融資制度というものを創設いたしました、地域振興のための効果の高いいろいろなプロジェクトに融資を行ってきておりました。

一方、御案内のように、北海道東北開発公庫は、私もがスタートいたしましたから五年後の昭和三十一年にスタートされたわけであります。私もが、今申し上げました地方開発融資制度をつくりましてそれに組み込んでまいりましたが、北東公庫がおできになりましたので、北東公庫はちょうど私どもの地方開発に相当する業務を北海道、東北、この二地方に限って行ってきた。私も、その他の、九州、四国、中国、北陸の四地方等で地方開発を行ってきました。

そういう意味で、地方開発融資業務につきましては、いわば全国レベルを二つに分割をいたしまして、それぞれがその限りでは同種の業務を行ってきた、こういうことでございます。しかし、北

海道、東北地域におきましても、例えばエネルギーセキュリティという政策目標を追求するためには、これは全国レベルの政策課題でもあるということでありまして、私もが担当するということが現実的に大きかったと思っております。

したがって、今申し上げましたような差異もございまして、それから、現実に地域でいわば分担している、そういう関係でもございまして、しかし、冒頭申し上げましたように、ともに総合的な政策金融機関としてお互いに共存をして業務を行ってまいった、こういうふうな考えでおります。したがって、今回御審議をいただいておりますが、本法律案が成立をいたしますとこの両者が統合される、こういうことになるわけでありますから、これまでそれぞれが培ってきた種々の業務上のノウハウ、経験を活用いたしまして、特に御指摘の全国各地域での地域振興につきましても、地域開発効果の高いプロジェクトを、今度は文字どおり一つの統一的な全国を対象とする総合政策金融機関として、地方開発につきましても、閣議決定にもございまして最も重要な分野の一つとしてこれまでに積極的に推進してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○佐々木(洋)委員 今いろいろ御答弁があったわけですが、私は東北の人間でございまして、現実には北東公庫の支援したいろいろなプロジェクトも承知をいたしております。特に、地域開発金融機関としての公庫がこれまで、北海道、東北における企業に対するいろいろな支援あるいはまた第三セクターに対する対応を見てまいりました。

ただ、全国的に第三セクターに対する問題については失敗例も多々あるわけですが、この際、その辺の実例といえますか、成功したといえますか、そういう例を、今までどういうことをやってきたのかという例を、簡単に結構ですから、ひとつお聞かせを願いたいと思っております。

○濱本説明員 第三セクターに對しまして北東公庫が出資ないし融資を行った先は、平成十年三月末で百七十八社に上っております。これを第三セ

クターの開業時期を基準にいたしまして古いものから並べてみまして申し上げますことは、当初いろいろ苦労はいたしましたが、五十年より前に開業したものの、あるいは五十年から六十年までに開業したものの、それから六十年より後に開業したもののというようなグループに分けてみますと、五十年より前に開業しましたものの約八割は今黒字でございまして、それから、五十年から六十年に開業しましたものの約七五％は黒字、そのうち六〇％ないし七〇％のものは配当を行っております。ただ、六十二年以降に開業いたしましたものは、黒字に転じておりますものがまだ半分に満たれておりません。配当を行っているものもごくわずかでございます。

これはやはり、私もが手がけております第三セクターを見ますと、固定的な投資が最初に先行いたしますので、この償却を終えますまでに大分時間がかかりまして、非常に低収益な、つまり公益性、公益性の高い先でございまして収益率は非常に低いわけでございまして、非常に長い時間をかけてまして一人前になつていくという感じがうかがわれるわけでございます。

例を幾つか挙げることは、私も、ぜひ聞いていただきたところでございまして、最も典型的な形としてどういふことを申し上げればいいのかと思つて、今ここで考えているわけですが、いろいろと、公的な部門が関与いたしまして初めて動くいろいろなプロジェクトがよくございまして、市民のホールでございまして、それぞれ各地にございまして、いろいろな種類のものが入居しておられます建築物などもたくさんございまして。

そういったものの中で、私もが感じとして、東北、北海道に長く住みつきまして、いわば生活者となつて公庫の職員がその町を見詰めて、町で出てきますいろいろな案を開き取り、それは引き継ぎをいたしますけれども、十年、十五年という長い期間をかけてついに成功させるといふようなプロジェクトが非常に印象に残ります。

あるいは、そういった大きなものから非常に小さな、これは本当に小さなものでございましてけれども、地元の信用金庫と組みまして、地方銀行ではなくて信用金庫と組みました協調融資体制のもとに、いろいろな施設をつくつたりショッピングセンターをつくつたり、そういうような例がございまして、要するに、地域密着の中で一つずつ作品をつくっていくような感じで仕事をしてきたような感じがいたします。

○佐々木(洋)委員 今いろいろ例を挙げて説明をいただきましたけれども、いずれも民間金融機関では対応し切れないところ、その辺を補完をしているというようなことだろうと思ふんです。

私は、ちよつと地元のことでも恐縮なんです、今ふと思ひ出しました。先般、ある小さな町でショッピングセンターが開店をいたしました。その町はわずかに一万五千人ぐらいの小さな町でございまして、やはり大型店やあるいはまた郊外店が出てまいりまして、商店街はまさに火が消えたような状況でございました。

商店街の人たちは、本当に命をかけて、生活をかけて、何とかみんなでショッピングセンターをつくらうということで計画を立てました。しかし、なかなか民間金融機関はそれをわかつていただけなかったということで、約十五年かかったわけですが、いろいろ指導をしていただいて、そして、今まさに言ったとおり、信用金庫さんと一緒にショッピングセンターを開設したわけでございまして。

そのセンターの落成に行つたんですが、地元の人たち、あるいはまた中央のテナントも入つておりますけれども、まさに買い物を楽しめるようなすばらしいショッピングセンターができたわけでございます。そのようなところに北東公庫が、小さいところにも目を向けていろいろ御指導をいたした、私はそういう意味では非常に感銘を受けたわけでございます。

こういう事態になっておりますので、そういう政策金融に対するニーズというものは大変期待が

大きいといいますが、いずれ高まってくるだろう、こういうふうな思っております。そういう意味で、地域金融におけるいろいろな小規模のプロジェクト、これは大変なコストがかかると思いますけれども、この際、開業と統合するわけですから、全国的なあるいは国際的な視野からさまざまなノウハウを持つて開業の力を大いに活用して、そしてまたさらに政策金融の核となり得るような、そういうことを私は願うものでございますが、この辺の夢をひとつ、総裁から御意見をいただければありがたいと思います。

○小粥説明員 ただいまのお尋ねは、私も開業が持つております、全国レベルでのいろいろなプロジェクトに関係をしております、そこで得た経験、ノウハウを、これからは北東公庫と統合いたしまして、今度は一つの日本政策投資銀行として、全国レベルのプロジェクトにも、そしてまた一方では、今お話のございましたような、ある意味では規模は非常に小さいけれどもそれぞれの地域で大変有用な、その地域の方々から大変評価される、そういう小規模な地域開発のプロジェクトにも、両方の事業を大いに推進してほしい、こういうことと承りました。

先ほど北東公庫の総裁のお話で、具体的な地域開発プロジェクトの例もお話がございました。全国レベルで私どもが取り組んでおります第三セクターによる大きなプロジェクトの具体的な例を一つ二つ例示として申し上げます、例えば関西国際空港という、これはいわば空港整備として社会的なインフラといったにしても、それからまた国際的な広がりを持つ交通の大きな拠点という意味でも大変大きなプロジェクトでございます。

現在、また事業は進行中でございますけれども、私もこれに対してはかなりの額の融資をさせていただいておまして、今お尋ねのございました国際性のあるプロジェクトへの取り組みから我々の得たノウハウ、融資というものを、これから新しい日本政策投資銀行のために、そしてまたきめ細かい経験、ノウハウをお持ちの北東公庫と

これから一緒にやっていくためにも、こういう私どもの経験も大変有効に活用できよう、例えばそんなことを考えているわけでございます。

○佐々木(洋)委員 これからの資金調達に伴ってございまして、大手企業は社債等直接市場からの調達というのがウエイトが高まってくるのではないかと、こういうふうな思いがあります。一方、中堅、中小企業は依然として間接金融のニーズが高い、このように思われます。したがって、公庫がこれまで培ってきた地域開発金融機能をひとつ統合とともに全国に広めていくべきというふうに思っております。

そこで、今まで北東公庫が業務の対象としておつたのは、もちろん北海道、東北地域でございます。この地域は経済基盤が非常に弱いというところで、特に先般、徳陽シティ銀行や拓殖銀行など金融機関の破綻の影響を受けてまして、大変経済に混乱を招いているという状況でございます。

このような状況の中で、北東公庫のこの地域開発金融の機能が合併で消滅するようないことは間違ってもあつてはならないことだと思ひ、北海道、東北地方の地域開発機能を新銀行に移行するんだというところを両総裁からききとりとひとつ御答弁をいただければありがたいと思います。

○小粥説明員 御案内のように、両機関の統合につきましても一昨年九月の閣議決定の中にも、地域整備関連分野は、新しい銀行の業務分野、三つの大きな業務分野が示されておりますけれども、そのうちのひとつの大きな柱として明確に位置づけされているところでございます。

ただいまお尋ねをいただきましたように、金融機関の疲弊による影響、あるいは昨今の景気低迷による地域経済への影響は、実は北海道、東北地域だけではなくございまして、現在、全国各地域においても、程度の差こそあれ懸念されている問題と私どもは認識をしております。

したがって、新銀行におきましては、従来の北海道、東北地域における拠点につきましては引き続き確保してまいりますし、またお取引先の

利便性についても十分に配慮をしております。そして、ただいまも御説明申し上げました、これまで両機関におきましてそれぞれ蓄積をしております経験、ノウハウ等を十分に活用いたしまして、法律を御審議の上、成立をさせていただきますれば、新たに発足をされる新銀行が、全国各地域のさまざまな課題に対しまして、文字どおり全国的、国際的な視野に立ちまして、しかも時には規模にかかわらず大変きめ細かい地域開発への取り組みがこれまで以上にできますように、私も力をお合せて懸命に事業を推進してまいります、こういうふうな考えております。

○濱本説明員 日本開発銀行は、職員数で申しますと北東公庫の三倍強、資金量で申しますと十倍強の大きな銀行でございます。それ相應の大きな力を身につけておられる銀行でございます。こうした力をかりることにつきまして、北東地域の人は大きな期待をかけております。それは当然のことだと思ひます。

これは私が思うことでございますけれども、またまた東北、北海道地域におきまして、開発銀行という存在と北東公庫という存在、同じ総合金融機関が同じ政府の金融機関として並走いたしました。先ほど小粥総裁から御説明ございましたように、自然にそのすみ分けは成り立っているわけでございますけれども、お互いにやはりお互いを見ているところがございましたと存じます。北東公庫の人たちも、自分たちは自分たちの成果を目指そうという気持ちはずっと長く流れてまいりました。

そのことが東北、北海道地域におきまして北東公庫を中堅、中小企業の方に特化するといひますか、そちらの方で成果を上げることに集中していった一つのいきつかけになったのではないかと。先ほど来、先生がお話しくださりましたように、地域金融につきましてもさか北東公庫がノウハウをもち得た一つの背景がそこにあつたのではないかと思ひます。現に、融資先の八〇％は中堅、中小企業でございます。そういうふうにして

蓄積しましたノウハウを今後全国展開させていただくというところは、北東公庫の職員にとつても喜びでございます。

先ほど来のお話でございますけれども、東北、北海道地域は今まさに問題を抱えている地域でございます。なお、経済情勢、産業集積の度合いを見ましても脆弱なものがございまして、金融環境は御承知のとおりでございます。むづ、苦衷という問題もございまして。

ここに改革の手を差し伸べ、支援が求められる状況でございますけれども、私も、先ほど小粥総裁から御説明ございましたように、新しい法案を中心として整理されようとしております統合に向けての考え方として、公庫が今まで果たしてまいりました地域金融の機能というのは一つの大きな柱として明確にされておりますし、地元の方々もこれを見て安心されるところがございまして、これにさらに開発銀行の新しい機能が付加されるという形で、よりよいサービスが提供できるようになればというふうに考えております。

○佐々木(洋)委員 よろしく願ひしたいと思います。次に、大蔵大臣と国土庁、北海道開発庁に伺ひたいのです。

北東公庫が今まで地域開発金融として生きてきたわけでございますが、地域の第三セクターに対する支援も積極的に行つて、そのノウハウも培つてきたと今総裁からお話ございました。確かに、その成果は認めるわけです。評価もします。ただ、肝心かなめのむづ、苦衷という国家プロジェクトにその今まで持つていたノウハウを生かすことができなかった、これは非常に残念に思っております。つまり、国家プロジェクトに対しては、今までの北東公庫の地域プロジェクトといひますか、そういうノウハウはそのまま活用することは限界があつたのではないかなというふうにも思われます。言いかえれば、北東公庫を超えた問題であつて、大変重い荷物を持たせられたんだなという感じもしないでもないわけです。言

いかえれば、こういう国家プロジェクトは、やはり国家の責任できっちり取り組まなければならぬ問題であらうし、これは先ほど来大臣からもお話があったとおり、やはり政治の決断ということが一番求められることであらうと思います。

この件について、私の考えはこういう考えですけれども、大蔵大臣あるいはそれぞれ各省庁の御意見を最後にお伺いしたいと思います。

○宮澤内閣大臣 新銀行ができるについて、私は、今度の特殊法人の処理につきましては、一番いい形の統合だ、性の合ったといいますが、そう思っております。

強いて気になることを申し上げれば、やはり両方とも、片方はもう四十七年になりますか、片方ももう四十何年ですから、おのおの銀行、公庫の中におのおのカルチャーができてくるのだらうと思うのでございます。そのカルチャーの違いというのは、やはり一つの金融機関になれば、いつまでもそういうことがあつてはいけないという問題があります。

と同時に、北海道、東北に対して北東公庫がやっておった、むつ小川原の話はちよつと別にして、今までの地域についてのあり方、それから開銀がその他の地域にやっておられたアプローチが、おのずから地域が違ひますのでかなり違ひるではないかというふうに現実に思いますので、そこはきつと、北海道、東北の方は変わつてしまふのではないかと不安を持っておられるのではないかと私は思つておりました、そういう意味では、新銀行に望ましいことは、北東公庫が今まで北海道、東北とご一緒でいたようなああいふあり方というものはやはり大事にしたいという気持ちがあるわけでございます。

それともう一つの問題は、むつ小川原あるいは苦東ですが、苦東の方は仮に今のまゝいけば何かができることがわかつておられますけれども、むつ小川原もできるとしまして、これは私は、やはり長い間国が考へてきた大きなプロジェクトでございます。

いますので、新しい銀行においてもそういうものとして扱つていただきたい。それはそのまま全部と必ずしも私は申しませんけれども、これはゆゑあつてこういう二つのものを新しい銀行が承継していけるのだというところは、ぜひ新銀行の首脳部はよく胸に置いていただきたいというふうに思います。

〔鴨下委員長代理退席、委員長着席〕

○中川(浩)政府委員 むつ小川原開発は、御案内のとおり、青森県のほか、北東公庫、経団連、あるいは三十六社に上ります金融機関など、多くの皆様の協力と連携のもとに進められてきた事業でございます。北東公庫のみがこのプロジェクトを背負つてきたというわけではもちろんございません。しかし、その事業の推進に当たりまして、北東公庫が培つてきました地域開発金融のノウハウについては、土地造成事業の運営、企業の誘致等に随所で生かされてきたものと考へております。現実にも分譲予定用地の四〇％が分譲が済んでいふということも、このようなノウハウが生かされた結果ではなからうかと考へていふところがございます。

もちろん、今後の推進について、債務の処理等、多くの課題がございますので、この点については、北東公庫のお知恵もかりながら、今後とも関係者の間で協議を進めて結論を得るよう努力をしたいと思います。と考へていふところでございます。

○斎藤政府委員 基本的に大蔵大臣が答弁されたとおりでございますけれども、苦東プロジェクトにつきましても、北東公庫が持つております土地造成事業に対する出資のノウハウ、あるいは長期固定金利による資金供給といった点で、北東公庫の役割はこれまでの苦東開発にとつて必要不可欠なものであつたという認識を持つております。新会社のもとにおきましても、長期固定金利による資金供給こそ必要ありませんけれども、引き続き、北東公庫の持つております地域金融に対するノウハウというものが必要不可欠であるといふふうに考へていふところでございます。

○佐々木(洋)委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○村井委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

法案の質疑を続ける前に、金融再生委員会の柳沢大臣に御出席をいただきまして、短時間、銀行の債権回収のあり方について、緊急の問題もありますので、御見解を伺いたいと思ひます。

先月二十四日、千代田区議会が「銀行の金融商品による被害者救済に関する意見書」、こういうものを採択をいたしました。自民、公明、共産など、全会一致で採択をされております。これは、地方自治法第九十九条二項に基づいて政府に提出されたものでございます。

その内容を見ますと、深刻化する不良債権が社会的な問題となつていふ中、銀行ではバブル期に担保が確実な個人や零細企業等に対して行つた融資の回収が行われていふ。この融資は銀行がバブル期にさまざまな名目で、土地や自宅等の資産がある人を対象に、借金の必要がないにもかかわらず、億単位の金を借りさせて、不透明な商品への投資や物件の買入れをさせたものです。ところが、バブルがはじけると多額の借金返済のため、預金の差し押さえや土地建物の競売等で、被害者にとつては、住むところを奪われる悲惨な状態となつていふ。千代田区に住み続けようとしていふ区民の生活に重大な影響を及ぼしていふ銀行のやり方は、利益のみを追求するかのような姿勢であり、借り手保護の実態とかけ離れていふと言わざるを得ません。このように述べていふわけです。

自治体からこのような意見書が提出されるのは恐らく初めてだと思ひますが、柳沢大臣は、区議会からこうした意見書が出されるほど銀行の過剰融資による競売が社会問題化していふという事態をどのように受けとめておられるか、御見解を伺いたいと思ひます。

○柳沢内閣大臣 バブル期に銀行が融資をした、それが特に不動産絡みで融資をしたものを中心と

して、その後起こつたバブル崩壊による不動産価格の下落、このことによつて大変巨額の不良資産が銀行のバランスシートの上で大きな宿病になつておるという状況であることは、これまでたびたび当委員会あるいは予算委員会等で議論の対象となつたところでございます。

私どもは、この事態がひいては日本の金融機関に対する信認の動揺にもつながるということで、先般、公的な資金をこれに注入をして資本の増強を図り信認の回復に努める、こういう措置をとつたところでございます。

そういう中におきまして、銀行がこうした債権をどういふふう処理するかということが非常に大きな問題になつておるわけでございまして、私どももそのところを非常に大事に問題だといふように考へて、この不良な債権の流動化といふのを促進しなければならぬといふことで対処をしておるところ、これはもう佐々木委員も御承知のところでございます。

個々具体的なケースにつきましては、これは私的な世界の問題でありまして、それぞれに一番その事態の特性に応じた対処をしていただくということを原則的に考へておるわけでございまして。

○佐々木(憲)委員 個々適正な処置がとられていふかどうかというところが問題になつていふわけでございまして。

この意見書は、富士銀行から自宅を競売にかけられていふ人たちが区議会に行つた請願を受けて採択されたものでございまして。この四月に入つて、金融監督庁に富士銀行にかかわる二つの申し立て書が提出されております。

事実関係は具体的なもので、少し細かくなりますが、紹介をいたします。

一つは、兵庫ツヤさん、八十一歳のものでございまして。申し立て書によりますと、富士銀行九段坂上支店が、娘さんの前の夫に、大和証券で株取引をしないか、資金は融資するからと勧誘し、融資を実行する際の担保として、自宅の建物の持ち分権者であるツヤさん本人に無断で、八九年四月、

自宅に四千万円の根拠当権を設定した。根拠当権設定に使われた登記委任状の署名は本人の筆跡ではないことが明らかとなつております。

ところが、富士銀行は、この担保権設定に基づいて、九六年五月に一方的に競売を申し立ててきたというものでございます。

もう一つは、石川かほるさんで、現在八十四歳になる年金暮らしのお年寄りでございます。申し立て書によりますと、この方はそれまで富士銀行と何の取引もなかった方でございます。原宿支店が新しくできたというので開設準備委員会の銀行員が頻りにこの方を訪問するようになりまして、次のように言つた。このままでは地価高騰で相続税が払えなくなり、建物を買ってテナントに貸せば、家賃で金利を払えばいいし、借金があれば相続税も免除になる、建設会社もテナントもすべて当行がお世話します、こう言ひまして執拗に勧誘をしたということでございます。

そして、九〇年に、富士銀行の勧めのままに、Fライン当座貸し越し契約を結んでおります。極度額二億三千万円であつた。ところが、契約を結んだものの、ビル建設にもテナントの紹介にも、富士銀行は全く相談に乗つてくれなかつた。石川さんは、苦勞してビルは建てたものの、テナントの入居がうまくいかず、富士銀行への元利返済月百五十万円には到底足りない、そのため返済方法の見直しを求めて富士銀行と話し合いをしてきたということでありまして。

ところが、その話し合いの最中の九五年六月、富士銀行が突然自宅に競売を申し立て、さらに賃料取入を差し押さえてきたというものであります。

柳沢大臣にお聞きしたいのですけれども、融資をめぐる見解、銀行とそれから借り手、当事者間の主張に理解の相違があるということであるならば、これは銀行と債務者がよく話し合うということが何よりも大切だと思うのです。それをして、話し合いの途中で一方的に、住んでいる住宅の競売を申し立て、銀行の主張を受け入れろ

とおどして、最終的には住んでいる自宅を取り上げるということになりますと、これは重大でありまして、身ぐるみはぐようなこころしやり方というのには私は好ましいことではないと思ひますけれども、柳沢大臣、どのようにお考えでしょうか。

○乾政府委員 監督庁の方からお答えいたしますけれども、先ほどお話しになりました申し立て書の内容というものは、私どもも読ませていただきますして承知しております。

御指摘の事例は、これは民間の当事者間の私法契約上、すなわち民法でございますとか商法でございますとか、そうした私法契約上の問題でございます。今先生が御指摘になりましたそうした事実認定の問題も含めまして、これは裁判所の司法の場で解決を図るべきものというふうに考えておりまして、金融監督庁といたしましては、これはコメントすることを差し控えてさせていただきます。というふうに考えているところでございます。

○佐々木(憲)委員 答弁になっていないわけですが、大臣の見解をお聞きしたいのですが、こういう当事者間で矛盾がある場合は、当然話し合いを進めていくというのが基本にならねばならぬと思うのです。一方的にこういう形で競売を強行するというのは、これは生存権にかかわる問題ですから、その点についてどのようにお考えかという点をお答え願ひたいと思ひます。大臣の御見解をお聞きをしていただくわけでございます。

○柳沢国務大臣 金融機関とその貸出先の問題、紛争が生じたということでございますけれども、これは、今も監督庁の方からも答弁をいたしたように、私的な自治の範囲の中での問題というふうには存じておるわけでございます。

私ども、今先生からいろいろ事実関係についての当事者の片方の意見の申し立てというもののについて御披露をいただきましたけれども、今こういう公の席で私どもが事実がいかなるものであつたかということを確認するだけのものを到底持ち合わせておりませんで、やはりこうした問題については両当事者が同じ立場で、紛争という言

葉はちよつとふさわしくないかもしれませんが、法的にいいますとそういう言葉を使うのが通例でございますので使わせていただきますが、そういう私人間の紛争についての裁断というのは日本の制度の上では司法にゆだねられることとして定められておりまして、そこでの裁断というものを仰いで、これに従つていただくというのがそのあり方だというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 私は、司法の前の、銀行の姿勢に非常に大きな問題があると思つております。兵藤さんは、ことし二月に開札があり、執行抗告中でありまして、石川さんは、昨日が開札でありました。そして、執行抗告をすれば一カ月程度先延ばしは可能だけれども、それまでに銀行が取り下げなければ自宅をとられてしまうという状況でございます。

兵藤さんはパーキンソン病でありまして、石川さんは、高齢の上に、同居者に障害を持たれた方がいまして、車いすの生活になつていらっしゃる方があるわけであります。今回の競売は、そういう人たちの生活権を根本から奪うものだというふうに私は思ふわけですが。

銀行には社会的な役割、公共的な役割というのが要請されていると思うのです。法律に違反しなければ何をやってもよいということにはならないと思うのです。仮にも、千代田区議会の意見書にあるように、社会的な批判を浴びるような行為は行うべきではないと思ひますが、銀行の行動について、柳沢大臣、どのようにお考えでしょうか。

○柳沢国務大臣 何度も同じ答えを申し上げるようでは恐縮でございますけれども、まず、金融機関の貸し出しにおきまして、いろいろな御提案を金融機関の側からするというのもこれは一般論としては十分あり得るし、私も、今貸し出しの増加をして民間経済の活力をもう一度喚起し直そうというふうな場合も、金融機関に対して、あなた方は情報産業の一つでもあるし、また知的な産業の一つでもあるんだから、貸出先の方々と一緒に

うようなことを提案をしながら、こういう貸し出しの増加、それを通じた経済の活性化に努めなさいというふうなことを申し上げておること、これは先生既に御案内のとおりでございます。

そして、その場合に、そういう銀行サイドの働きかけに応じてこれをどういう評価をされるか、これはもう全く貸出先になるべき人の自由な判断ということが前提になつておりまして、そういう判断のもとに、その提案をそのままあるいは修正したなり受け入れて、そこに融資が実行される、そしてその実行された融資を資金とした事業が行われるということ、これらはすべて通常行われていることであると私どもは評価をいたしております。

そういう場合に、その事業が非常に不幸にして困難に行き当たつたといつたようなときに、一体これをどうするかということでございますが、私どももいたしましては、それはやはり、お互い自主性というか主体性を持った私人間の契約ということで、そこに生じたいろいろな紛争は、司法の場でお互いの言い分を十分聞いた上で御裁断をいただく、こういうことがルールである、このように認識をいたしております。

本件についても、詳細な事実、かわつたいろいろな事実というものは私も知るよしもありませんし、また、その評価等においては、一層これを行うことは我々の立場としても不可能でございます。それはやはり持ち場持ち場でやつていただく、つかさつかさで処理をしていただく、こういうほかにはないのではないかと、このように考えております。

○佐々木(憲)委員 問題は、銀行の側が借り手の返済能力を超えて莫大な融資をしているという問題があるわけですが。貸し手に極めて重大な問題点があつた。石川さんも兵藤さんも、お金を借りる必要があつて借りたわけではなくて、提案をされた株を買いませんか、あるいは相続税対策にビルを建てませんか、こういうことで、いわば借金の押し売りのようなものですね。こういうことを

やって、しかしその結果として、銀行は責任は何もとらない、責任は個人に押しつけて、競売にかけて住んでいる住宅を一方的に取り上げる、こういうやり方が極めて不公平であり、一方的であるというふうに私は思うわけです。

富士銀行の被害者は、私が聞いております中にはほかにもたくさんいます。兵藤さんや井上さんは、その人たちと富士銀行被害者の会というのをつくりまして、競売の取り下げと話し合いを求め、本店、支店に出向いて交渉してまいりました。しかし、銀行の対応は、競売取り下げは行わない、任意売却であれば応じる、こういうことでありました。これでは、自宅がなくなることになり、住みはなくなり、井上さんたちは、やむにやまれず望みを託して、山本頭取のところに直訴しようとして自宅を訪ねてみました。しかし、頭取とは会えず、奥さんに取り次ぎを頼んで手紙を置いてきたということだそうでありました。

ところが富士銀行は、こういう方々に対して、先週末十六日、脅迫罪だとか不当な競売妨害だといつて、やめなければ刑事上、民事上の対応をとるとする警告書の内容証明郵便を送りつけてきたということなのです。まさにこれはおどしであり、ます。ことし三月に一兆円にも上る公的資金の注入を受けた大銀行が弱者に対してこういう態度をとっているのか、本当に私は驚いてしまうわけでありました。

富士銀行は、企業行動原理というもの五項目、経営理念を発表しております。そこでは何が書かれているかというと、

2. お客さま第一主義の実践

お客さまに誠心誠意・親切の心をもって接し、真摯な姿勢でご要望に耳を傾けるとともに、正確・迅速そして質の高い最良の金融サービスを提供する。

3. 誠実・公正な行動

法令およびその精神を遵守し、社会的規範に悖ることのないよう行動は常に誠実かつ公正を旨とする。

こういうふうに行動原理に書いているわけですね。ところが、実際に富士銀行がやっていることは、この行動原理に反することだと思ふのです。大臣にお聞きしますけれども、みずから決めた行動規範、これに基づく行動がやはり銀行には求められているのじゃないかと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。大臣にお聞きします。

○乾政府委員 一般論でお答えいたしますと、金融機関は、その公共的な性格から、法令にのっとりまして、適正な活動あるいは取引の相手方との契約を誠実に実施する等が求められていることは当然のことでございます。

ただ、先ほどから御指摘になっておりますいろいろな事柄につきまして、その事実の認定、そしてまたそれに対する評価をどうするかということにつきましましては、繰り返しになって恐縮でございますけれども、これはやはり司法の場で御判断をいただくのがルールだろうというふうに考えておるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 私は、銀行の行動原理といいますが、みずから決めた規範にも違反しているということの問題にしているわけですね。銀行の経営方針に非常に問題があるのではないかと。

資本注入を受けた際に富士銀行が提出した経営健全化計画を見ますと、不良債権の回収のために不動産担保処分を推進するという項目を掲げまして、各期ごとに任意売却を求める競売申請することの方針を立てて、その方針どおり進んでいるかどうかを毎月チェックする、こういうやり方が書かれております。

こういうふうになりますと、融資の内容を問わず、回収対象とした債権を何何でも競売の申し立てをするということになってしまふのじゃないか。そうなる、これからのこういう事件がどんどん広がっていくのじゃないかということをお私心配するわけでございます。

そこで、大臣にお聞きしますけれども、銀行が資金回収をする際に、二つの内容を区別すべきだ

と私は思うわけです。一つは、先ほどおっしゃったように、土地投機あるいは暴力団絡みの債権のような悪質なもののについては徹底的に取り立てるのは当然だと思います。しかし、銀行の貸し手責任が問われるような個人向け債権については区別して扱うべきではないだろうか。整理回収銀行の中坊社長は、血も涙もない回収はしないんだ、こう述べてまして、悪質な借り手と一般の借り手を区別して臨んでおられるようであります。

銀行というのは公共性を持つていて、このような姿勢が強く求められるというふうに私は思うのです。回収の対象を、悪質なものと善良なものとの区別といいますが、この点は大変重要なことだと思ふのですけれども、大臣はどのようにお考えでしょうか。大臣の見解をぜひお聞きしたい。

○村井委員長 金融監督庁監督部長。(佐々木(憲)委員「私は大臣の見解を聞いています」と呼ぶ)

と、あえず乾部長から答えさせます。

○乾政府委員 同じ答弁は繰り返さないようにしたいと思ふのですが、したがいまして、今御指摘になりました不良債権の回収の問題につきましまして、一般論で申しますと、各金融機関におきまして、その債務者の状況でございますとか担保の状況等を勘案して金融機関の判断において行われるべきものと考えております。ただ、その段階におきまして争いがある場合には、これは司法の場でということになると思ふます。

ただ、一般論として申し上げますと、担保権者が担保権を実行することは法律上認められた権限の行使でございます。司法当局でない私どもがそれをやめるとか待てとかということではできないというところは御理解をいただきたいというふうに思ふます。

○柳沢国務大臣 佐々木先生、今、いろいろな個別の事情を挙げながらそれを一般化されておるわけでございますが、ここで私が一般論についてお答えするのはいかがかなという感じがいたします。

す。議論の展開として個別の事案を挙げながらのお尋ねでございますので、そういうところで一般論ですら申し述べると、それをまたすぐ、誤解も起きやすいというふうに存じております。私もとしては、私的な自治の世界の中での契約から派生したいろいろな問題、こういうふうにとらえておりました。そのことはやはり日本の国政のものとでは司法での解決ということを求められるというところが我々の国の制度である、こういうふうには認識しているということを重ねて申し上げたいと思ふます。

○佐々木(憲)委員 今の御答弁は、悪質な借り手と善良な借り手を全然区別しない考えです。区別しないで扱うということですね。

結局、これは銀行のやり方を弁護するものであります。本当にそこに今住んでいて、障害者を抱えていて、あるいは八十歳代の高齢の方、その住宅を一方的に取り上げる、路頭に迷わせる、こういうことを事実上当然のことである、そういう立場を大臣は表明したものと私は絶対に容認できません。

金融再生委員会というのは、例えば富士銀行の経営健全化計画を承認し、その履行を求めているわけ、そうしますと、区別しないでどんどん回収しろということになるわけ、いわばこういう競売を後押しして、自宅をどんどん取り上げる、そういうことをやっていることを当然あおっていると言われているのではないと思ふのです。私は、その姿勢を真摯に再検討していただきたい。

私が聞いていますだけでも、富士銀行をめぐる事態は一般の銀行とまたちよつとニュアンスが違う状況があると感じております。特定の支店にこういう事件が集中しております。その手口は非常に共通しております。この問題については引き続き当委員会ですべての事例を明らかにしながら今後追及をしていきたいと思ふます。柳沢大臣、この件については以上で終わります。

お引き取りただいて結構でございます。ありがとうございます。

法案の質疑に入りますが、これまでの質問とのダブルを避けてお聞きをしたいと思います。

まず。

天下り、退職金問題についてお聞きをします。

北東公庫も苦東開発会社もあるいはむつ小川原開発会社も中央官庁の天下り先になってきた。これがなれ合いの構造、もたれ合いの構造の中核を構成してきたのではないかと、私は思っております。

北東公庫の総裁、副総裁は、代々大蔵省、開発庁からの天下りの指定席であります。現在の濱本総裁も、大蔵省主税局長、国税庁長官を歴任されておられます。副総裁は、大蔵省関東財務局長、北海道開発庁総務監理官、開発事務次官を歴任しておられます。苦東開発の中田社長も、大蔵官僚から北海道開発事務次官、北東公庫副総裁を経て、九五年六月から社長に就任しておられます。前任の吉岡氏も、開発庁から北東公庫総裁を経て天下っております。その前の方も、北海道開発事務次官が天下っております。

昨年四月七日の参議院国土・環境委員会で、鈴木北海道開発庁長官は次のように言っていました。「いわゆる苦小牧東部の経営者にも、あるいは私どもの北海道開発庁にも、歴代天下りの人が行ったということもよかったですか、これは私は批判は免れないと思っております。危機感が足りなかったと私は思っているんです。」このように述べています。

天下りによるもたれ合いの体制というのがやはり現状をより深刻にしたと私は思いますが、そういう点で、天下りに問題があったという前長官の発言は正しい指摘だと私は思っております。

苦東開発とむつ小川原開発の現在の役員は何人いるでしょうか。そのうち、北東公庫、北海道開発庁など中央官庁からの天下りは何人いるか、数字を出していただきたいと思います。

○斎藤政府委員 現在の苦東会社の常勤役員五名

のうち前職が中央官庁、これは北東公庫を含んでおりますけれども、前職が中央官庁であった者は三名でございます。

○佐々木(憲)委員 むつはいかがですか。

○中川(浩)政府委員 むつ小川原開発株式会社は、現在、代表取締役社長以下常勤四名、非常勤十五名の計十九名の役員となっておりますが、中央官庁及び北海道東北開発公庫からのいわゆる天下りの役員はいないと思っております。

○佐々木(憲)委員 むつの場合には経団連が中心になっておられると聞きますが。

では、苦東開発株式会社について伺いますけれども、発足時の社長は大体民間出身でありました。ところが、昭和六十年、一九八五年からはすべて北海道開発庁と北東公庫からの天下りでありました。まさに指定席になっておられる。

では、これまで退職した役員には退職金は支払っておりますか。

○斎藤政府委員 苦東会社におきましては、役員の経歴のいかんを問わず在職年数等に応じて退職金を支給してまいりましたけれども、平成九年七月以降に退職した役員に対しては退職金を支給しておりません。

○佐々木(憲)委員 平成九年七月以降は支給してないが、平成九年六月にやめた役員がいるのではありませんか。

○斎藤政府委員 御指摘のとおりでございます。○佐々木(憲)委員 九七年七月以降に天下り役員の退職者はいません。ですから、これまで退職したすべての役員は退職金を受け取っているということになるわけですね。破綻の原因をつくったこれまでの役員は何の責任もとらない、そして退職金だけは懐に入れて。会社は、利子も払えない状態に陥った。一昨年から返済不能の破綻状態である役員は膨大な退職金を手に入れています。全く常識外れだと私は思います。

苦東の退職常勤役員は、民間を除いて、国関係が十二名、北海道関係で三名に上っておりますが、

これまで退職した役員、民間も含めても結構ですけれども、幾らの退職金を手にしたのか、すべて個別に明らかにしたい。資料を提出していただきたい。

○斎藤政府委員 ちょっと補足させていただきますけれども、平成九年七月以降退職した役員に対して退職金を支給していませんのは、会社の経営状況にかんがみてそういった措置をとっているわけでございます。当然のことながら、苦東会社清算に至るまで退職者が出てくるわけでありまして、退職金は支給されないことになるわけでございます。

その上で、今の御質問でございますけれども、退職した役員個々の退職金支給額について公表することは、個人のプライバシーの問題もありますので差し控えていただきたいと思います。

でも、常勤役員の役職別の退職金支給状況について申し上げますと、これまで苦東会社発足以来、社長、副社長が五名いました。平均的な勤続年数が七年四月月でございます。退職金の平均支給額が二千八百五十一万円となっております。

それから、退職した専務、常務が十三名でございます。平均勤続年数が九年一月月でございます。退職金の平均支給額が二千五百六十五万円となっております。

退職した取締役が累計で七名ございました。平均勤続年数が四年七月月でございます。平均支給額は一千三十九万円でございます。

常勤監査役三名が退職しております。平均勤続年数が八年八月月でございます。平均支給額が二千二百二十六万円でございます。

以上、合計いたしますと二十八名の役員が退職しております。平均勤続年数が七年九月月、退職金の平均支給額が二千九百九十八万円、支払い総退職金の金額が六億一千五百六十万円となっております。

○佐々木(憲)委員 合計で二十八名で六億一千五百六十万円、莫大な退職金であります。社長、副社長五人で、合わせて一億四千二百六十万円、専

務、常務が十三人で三億三千三百五十万円、取締役が七名で七千二百七十万円、常勤監査役は三名で六千六百八十万円、合計六億一千五百六十万円、こういうことになりましたね、先ほどの数字で計算します。

長銀の場合は、バブルの時代に莫大な投機に走って破綻の原因をつくった取締役二十三名、総額三十億円の退職金の返還を求めています。苦東開発は、苦東を破綻させ、国民負担の重大な原因をつくった幹部に対しては何も求めませんか。何もしないのですか。

○斎藤政府委員 苦東処理の方針といたしまして、行政の判断として苦東会社を清算するということがありますから、当然しかるべき機会に役員には退職を願う、先ほど申し上げたとおり、退職金は当然のことながら支給し得る状況にありませんし、支給しないということでございます。

その上で、御質問の点は、長銀の例を出されたので、過去に支払われた退職金の返還を求めるところかという点であるかと思っておりますけれども、苦東会社は商法上の法人でありまして、退職金の返還を求めるかどうかの判断はやはり株主な

いは会社経営者が判断する事項だというふうに考えているところでございます。

○佐々木(憲)委員 全く無方針、全く無責任であります。

次に、新会社をつくるというけれども、果たして展望があるかどうかという問題について、これまでも議論がありましたが、資本金の基礎になるのが資産の価格であります。その中心は土地価格、どのようにその土地を評価するかです。

上田議員も質問しましたけれども、北海道開発庁が資産鑑定を依頼した業者、これは札幌にある会社で、社長が北海道開発局のOB、社員は十人余りで、半数は北海道開発局のOBであります。

鑑定をしたのは同社の専務と取締役で、二人は開発局在職中に用地課などに所属し、用地事務に携わっていた者であります。これは全く身内の鑑定と言わなければなりません。

ここに委託料は幾ら支払いましたか。
○斎藤政府委員 契約金額といたしまして、一千九百九十五万円となっております。

○佐々木(憲)委員 約二千万円。
五百二十億円という鑑定が出ておりますね。それは高過ぎるのじゃないかという声が広がっております。

ことし一月八日付北海道新聞では、大手不動産会社の見方として、「評価額は二百億円程度」というのが紹介されております。また、一月九日付の朝日新聞では、「道庁内では「競売にかければ、苫東用地は数十億円にとどまるだろう」と、額の客観性に疑問の声を投げかける幹部もいる」と紹介しております。この朝日新聞によると、鑑定をしたOBの一人は、依頼者でない人が額について高いとか低いとかとやかく言うのであれば、独自で調査、鑑定をすべきだと聞き直っているそうであります。

そこで、この評価が正確かどうかについて疑問が生じている以上、客観性を担保できる別な鑑定業者のもとで新会社設立前に鑑定をもう一度やり直すべきだと思えますけれども、その点はきちっとやる決意はありますか。

○斎藤政府委員 この去年の十一月に鑑定をしてもらった結果は、これは鑑定評価ということではなくて、鑑定意見のレベルでございます。私もとしましては、専門家の不動産鑑定士による鑑定意見でございますので、これについては信頼を置いているところでございます。

次に、新会社設立のためには、現在苫東会社が持っております資産の引き継ぎが必要でございます。この場合に、新会社の重要な資産については、今度は鑑定意見ではなくて鑑定評価が必要でございます。

したがって、いずれにいたしましても、現在の苫東会社が持っております不動産の鑑定評価を委託する必要があるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 再度鑑定をやりかえて、評価が大幅にこれと違って下がった、あるいは上がった

たという場合もあるかもしれない。その場合には新会社の資本金の規模は当然変わるわけですね。

○斎藤政府委員 苫東会社が私ども開発庁が委託した会社とは異なる会社に委託するといいたしましても、ひとしく専門的な立場での同じ不動産についての鑑定でありますので、おのずから結果は同一のものになるであろうというふうに考えているところでございます。

○佐々木(憲)委員 全然答えていないじゃないですか。もう一度やり直すわけでしょう。鑑定意見、五百二十億。正確にもう一度鑑定をやり直す。

では、鑑定業者も、同じところにもう一回やるのですか、それとも別な業者に委託するのですか。
○斎藤政府委員 苫東会社が現在鑑定について委託しておりますのは、開発庁が去年の十一月に委託した会社とは別の会社でございます。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、評価も変わるはずですね。変わる可能性がある。私が聞いたのは、変わった場合、資本金が変化するのでどうかを聞いているんです。

○斎藤政府委員 当然、専門家による鑑定評価でありますので、可能性としては去年の十一月の鑑定意見とは異なる結果になる、可能性としてはあるわけでございますけれども、私も期待していません。大きな食い違いというものは生じないであろう。それで、仮に鑑定評価における食い違い、その度合いによりますけれども、仮に食い違った場合に、どの程度の食い違いかということを見ました上で資本金の金額については判断をいたしたいと思えます。

○佐々木(憲)委員 これはおかしいですね。この資本金というのは、資産の価格によって決めるというふうになっているんじゃないですか。資産の価格、土地の評価が変われば資本金だって変わるんじゃないですか。これは当たり前じゃないですか。

○斎藤政府委員 仮定の上での答えということになりますけれども、現在の予定しております新会社の資本金の基礎になりますのは、御指摘の

ように、最も重要な資産である土地であり、その評価額ということになります。

したがって、仮定の問題でありますけれども、仮に鑑定評価の結果が大きく変わるのであれば、これは資本金の金額についても考え直さざるを得ないということになるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 最初からそういうふうに答えればいいんですよ。

次に、この事業計画ですね。これが果たして展望があるかどうかということが問題でありまして、昨年七月の「苫東問題処理の方向」によると、事業採算性のあるプロジェクトについて早急に検討する必要があるとされております。幾つかのプランがあるようですけれども、実現性があるのかどうか、これは大変疑問に思っております。

それで、例えば、国際ハブ空港の建設ということが言われておりますけれども、これは可能性としてこういうことも検討されているんですか。

○斎藤政府委員 私どもが中心になって取りまとめた、今後、新会社のもとで苫東地域において推進すべき公的プロジェクトの中には、ハブ空港というの是对象にしております。

○佐々木(憲)委員 それは入っていない。そうしますと、昨年三月国土庁が発表しておりますけれども、全国総合開発計画「二十一世紀の国土のグランドデザイン」に書いてある苫東の利用方法、すなわち、国際的な交流需要に対応した空港機能への活用策など開発方策等の検討、こういうふうになっているわけですが、このグランドデザインは否定されたというふうに考えてよろしいのですか。

○斎藤政府委員 今先生挙げられたのは、いわゆるグランドデザインのベースの問題でございます。それから、ただいま具体的なプロジェクトというところで申し上げましたのは、新会社の事業計画の核になるべき公的プロジェクトということであります。この新会社の事業計画の核になるべき公的プロジェクトについては、決

してグランドデザインの中に織り込まれている空港機能の活用について否定したわけではございません。

○佐々木(憲)委員 何かよくわからぬ、要領を得ない答弁ですけれども、極めてあいまいな、将来展望があるのかないのかよくわからない答弁だと思えます。

それから次に、この大型実証実験施設、国際熱核融合実験炉、ITERですね、これも大きな柱の一つとして検討されているのであります。視察に参りましたときにも、これは大変目玉だ、こういうふうに強調されておりました。しかし、これは財法法の際に凍結されていたんじゃないかと思えますが、これは解除することなんですか。

○斎藤政府委員 財法提案の際に大型プロジェクトは凍結するというので、二〇〇〇年の十二月までということであったと思えますけれども、この中に大型熱核融合の実証実験施設も含まれているというふうに考えております。したがって、仮にこれが実現という運びになります場合には、その後具体的に化していくことになるうかと思えます。

○佐々木(憲)委員 現在凍結中と。それで、この計画は既に昨年設計が終わっておりますが、余りに高価過ぎるというので、さらに設計の計画を三年延長し、二〇〇一年まで設計を続けることになっているようであります。建設に向けての交渉もことしの五月から始まるということで、建設するということさえ決まっていな

しかも、これは国際的な計画ですから、この計画に参加しているアメリカは、ことし七月に計画から撤退するというのを決めております。それ以外のロシア、欧州も、余りに高価な負担に二の足を踏んでいるという状況だそうであります。そもそも、誘致するとかなんとかいう以前の問題ではないのでしょうか、この問題は。

○斎藤政府委員 ITERをめぐる諸事情につきましては、ただいま先生御指摘のとおりというふ

うに考えております。

ただ、従来から苦東地域にいわゆるINTERを誘致するという地元関係者の熱意があり、私どもとしても、具体的にその機会があれば、すなわち我が国への誘致があり、かつ苦東の地域にINTERの誘致が認められるのであれば、そのときに備えて今から積極的に検討しておく必要があるというふうなことを考えているところでございます。

○佐々木(憲)委員 全く展望のないものを、雲をつかむような話をこの計画の目玉にしている。

それ以外にも、JR工場の移転の問題でも、JRに移転は検討段階にもないという声があるとか、それから、廃自動車、廃家電、廃プラスチックについて、業界の協力は具体化しているのかどうかという問題も全く明らかではありません。

ですから、将来のこの事業計画そのものが本当に展望があるのかどうか。閣議決定では採算性ということが言われている。そのことについても根本的な疑問を覚えるわけであります。

昨年八月二十六日に開発庁と苦東会社が民間融資団に対して行った新事業計画についての説明会、ここでは、民間融資団は、今の苦東会社にはとても考えられない事業の数々がなせ新会社になれば突然可能となるのか、その根拠がわからない、こういう声が寄せられていたのではありませんか。

民間金融機関が出した新会社設立スキームに対する意見、それによりますと、「新会社スキームは受け入れられないので、結果として法的手続に移行してもやむを得ない」と述べております。要するに、収益性に見通しがない、再建は不可能、こういうふうに見ているわけであります。

宮澤大蔵大臣にお伺いしますけれども、きょうの質疑の御答弁で、民間が出資をしないと戻したら、そのときにどうするかはもう一遍立ち返って考えなくてはいけない、あるいはその事態に当たって北東公庫をどうするか、その時点で考え直さなくてはならない、上田清司議員に対してこのように御答弁されていますね。

平成十一年五月十九日印刷

これはどういう意味でしょうか。開銀、北東公庫の統合を見直すということであるのか。それではないとすれば、苦東の清算あるいはむつ小川原の清算、それに伴って北東公庫の債権をきちんと整理してきれいにする、これは最低限行うべきだと思いますけれども、その上で北東公庫の処置を考えていく、こういうことを意味しているというふうな理解をしてよろしいのでしょうか。

○宮澤国務大臣 先ほどお答えを申し上げましたのは、この法律案において北東公庫と開発銀行がおのおの消滅いたしまして政策投資銀行をつくりたい、こういうことをお願いしているわけですが、このことを改めるといふ意味ではございません。

私の申し上げましたのは、北東公庫も産投から金を出資を受けて出資をする、そのときの了解は関係者がみんな同じように負担をするということであつたわけでございます。そして、その中には北海道の地元が含まれておるわけでございますから、その方々がその当時の了解を、合意をそのまますべていただくということが前提になつておりまして、それは当然だと思ひます。

この苦東というのは地元の方々が将来に向かつて望みを嘱してやろうとしておられるのでございしますから、それで北東公庫もできるだけのおつき合いをしようと考えておるのでありますから、またそれが閣議了解の趣旨でございしますから、もとところでも地元の方がそういう熱意を失われたというところになりますと、基本的な合意が崩れます。崩れるといたしますと、そこでいかにすべきかというところは、そのときにも一遍考えなければならぬ、こういう意味で申し上げております。

○佐々木(憲)委員 となりますと、熱意を失うとか、あるいはその苦東の協同融資団のうちの現在四社がノ一と言っている、むつの場合も全くこれは合意ができていない、このような状況がずっと続いていきますと、今大臣がおっしゃったような事態になるわけですね。

平成十一年五月二十日発行

得ないという法案を、これはこのまま通していいのかどうかというのが根本的に問われるわけでございます。民間の金融機関あるいは北海道の地元の意見あるいは熱意といふことが、そういうものをきちんと聴取するといふことがない、展望そのものも開けてこないのではないか、見えないのではないかと、いふふうに私は思ふわけです。ともかく法律をつくった、しかし十月一日前にもう一回これを見直しをするということになる、こうなつていきますと、これは国会としては無責任なことになつてしまいますので、その点の地元の御意向といふことが、あるいは銀行側の意向といふことが、その点の意見をぜひお聞きをする必要があると私は思ひます。

これは委員長にお願いしたいんですけれども、ぜひこの点、関係の金融機関、それから北海道、地元の方々の意見を聞く場を設けていただきたい、検討していただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 その点は、私が先ほどお答えいたしましたのは、この法律案は開発銀行と北東公庫とおのおのを消滅させて一緒にするといふ、いわば特殊法人の合理化に関するものでございします。その二つは、いわば相性がいいと申しますか、この案はその点では非常にいい案だといふふうに考えまして、ひとつ御賛成をお願いしたいと申し上げる傍ら、そこで登場いたします北東公庫というものが厳密にどういう形で十月一日に新しい銀行になるかというところは、ただいまおっしゃいましたような理由で、必ずしもただいま分明ではございません。

むつ小川原のことは、これはわかつておりますから申し上げるまでもない、今まさに何も決まつていない状況でございますが、苦東については、決まつておることであつて、今御指摘のように、地元はまだその出資を現実にはいたしておらない。恐らくは、先ほどからお話しのうちに、これだけの見積もりでもって、本場に現実にこの会社が将来実のある仕事ができるのであろうかといふことについてのいろいろ議論があるのだらうと思ひます。

衆議院事務局

いますけれども、理由はともかく、まだそういう出資というものが行われておりませんので、したがって、先ほど申し上げましたように、もしそれが行われないうちに、我々が予定しております二百二十二億というその出資も、これも実はもう一遍考え直さなければならぬ。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、終わります。

○村井委員長 次回は、来る二十三日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

印刷者 大蔵省印刷局